

第十九回 参議院農林委員会 會議録第四十九号

昭和二十九年六月一日(火曜日)午前十一時二十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君  
理事 宮本 邦彦君  
森田 豊壽君  
江田 三郎君  
戸叶 武君

委員

雨森 常夫君  
川口爲之助君  
佐藤清一郎君  
重政 庸徳君  
関根 久藏君  
横川 信夫君  
上林 忠次君  
北 勝太郎君  
河野 謙三君  
清澤 俊英君  
野溝 勝君  
松浦 定義君  
鈴木 一君  
鈴木 強平君

衆議院議員

金子與重郎君  
小枝 一雄君  
足立 篤郎君

國務大臣

農林大臣 保利 茂君

政府委員

農林政務次官 平野 三郎君

農林省農林局長 小倉 武一君  
農林省畜産局長 寺内 祥一君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君  
會專門員 倉田 吉雄君

説明員

農林省農林局長 大沢 融君  
農林省農林局長 谷垣 專一君  
農林省農林局長 中沢 三郎君

農林省農林局長 中沢 三郎君  
農林省農林局長 中沢 三郎君  
農林省農林局長 中沢 三郎君

本日の會議に付した事件

○農林漁業組合連合會整備促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○農林漁業組合連合會整備促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○農林漁業組合連合會整備促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○農林漁業組合連合會整備促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○農林漁業組合連合會整備促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○農林漁業組合連合會整備促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○農林漁業組合連合會整備促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○農林漁業組合連合會整備促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○農林漁業組合連合會整備促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○農林漁業組合連合會整備促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○農林漁業組合連合會整備促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○農林漁業組合連合會整備促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○農林漁業組合連合會整備促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

再建整備法によつて関係のある向きと摩擦が起きるとか、何とか、さうなことはございせんか。そういう点について大蔵大臣も自由党の人でございまして、政調会長はこういう点についてはあなたの方で特に深い関心を持つておるようですが、こういう点については万幸差支えない、こういう見解なんです。

○政府委員(平野三郎君) 実はこの法案は全くの議員提出のものであります。が、事前に政府の方には詳細の連絡は実はなかつたのでございするが、併しよく提案の間に際になりまして、勿論自由党を含めての各派共同提案でございする。実は協議もいたしたわけでございする。今お話しした漁業組合のみにかような立法をいたしますという点については、均衡上問題があるということで、政府部内におきまして、特に大蔵省方面におきましては相当に実は異論がありまして、たわけであります。併しながら、これは農林漁業の特殊性に鑑み、又国会の御意向でございする。その趣旨を諒といたしまして、政府としてはその方向に努力する、こういうことにはしたわけでございする。従いまして、只今のところ具体的にどうということまで至つておりませんが、国会の御決定の趣旨に基きまして、政府といたしましては最善を尽くすように努力をするように考へておるわけでございする。

○江田三郎君 これは問題があつたけれども、大蔵省のほうでもこれは了解した、こういうことですね。いろ／＼意見はあつたが、この点については大蔵省のほうも農林漁業協同組合の特殊

な性格に鑑み了解しておる、こうなんですね。

○政府委員(平野三郎君) さうでございする。

○江田三郎君 こういう特例が一旦できると、成るほど農林漁業協同組合の特殊性に鑑みて了解したというけれども、又他の金融機関についても、おのの特殊性に鑑みて了解をして、次にこういうような特例が拡がつて来るといふことはございせんか。これはまあ農林政務次官に聞くのはちよつと無理なもので、本来から言へば大蔵省に出て来てもらつて、大蔵省の意見を聞きたいと思うのですが。

○政府委員(平野三郎君) お話の点は、大蔵省としては異論を持つておるものであります。従つて政府といたしましては、只今の御質問に對しまして、各部門に亘りまして、いずれもこういう特例の途を開くということをお政府として積極的に考へるということとは目下のところございせん。

○委員長(片柳眞吉君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始め

○衆議院議員(足立篤郎君) 只今平野政務次官に對する江田委員の御質問につきましては、提案者としてその間の事情を一言御説明申上げて御了解願つておきたいと思ひます。この問題につきましては、他の同様な立場にある金融機関が特例を設けることを要請いたし、同じような特例が相續して起るのではないかと御疑問でございするが、これは実は私も議員提案として出します前に、政府与党という立場も

ございする。大蔵当局、農林当局とも打合せをいたし、この間に一番問題になりまふ点につきましては、相当議論が闘わされたのでございするが、私どもの考へ方といたしましては、本来農林協同組合がかうな大きな負担を背負つて今日再建整備に四苦八苦してゐるという状態は、一日も早くこれを除かなければならない、更に續つてこれを閉鎖された当時の事情を考へてみますと、これは他の金融機関と同一の扱いで、資金調整法によつて規制を受ける性質のものではなかつたのでありまして、これはまあ容れられまして、この際農協の再建整備を促進するという意味合からいたしまして、これは本當の特殊な措置として大蔵当局も了承するということになつたのでございする。但し資金調整法に基く他の金融機関の取扱方と著しくその差別がございまして、これは均衡を失ふることになりますので、その間の取扱いにつきましては相当慎重に検討いたしまして、この法案がでさう上つてゐることを申上げたいと思ひます。どうかこの点を御了承願ひたいと思ひます。

○江田三郎君 一応農林政務次官も政府を代表して来ておられるんですから、今、足立さんのほうから説明がありました。政府としてはこの特例を他に拡大する意図はない、こういうことをはつきり言明できますか。

○政府委員(平野三郎君) 私も政府を代表いたしまして責任を持つてお答え申上げますが、これは今提案者の足立議員から御説明申上げたような経緯でございまして、かような特例を全般に拡大するというようなことは適

当でないと思ひます。そのので、御意見のように進む考えでござい

○江田三郎君 第十九条の二によつて、納付した金額に相当する額を予算の定めるところによつて再建整備の促進のための経費に充当することになつておりますが、この法案が成立した際に、これを執行する政府としては、これを具体的に如何なる使ひ方をされようと思ひますか、その点をお答え願ひます。

○政府委員(平野三郎君) 実はその点につきましては、本法の提案者のかたの御意向に基きまして、将来慎重に考慮の上善処したいと思つております。が、只今のところ具体的にどうございするかと申上げかねるものでございする。私の見解といたしましては、再建途上にあります農協の、特に不振な組合の再建とか、或いは一般の再建に必要な教育、宣伝、啓蒙というような方面にも使ひようにいたしたい、かように考へておるのでございする。

○委員長(片柳眞吉君) 速記を止めて下さい。

午前十一時四十九分速記中止

午後零時五分速記開始

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始め

○政府委員(小倉武一君) それでは原稿によりまして中沢事務官から御説明申上げます。

○説明員(中沢三郎君) 資産の評価を昭和二十八年十二月末日に行なつた場合に、昨日お手許に差上げました資料とどういう差があるかということをお説

明申上げます。不動産を土地と建物に分離いたしますと、土地が三千三百三十九万七千円、それから建物が一億九千六百八十二万六千四百円でございます。その土地につきまして、昨日資料におきまして処分を見込んでおりましたものの帳簿価額が五百七十四万四千円、それを二十七年の三月末日で整理いたすものとして見込んだ価格が六百五十三万九千四百円でございます。土地につきましては、勸銀の市街地価格推移指数、二十七年三月末日と二十八年度の十二月末の指数がございませんので、最も近い二十八年度九月末日の指数を使ひますと、約その間二倍になつてゐるのでございする。それで昨日の資料におきまして処分を見込んでいたものの価額の六百五十三万九千四百円がその倍になるわけでございまして、その差額の六百五十三万九千四百円というものが、土地につきましては、新たに増加して出づきましては、一億九千六百八十二万円のうち、処分を見込みましたものが千三百二十八万七千四百円でありまして、その二十七年三月三十一日現在における整理見込額が千四百九十三万五千円でございます。これをやはり勸銀調査の建築費指数を使ひまして差額を見て参りますと、昭和二十七年三月末に對しまして、昭和二十八年九月末におきましては、約一・四倍になつてゐるのでございする。一・四倍になつてゐるので、二十七年三月三十一日現在におきまして見込みました千四百九十三万五千円の〇・四倍、即ち五百九十七万四千円が増加される見込みになるわけでございする。

りまして陽の目を見ずに今日まで参つたのでありますが、今回この二つの法案を突如として提出いたしました。而も議員提出の形で提出しておりますその理由は、その内容をあけすけに皆様方に申上げまして御了解を願いたいと思ふのでありますが、実は第一回と第二回と政府の提出において、只今お話のように、農業団体再編成というような言葉を誰が使つたか知らんけれども、とにかくそういう言葉の下に提案されましたときに、私提案者の個人の考え方もそれには加わつておつたのであります。この法案を二つ並べて農業団体再編成だという考え方は非常に間違つておる、農業団体再編成にはならないと、結局行詰つた今の協同組合、指導連合会乃至は全国中央会というものと、又経営的に相当行詰つて次の進路を求めなければならぬ羽目に入つておるところの農業委員会というもので、何か活路を求めたいという一つの下の工作ではないかという意見を強く持ちまして、そういうようなことのために農業団体再編成だという美名の下にこれだけのことをやつても意味がないということが第一点。それから率直に申しますと、農業委員会というものが、当初の原案におきましては、書記二名のうち一名を技術員にして、そうして技術指導体系を持つということが一つ、それからもう一つ、農業委員会において、農業委員会の系統機關のような形において農業会議乃至は農業會議所を持つと、この二つの問題は絶対今農業技術の指導というものの体系を今の農村でどういう体系に持つてよいかということに対して、まだはつきり

自分たちは結論付けておらない。なげならば、今の改良普及員制度というものの対して、これを一応本筋としてはやつておるが、これに対しては相當の改善の余地もあるのではないかと。又、農業協同組合にも技術員がおる、養蚕組合にもおる、畜産組合にもおるというように、非常に技術体系といふものがまち／＼になつておつて、少い農林予算をばら／＼に使つておるために、本當に効率が上らないといふやうな形にあるのが農業技術体系だと、それらのものを整理しないうちに農業委員会が又技術員の体系を持つといふことになれば、これはいよ／＼支離滅裂になつてしまふから、その点が賛成できない。それからもう一つは、農業団体といふものが多過ぎる。多過ぎる中に又農業委員会という委員会を基礎にした系統機關といふものを作るということは、又新しい線を殖やすといふことは納得できない。これらが農業委員会に対して了解かねる点です。それからもう一つは、協同組合については、どうしても現行の協同組合法といふものは占領中に作られたものであつて、日本の農村の特殊な立場にある農業経営に対しては不適当な点が非常に多い。だから協同組合法については抜本的な改正をする時期が来ているのではないかと。この二つの問題が両方にあるとして、そうしてこの程度のもので農業団体再編成だなどといふことは言い得ないといふやうなことが主たる理由で廃案になつた、そういう結果だと私は今考えておるのであります。そこでそれらをどうして今度議員提出で出したかと申しますと、実は農業委員会法の修正の提案者であり

ます小枝さんのほうからお話がありまして、農業委員会については、技術員の問題は一応昨年の問題があるからと。それから系統機關の問題は農業委員会の系統機關という形でなく、農業委員会も勿論入るが、それ以外、協同組合なり或いはもつと拡げて、それが県なり国の段階に行くならば、法人でない例えは農民組合や農民同盟といふやうな、そういう常識的に見てそれが農村建設のための全体機關だといふふうになされるものは、団体まで入れて一つの農業會議の形にしたらどうか、それならば現在もあることだから、新しい団体を作ることにはならない。そういうやうな昨年、一昨年の問題点になつた問題を一つ解決いたしました。そして農業委員会がすでに任期延長もこういふふうな幾度もやつておられますので、もう或る程度で解決しなければならぬので、その点と脱み合わせて、この際その線で収めたらどうかといふことの、農業委員会に対して自由、改進両党で納得の付いた線が初めて出たわけでありまして、もう一つは、協同組合の問題につきましても、協同組合法に対する抜本的な改正をいたしたい、こういうことを考へておりましたけれども、それには相當の時間と研究を要します点がある。そので、差当り今農業協同組合が一番困つておるところの経理指導機關といふものが貧弱であるために、日を過すごとにいろいろ経理上の面白くない問題が出て参る。これを一日も何とか解決を早めなくちやいかんといふ切実な問題や、或いはその他農業協同組合の行ふ事業上の問題について、監督規定その他を必要とする問題が出ましたの

で、差当り二、三の点を加えて協同組合法の一部改正をしよう、こういう結論が出たのであります。そして、従つて只今御質問にありました農業団体再編成とか何とかいう、そういうやうな大がかりな気持ちで提案しておるのではありませんので、農業委員会については前に問題になつておつた二点を片付けて一つ提案したい。協同組合に対しては差当り必要な事項を入れて行こう。それで抜本的な改正については、又衆参両院のその方面の熱心な方々の衆智を集めて、そして政府が中心になつて本當に農業団体再編成に対しては別な考え方をする機会を持たなければならぬだらう、こういうのが率直に申上げた私の考え方でありまして、○森田豊壽君 今度議員提案になりましたのは農業団体再編成といふものではない、これは両法案にありますが通り、一部改正をして、今までの悪いところはよくして行くといふやうな意味の御答弁と解釈いたしますが、そうでございませうか。

○衆議院議員(金子與重郎君) そうであります。○森田豊壽君 衆議院の農林委員会は立派な方々がおいでであることは言うまでもないのであります。講和条約発効後におきまするいろいろの世の中の状態といふものは、占領下におきまする幾多の法律に對しては、これを研究し、又は正すべきは是正しなければならぬといふ状態になつております。これは御承知の通りなわけでありまして、而も憲法改正を初め、或いは教育委員制度、或いは警察制度の改正その他幾多の問題があるわけでありまして、殊に農村問題につきましましては、終戦後

續出したしましたあの多くの団体が、団体再編成といふことを問題にしなればならぬ状態になつて來ましたことは、国会でそういう言葉を使つたといふよりも、むしろ全部の農村におきまするそういう空氣が醸成されて、そこから出たのが農林省のあの二つの法案だつたと私は記憶しておるのであります。この法案が出たことは、団体再編成でないじやないかといふことが国会の意見であつたことは御承知の通りであります。併しながら、世論は団体再編成をいたすべきだといふ主張であつたことも、これは争われざる事実であると私は考へておるのであります。これを根幹といたしまして、この団体再編成といふ、農民のためにする団体を作り上げなければならぬといふことの考え方が、今講和条約発効後におきまする我が国の農村のあり方といひまして、一番重要な問題だと私は考へておるのであります。従ひまして、今提案されておるのは二つの法案に違ひありませんが、衆議院の提案者各位は、衆議院におきましてそういうふうな考え方をしておりましたかどうか、又そういうことについてどういふ考へを持つておつたのでしょうか、その詳細を承りたいのであります。なお、ちよつと私の感じを先に申上げますと、この問題は何となく団体再編成をどこかへ持つて行つてしまふやうな状態にいたしまして、寝ている子を起したやうな工合にいたしまして、元の廢案にしようとして衆参両議院が考へましたものに幾分お化粧をいたしまして、ここに出して來た法案のごとく考へられ、而してこの法案を出すことによつて、これが通りますれば、団体

再編成はこれで終止符を告げるといふやうな情勢にも考へられる点があるのであります。その点は如何でございませうか。

○衆議院議員(金子與重郎君) 只今御質問がありまして、この前の国会においても、その前二回とも法案が流れたときの衆議院におきまして、感じは全くお説の通りでありまして、私もはあの二つの法案を出して、これが日本の農業団体の再編成だといふやうなことを打出して來てゐること自体に不満を大きく持つたわけでありまして、従つてそれらも、私もがあの法案といふものをどうしても通過させられなかつたという理由なのであります。そこで今度の差当りの問題を解決するために二つの法案が出ておりますが、これは先ほども申上げたやうに、これでは先ほどの再編成といふものを、こゝで団体再編成といふものを、又これといふやうな気持ちもなしに、又これで事足りるということ全然考へておりませんので、これは内容の話になつて甚だ非公式な問題でありますけれども、実は去年の十二月から、農村団体となつておる協同組合法につきましても、相當抜本的な、今の法律から離れ、又過去の産業組合時代からの点も考究いたしました。そして、その基本法律改正をいたそうといふやうなことも衆議院農林委員会の中で寄／＼ありまして、その案も実はできて、もう四回ほど私的な有志会合でありましたけれども、そういう会合も持ち、非公式ながら農林省の人たちにも事務的なお手伝いを願ひましてやつたのであります。途中で、途中でその結論ま

で、若しそれが結論に近いものが出ますならば、参議院の皆様方に議案として出す前に、非公式な研究会のような形で御相談申し上げて何とかいたしたい、そしてそういう一つの骨を作つて、農業団体全体を眺め合せて行きたいというような希望を以て実は出かけたのでありますが、いろいろの事情からその問題に到達しない間に、この国会中、只今提案いたしました二つの法案の範圍のことをこの際やっておくほうがいいだろう、而もこの二つの法案をどういふふうな一部改正をやつたことは、将来の農業団体再編成を真にやろうとするときに邪魔になるといふようなものは取除いて行かなくちゃいけない。言換えれば、先ほど申しましたように、技術体系の問題を新しく一本打立てるとか、或いは一つの系統機關をもう一つ設けるというようなことは、この際どうしてもやつてはいけません。なぜならば、そういうことをやりますと、次の農業団体再編成のときに一つの邪魔になる、こういうことから、そういうものを避けて、真の農業団体再編成に禍いをなさないというやうなことも相当考慮をおきまして、今度の二つの法律改正にもできるだけ考えを及ぼしたつもりでおるわけでありませう。

○森田豊壽君 農業団体再編成の問題は、勿論我が国農業政策の根本的な、いわゆる根本政策的な施策を講じなければならぬ時期に際会しておるのであります。いづれにしても、農業団体再編成であろうと、或いは農業委員会或いは農協にいたしても、これは全農協の相当の批評と批判があることであるのでありまして、こういう問題につきましては、それ／＼専門的な経験者にお集まりを願つて、その種の意見を徴するとか、或いは政治的に言うならば、公聴会くらいのもので聞いて、この重要な問題に對しましては地方の情勢も聞き、又大衆の意見も聞いてみるということも必要ではなかつたかと私は思うのであります。従いまして、今何が重要かという問題につきましては、議員諸君もそれはよくお知りでありましようけれども、こういう問題に對しては相当接觸があつたのではなからうかというふうには私は考えますが、そういうことをしたことはないのではありませんか。

○衆議院議員(金子與重郎君) この問題につきましては、いろいろ提案するまでの間に時間的に手間取りましたので、提案いたしましたからあとこの審議期間が比較的短かつたのであります。けれども、一応この問題については公聴会を開きまして、学者や或いはその他の實際家の意見を聞く必要があるというやうなことで、実は審議の時間が非常に少なかつたのであります。衆議院におきましては、一日農政方面の学者、それから實際のそれに携わつてゐる方々をお願いしまして、成規の公聴会の手続を経てゐる時間的余裕がありませんので、参考人として意見を承つたのであります。

○森田豊壽君 その内容、どんな人々を呼びになりました参考人のかたは、京都大学の教授の大隅先生、それから協同組合関係の評論家と申しますか、辻誠さん、それから中央農業会議の中村事務局長、このたしかお三方だつたと思ひます。

○森田豊壽君 来た方々を余りいいとか悪いとか申上げたくなないのでありますが、丁度農林省が答弁に立上られましたから、今度はたくさんありますが、一応この辺で打切つて、次のかたに答えて頂くと思ひます。農林省のかたにお伺いします。農林省は、現在中央の農業関係の団体が非常に多いことは御承知の通りであります。私も十分勘定してみませんが、八つがしらくらいじゃなくて、二十二がしらというか、非常にたくさんあるように思へますが、こういう団体をこのまま置こうとお考えになつておられますか。こういう団体はできる限り整備統合ということは悪いかも知れませんが、一応今の事態に即するやうにやろうというお考えがあるかどうか。この点を、ほかのものに触れるやうなさいから、農林省の委員と農協法の改正にしても、昔からやつて来たやうであつて、華々然としても結構だつたやうな顔をしておられるやうに考えられるのであります。その点はどうか、農林省のほうとしましては、はつきりお考えがあるでしようから承りたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) お話のように、農業団体といつたしまして全国的な機關は相当多数ございます。これを整理統合するやうな考え方方は現在私どももいたしましてはございませう。

○森田豊壽君 あなたの方で整理するといふことは……ここに次官がおいでになりますか、どうも私は次官に聞くのは何だか聞きすらくて、実は局長のほうに伺つておるのですが、(笑) あなたは自分がやるということですが、これはできないことはよくわかりますが、たくさんあつて相当整理をしても差支えないのじやないか、その機能を見失ふのじやなくて、まとめたほうがいいのじやないかという考え方に対しては、一度も考えたこともなければ何もないのですか。整理ができるか、できないかやつてみようという考えでいるのか、そういう考え方は如何でしようか。

○政府委員(小倉武一君) 現在できております団体、これは一概に全部同じやうに考えるわけにも参りませんけれども、仕事の分野乃至職能の違いといつたやうなものからそれ／＼分立したてておまして、これを單純に整理統合をするというわけには参らないし、又そうすることは却つて弊害があるのじやないか、農業団体のいろいろの利害得失といふことをお互いに調整しながら、それ／＼の分野の活動を促進して行くといふためには、やはり相当程度団体といふものは分立してゐるほうがむしろ全国的に見た場合にはいいのじやないかといふのが実は私どもの考え方でありませう。ただ今回のこの提案になつておきます法案に關連して申上げますと、ここにいろいろ職能的に分立したしまして、農業全体或いは農民全体の利益を考えて行く、個々の分野だけでなく、全体について考えて行くといふことがだん／＼と薄くなつて来ている、こういうことでございませうので、或いは協同組合の中央会でございますとか、或いは中央農業會議とか、こういうものは一種の統一的な意味もございませうが、又新しい分野

を開くといふ意味において適當な考え方ではないかといふふうに思つておるわけでありませう。

○森田豊壽君 最後に今度は次官に一質問申上げたいと思ひます。今まで私が見ておりますと、農林省並びに農業団体は、とかく団体がよくあつたほうで農林省としてもよくあつたり、団体のほうでも幾つかにしまつたり、ほうが都合がよかつたり、そういうふうになること、或いはそれに伴つて補助金や何かをたくさんもらつて、農民が利益を享受するごとく考えている場合が多いように思われるのであります。このことは私は決して団体の数の多きを以て導くとするものでもなければ、いいものとも考えておりません。又これに對して、そういうものを多くこしらへることによりまして多くの費用が、国として使われましてそのものが必ず農民のほうまでそれが及ぶものとは考えておりません。中途におけるところの経費に終えてしまふものと私は考えておるのであります。この点に對しまして、乏しい我が國財政を農民に對しては、乏しい財政よりこれを農民に對してできるだけ助成、育成しなければならぬ事態におきまして、これを整備統合するといふやうな考え方、又金の流し方によりまして、よほど考えないといふと農業政策が下部まで徹底しないといふことになつて、この点に對しまして農林次官はどうか、この点に對しては農林次官はどうか、いふやうにお考えになつておるか、一つ聞かして頂きたい。

○政府委員(平野三郎君) 何もかもおわかりであらせられる森田委員に私からお答え申上げるといふことも甚だ慥

愧たるものがございますが、現在日本の農業団体の分布状況と申しますか、設立の状態は決して満足は行くものではないということに對しましては、森田委員の御指摘の通り全く同感でございます。従いまして、これらを再編成と申しますか、一つの改革を行うべきであるということにつきましては、その通りに考へておるわけでございまして、併しながら、政府の基本原則と申しますか、私どもの氣持を申上げますならば、こうした問題は政府が一方的に一つの考へ方を定めまして、そしてこれを農民に押付けるというようなことは適當でないものであつて、むしろ末端の農村自体から、かくあるべきであるという声が盛上つて來まして、それに基づいて自然にこれが適當な状態に發展して行くということが望ましいということが、これが私どもの眞の氣持であるわけでございます。併しながら、實際におきまして、ただこれを徒らに傍觀しておりまして、なかなかそういうわけにも參らないということ、漸次これがやはり一つの方向に行くべきであるということから、実は只今御審議頂いておりますが、この両法案も政府がそういう原則を持つておるのでありますけれども、一応當時の農業団体各方面の意見の最大公約數と申しますか、そういうものを考へまして、先般来しは、御審議を国会においてお願いいたしたわけでございしますが、結局これが審議未了ということになつて今日まで及んだわけで、今議員の方々がこの法案を御提出になつて御審議頂いておりますわけでございます。実はこの前政府から出した法案が審議されました當時、実は

私も衆議院の農林委員会におりました、殊に政府与黨の農政の責任者をやつておりましたので、ここにおいでになりまして金子委員その他の方々と幾多の折衝をいたしたわけでございまして、委員会におきましては正式の審議というものは余り出来なかつたのであります。委員が、内面と申しては何でありながら、各政党内におきましては、実に慎重の上にも慎重、幾多の折衝を続けたわけでございまして、併しながら、遂に最後にこれが妥結を見なかつたのでございまして、併しながら、一応或るところまでは相当行つて、もう一歩というところで成立をするという段階まで行つたこともあつたわけでございしますが、今御提出になりましたこの法案を拝見いたしますと、相当浮び上つておるといふふうにも考えられるのでございまして。従いまして、これは只今の御質問に對するお答えになるかどうかわかりませんが、政府といたしましては、これを以て農業団体の再編成であるというふうな大きなことを申上げることは勿論できませんし、この点は金子提案者から只今お話がありました通り存じておるわけでございまして、ただ現段階といたしましては、この農業委員会につきましても、すでに御承知の通り、食糧調整委員会、農業改良委員会並びに農地委員会というものを政府は先般これを一本にまとめて行つたわけでございしますが、漸次こういう方向に進めて行くという意味におきましては、この法案の成立を大いに期待をいたしておるといふ次第でございます。

○森田豊壽君 私も与黨ですから、ちよつと攻撃ができないのであります

が、私の考へ方を率直に申上げるといふと、今までの農業団体再編成と言つて稱えておりました両法案は、一応両院の間にございまして、これは審議としては終止符を打つたわけでございしますが、又出て來たということは、これは農業委員会と農業協同組合というものが、農業協同組合は前からあつた、農業委員会というものが新しくできた、それができたために、両方の勢力争いが相当強くなつて參りまして、幾多の団体があつて、集約するところの二つを改正すれば差当りいふようなお話のようでありまして、これは両方が非常に競争し合ひまして、そこでおれのほうはこゝういふふうにしてもらいたい、おれのほうは中央から助成をしてもらいたいというふうな關係で、両方から頼まれまして、議員の諸君が、衆議院のほうにおきましては、それが非常に強く働かれておりました、運動によつてつち上つたものがこの法案ではないかというのを私は非常に心配するものであります。この法案がいやしくも議員立法として、眞に議員諸公がいろいろと研究されて作つた経過があるのかもしれませんが、私もこの問題につきましては十分検討をしなければならぬし、又これに對しても相當の敬意を表さなければならぬと思つて、どうも事欠くように考へるのであります。さて、この点に對します考へ方を、速記録に残ることで率直には言えないかも知れませんが、ほのめかすくらいに、一つ差障りない程度にやつて頂きたいと思つて。

○衆議院議員(金子重郎君) 只今の御質問でございますが、過去二回に

亙つて、政府提出の場合に一応廃案になつたものが、今回に限つて自由黨、改進黨の共同提案のような形によつて議員立法として提出された。それは農業団体關係の陳情というか、要請というか、それに或る程度まで押されて、うせざるを得なくなつたのじやないかという、内容について率直に話をしろというふうなお話だと承つたのであります。併しながら、この前廢案になりましたときも、非常に団体からの強い要請は今度から見ると遙かに強かつたのであります。併しながら、最前申上げたように、農業委員会の政府から出した原案にいたしまして、或いは協同組合の問題にいたしまして、そこに納得の行かない点がありますので、とうとう衆議院におきましては法案の結論を見なかつたのであります。今度の場合におきましては、ここに小枝委員も提出者としておられますが、農業団体自体からの、少くとも私どもは自由黨さんから呼びかけられまして、改進黨として研究いたしました當時においては、農業団体からの要請というものは殆んどなかつたという程度でありまして、前二回の団体の運動から見れば、今度は殆んど運動のような形は見せなかつたのみならず、ここに小枝委員もおりますが、私が小枝提出者に向いて、今度の案が相當政府の前に出た原案と違ふものがある、それに対して、団体がこゝういふ、あせいというやうなことを言うならば、この法律は出せない、ですからそういうことをやらないうこと、約束ならば提案いたしましようということを、実は小枝委員もお断りしまして、小枝委員も両方

の責任者を呼びまして、そうしてこの法案に對して内容をこゝういふ、あせいというふうな、前におけるところの陳情のやうなことはやらんという約束ができたから、こゝういふことまで実は内容を申上げますとあつたのであります。その点は相當當然という言い過ぎかも知れませんが、そういうやうな氣持でかつたわけであります。

○森田豊壽君 先ほど説明を聞いておりますと、農業技術員の問題は今度はどういふことは言われないというけれども、私は農業技術員の問題は極めて重要な問題だと考へておるわけであります。それを中ぶらんにしておいて、金を出して食糧増産を図り、いろ／＼な問題をやつて行こうとか、おの／＼の団体の使命を果して行こうという上におきましては、今日農業技術員というものは非常に重要なものであるわけであります。これを通り抜けて、どつちにもいふやうに仲直りさせるやうに両方出していやうな考へ方ではないかというのを質問したゆゑんもそこにあるわけであります。一体そこを例へば農民の一番必要とする農業技術というものはどこにおくかわからない、こんなものはおいてもおかなくてもどつちでもいふやうな考へ方の方のやうでもありません。法文を読んでも、書記一名を置くやうなことが書いてあつて、書記が職員になつたり、職員が書記になつたりして、どういふことかさつぱりわからない、あとでこゝういふ細かいことは聞きますが、そういうやうな状態にありますときに、農業技術員とい

うものは一体どこに持つて行くのか、又どういうふうにするつもりかということが明瞭でない、この点如何ですか。

○衆議院議員(小枝一雄君) 只今森田さんからお尋ねの点は御尤もな点であります、これは先ほど金子さんから冒頭にも総体的な問題でお答えがありましたものでございますが、その内容を打割つて申し上げますという、農業委員会の問題といひ、農業協同組合の問題といひ、かなり焦眉の急に迫られた問題もありまして、そういう点から考へて、どうも政府原案が第二回国会において廢案になつたということで、このまま放つておくことも、これはどうも甚だ不親切でもあるし、又困るというふうに考へまして、その点は結局技術員の問題にもあつたということを考へますし、殊に只今造詣の深い森田委員からお尋ねのように非常に重大な問題でありますので、系統的にも農業協同組合にも技術員があり、又畜産組合、養蚕組合その他農業改良普及員もありというふうなことで、この技術員の問題を或いは統一し、或いは合理化いたしまして、本当にこの農業生産の上に、又農業指導の上に役立たせるようにするには、これは根本的な対策が必要である、そういう意味において今直ちに結論を得ることは到底むずかしい問題でもありません、一つ何らかの対策は根本的に立てるといふことにいたしまして、この際はこの技術員の問題は中途半端なところへ触れないということでありまして、この問題についてはいずれ適当な方法と適当な機関によつて一つ皆さんと御相談の上で十分な対策を立てるべきだと、こ

ういう考へておりまして、提案者としていたしましては、この技術員の問題をそのまま放つておく、そういう意味ではないのであります。相当むずかしい問題だと考へますし、これについては非常にこれは意見も多岐多様に分れることだと思ひますから、十分これは近き将来において検討したい、結論を得るようになつてほしい、かように考へております。

○森田豊壽君 技術員の問題は非常に大事をとられたやうであります、技術員の問題は喧嘩の種であつたことは私が言うまでもないのであります。その技術員といふ問題を仲直りさせるためにといふか、仲直りさせるといつてはおかしいのであります、そういう意味におきまして技術員の問題に就いてやるといふ御答弁のように承つたのですが、それは農協によらず、農業委員会によらず、技術員といふものの一元化といふ問題は、まだ總体的の一体化といふ問題は、まだ總体的の統合的な団体再編成は十分つくり考へると仮にいたしても、あとに廻すにいたしても、これが最も重要なことではないかと思ひます。ほかには置きやうがないと私は思ひます。これに対する御見解はどうでしょう。

○衆議院議員(小枝一雄君) 誠に御尤もな御質問でございますが、我々といひましたのは、先ほどなり、なお提案理由の説明のときにも金子さんなり、又私からも申し上げましたやうに、いろいろ焦眉の急に迫られた農業協同組合の問題にいたしても、或いは其等の問題があり、いろいろ問題があるわけでありまして、農業委員会の問題に

いたしまして、県の農業委員会といふものが今日ではどうも十分に機能を發揮することができないといふような問題があるのでございまして、甚だ簡単な理由かと考へますけれども、なかなか容易ならん問題があるのでございまして。殊に又最近において多少農業委員会の仕事の一部におきまして、米の供出等におきまして緩和されたかの感はあるのでありますけれども、やはりその仕事も重要な一環として、なお将来或る程度の期間はこれはやらなければならん、殊に又農地の問題であります、最近におきまして、御承知のように農地が非常に年々減つております。農林統計によりますと、一年に三万五千町歩、殆んど長崎県一県に等しい農地が一年においてなくなる、そういう点におきまして、これは農業委員会で一応審議し、或いは県の団体においては諮問機関としての役目を今後果たして行かなければならんといふ考へを持つておるのであります、又自作農が漸次小作農に転落をしておきまして、これを防ぐといふやうなことに、おきまして、今までの農業委員会のやうなやり方ではいかんのでございまして、一つ最も衆知を集めて、あらゆる農業団体或いは農業会の農民代表等の意見を網羅して、一つ強力に且つ最も有効な方法を以てやる。そういう点において農業委員会等の組織も急速に一つ改正すると申しますか、やりました、一つ対策を講ずる必要に迫られておるのであるまいか、こういうやうな考へで農業技術の問題も、お説のごとく実に日本の農業生産力の増強なり、農村の発展のために必要な問題ではございまして、重要な問題だけ

に、一つこれを或いは農業委員会におくか、或いは町村におくか、これを国が一つの指導権を持つかといふやうな点については、よほど重大な問題と考へますので、この問題については十分これに検討をいたしまして結論を得る必要があるのではなからうかといふやうな考へを持つたのでございまして。先般公聴会におきまして、公聴会と申しますか、参考人を呼んだのであります、お三人の方々もそれぞれ御意見はあるやうでございましたし、その点についてもいろいろ参考人からも意見を述べられました、我々が専門的な参考人の意見を考へまして、なか／＼むずかしい問題だと考へたのであります。そういうことであります、一つ農業技術の問題は急速に解決しなければならぬ問題とは考へますが、私も提案者としては、この法案を一部改正いたしますには到底間に合わないものである、かように考へたやうなわけでございまして。

○森田豊壽君 いろいろ質問しておりますうちに、私のほうからも大いに言いたいことがあるのであります、ほかのかたの意見を十分聞いて頂くことが必要だと思ひますから、あとにいたしますが、農業技術員の問題につきましては、一つ明瞭な、今のお話では私にはわかりませんから、もう一度又あとで質問します。

○関根久蔵君 只今の技術員の問題ですが、提案者のほうのお話は今承つたのであります、一つこの際政府の見解を御表明願ひたい。

○政府委員(平野三郎君) これは非常にむずかしい問題であります、政府といたしましては、基本的に申し上げま

すならば、現在の農業改良普及制度といふものを堅持して参りたいと、かやうに存じております。この現行法の農業改良普及制度といふものを中核といたしまして、これを以て農村の技術指導体系を進めて参りたいといふことが、これが原則でございまして。従いまして、農協の生産指導事業或いは又農業委員会の技術指導といふことを制度化して行くといふことにつきましては、必ずしも明確な見解を持つておらんわけでありまして、ただ横の密接な連絡をとりまして、そうしてこれが現状に即して行われて行くといふことは、この際望ましいはずであるといふふうに考へておるのであります。

○重政廣徳君 関連して……。私は農業協同組合関係は全く不承知であるのであります、若し間違ひましたら一つ御訂正願ひたいと思ひます。この中央会並びに農業会の業務及び事業等を見てみますと、これは大抵政府で、いろ／＼書連ねてありますが、従来政府がやつておること、これは政府、農林省がやつてもいいことじやないか、かように考へるわけですが、どうですか。

○衆議院議員(金子與重郎君) 只今の御質疑は、新らしくここに生まれようとしておる中央会の業務といふものは、大抵において政府自体が行政的な一つの指導奨励の立場でやつていい仕事じやないか、又やるべき仕事ではないか、こういうやうな御質疑だと承りましたものであります、事業項目としては、全部とは申しませんが、その大體はその通りだと思ひます。大抵政府がやつて行く、そこでちよつと附加え

て頂きたいと思ひますが、それな

の、例えばこの一、二にありますが、うな、協同組合の組織、事業、経営の指導或いは組合の監督、組合に関する教育というような、その辺までになりますと、全く行政機関がもつと力を入れたくちやならん問題だと思ひます。が、ただここで、なぜこれをやりましかと申しますのは、一つの経営なり、監督を指導いたします場合でも、曾ての経験に見ますように、役人自身がこれに當り、而もそれに全部をお任せいたしますという、どうしても役人の人たちがやるところの経営なり、監督指導というものは非常に拘り定規になりますし、監督のような場合でも、ややもすると摘発監督的な空気が非常に強くなりまして、そうして角を矯めて牛を殺すような傾向になるのであります。そこで、その組合自体が組織いたしますところの中央会において、そうして一部お説の通り、政府自体がやつても或いは地方自治体自体がやつてもよろしいような仕事を、その方針と方向を併せて、そうして曾て自治監督機関というのをごさしました、が、そのような形のものにすれば、事業を監督する側と苦勞をよく知つておる人たちの意見において経営の監督をしない、非常にそこに高圧的なものがあつて、或いはただ表面を糊塗するだけにその組合の経理が方向付けられるということになりますと、却つて悪い結果になるという事で、この民間の形においてこういう仕事をやるのが適當であらうと、こういうことになつたわけでありま。

○重政廣徳君 組合自体が自主的にやるということは、理論としてわかるのであります。又自主的にやれば自主的にやる上においてその弊害を相当生じて来るだらう。役人がこれをやつて行くということになると、今申し上げましたような高圧的になる、いろ／＼な意味でそういう弊害も又幾分あると思ひます。この二つを中央会として設立を新たにすること、これは、まだ私は納得できないのであります。ただ一つここに書いてある「行政庁に建議する」ということがあるので、これはまあ役人じやでせん問題だらうと思ひます。が、結局主要な部分はここにあるのじやないかと思ひます。實際問題として農政活動はできるのですか、中央会というものは……。

○衆議院議員(金子與重郎君) 提案者の意図といたしましては、中央会の農政活動というものは、當然協同組合の一つの行き方も、一つの農政の一環でありま。それから、全部でできないという事は申しませんが、できるだけという方向に行かないで、そうして地道な一つ組合自体の経営なり、監督なり、教育という方向に専念したい、それは比較していうならば、少くとも今の各県なり、中央にありま。ところの指導連合会というものが、こういうふうな組合経営自体の本質的なものから離れて、農政活動なりその他のいわば散漫な方向に進んで行つたために、今ややもすると非常な非難が多くて、その負担金も納らんで、今日のような状態に入つておる点に鑑みまして、中央会のそういう方向よりも、むしろこの事業で書いてはありますが、一、二、三というふうな条項にその主力を置きたい、こういう意図を持つておるわけでありま。

○重政廣徳君 今のお話を承りますと、農政活動はできることに了解するのですが、勿論これを防ぐことは私は妥當でもないし、できもしまいと思ひます。勢いこれが主要な目的になるのじやないか。そうすると、農業会も勿論農政活動をやるといふことになる、これはやはり両方併せた一つの組織でいいのじやないかというように考えられるのであります。これはどうして二つにせねばならんという、はつきりした何か一つ納得する理由があれば御披露して頂きたい。

○衆議院議員(金子與重郎君) これは提案者としては、この点ははつきり割切つてゐるつもりでございます。というのは、今度の中央会は、主として曾ての監督連合会の仕事を主体にしてやる。それに以前の中央会の形をとつておるといふのでありまして、農政活動や何かはでんといふことではありませんけれども、そういうことは、ただこの事業の範囲にとどめることにいたしまして、そうして一番重要な問題は組合自体の組織、事業の経営或いは監督、或いは例へば協同組合学校の設立による職員の教育、啓蒙というふうな事業自体の進展を中心にやつて行く。従つて先ほど御意見にありましたように、それらの指導、監督というものは行政庁自体がやつて、又やるべき仕事でもあるし、又やるという見解もとれますので、その面については政府はその団体に対して助成をすべきであらう、こういう見解をとつたわけでございます。

○北勝太郎君 私は議事の成るべく速かな進行を望みますが故に、二、三のことだけをこの際質問したいと思ひます。先ほど農業団体再編成という問題につきまして委員諸君からの御質問があり、又金子議員からの御答弁があつて、私ははつきりしたのであります。が、併し世間ではまだその農業団体再編成という気持ちが残つてゐます。これは今出されておる両方に関係のある人たちの綱張り争ひ、こういう工合に受取られておると思ひのであります。が、先ほど両者相争わずといふことを提案者のほうに両方から説明をされたといふことを聞くのであります。恐らくこれはこの経済団体である農協或いは農協系統のものは、実は農政問題、広汎な農政問題に對しましては直接みずからが當らないで、そうして他の農民団体をしようという仕事に當らすといふことは、これは恐らく長年産業組合時代からやりまして、始終そういうことを痛感しておるのであります。まあ私は中央で余りやりませんが、或いは北海道において、或いは町村においてもその通りである。町村には町村の農政活動があり、道には道の農政活動があり、県には県の農政活動があり、中央には勿論中央の農政活動があるわけですが、これは経済団体みずからがやると非常に害がある。むしろそこで農業関係の他の団体をして自分の意見をこれに反映させるようにする、これが一番賢明な方法だと思ひます。いゝゆる政治と経済が分れなければならん、こういう丁度労働組合が政治運動に入るのは大変よきさうであつて、これは又その反動が非常に來ておると思ひのであります。経済団体においてもそういうことができて來ると困る、こう思つておるのであります。これは截然区別が附いておる。そこで

これは綱張り争ひなんかするべきものでないといふことが関係者にわかつて、そこで相争わずといふことをあなた方のほうに約束されたものではないかと思ひ、あなた方はどういふふうにお考えになつておりますか。

○衆議院議員(金子與重郎君) 只今の北委員のお話は全く同感でありまして、私ももうそういうふうな考え方では経済団体はやるべきだ、経済団体であるが故に政治活動をしてはいけないという理窟は成り立たない、併しなから、経済団体自体が先頭に立つて政策に對する、或いはそれらの政治活動をいたしますと、それによつて來るプラスよりも逆なマイナスのほうが多計出て來る。ですから、これはいけないとか、いいとかいふ問題ではなくて、やはり政治活動のような、或いは政策問題に對してはほかの団体の一部分としてやることはいいが、やはり経済団体自体が先頭に立つてそういう方向をとるべきでないという考え方が基礎で私どもも考へておりますので、只今の答弁にも一、二、三の事業のようなことを主にして行きたいのだといふことを申上げたのであります。

○北勝太郎君 私は昔から農業者は政治に對しては両面の使い分けをせよ、或いは協同組合が直接政治に關係しない、別の団体でやらせよといふ主張をずっと貫いて來たものであります。が、その問題は別といたしまして、次に政府当局にお伺ひしてみたいと思ひのであります。食糧制度については食糧政策協議会等で検討がなされておるようでありま。が、この食糧問題に對しまして、食糧政策に對しまして、農業委員会制度というものをどういふ

これは綱張り争ひなんかするべきものでないといふことが関係者にわかつて、そこで相争わずといふことをあなた方のほうに約束されたものではないかと思ひ、あなた方はどういふふうにお考えになつておりますか。

工合にお使いになるつもりであるか、政府に一つ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(平野三郎君) 食糧管理制度につきましては、政府といたしましては、この際これを改正したいという考えの下に、只今お話のように食糧対策協議会というものを設けまして、只今検討を進めておる次第でございます。実はまだこれは検討の段階にございまして、まだ結論に達しておらんわけでございまして、いづれ政府といたしまして成案を得ますならば、国会の御審議を煩わす、こういうつもりでおりますけれども、只今のところまだ結論が出ていないわけでございまして、従いまして、この農業委員会との関連につきましては、政府として結論が出ましてからその関連を調整をしたい、かように思つておるわけでありま。

○北勝太郎君 市町村の農業委員会につきましては、私も今まで関係をしたのでありますが、この供出制度に對しましては相當の働きをしておられ、又害になつてゐると思ひませんけれども、県の農業委員会というところになると、これはとくくの批評があるのです。そこでこの県の農業委員会というもの、この法案が若し通らないで、このまま選挙がされて行くということになると、これは今までのとくくの不平のあつた農業委員会というものが相変わらず今までの上に働くのではなからうか。殊に明年は地方議会の議員の選挙がある。そこで県の農業委員になる人という人たちは、多くはそこで選挙を争うために、前哨戦として今年からそれに出る。従つて地方に來て演説

会等を開いて、自分が出れば供出は少く割当するのだとか何とかいうことを盛んに言うのです。これは実に私は困つたものだと思ひます。そこでこの県の農業委員会がそのまま残つたときには、今度の政府の調査会等できまつた問題に對しても、それがそのまゝ残るか残らんかということについて随分検討されなければならぬ問題だ。併しながら、法律できまつたものだから、如何に審議会でそういう審議があつたにしても、これは二カ年だけでは、もう動きの付かんものであるという工合になるのであります。このう点につきましては、どういう工合にお考えになつておりますか、伺つておきたい。

○政府委員(平野三郎君) 誠に御話の通り、同感に存するわけでございまして、(同感というのは、どこが同感なのかわからない)と云ふ者あり)従いまして、先ほど申し上げましたように、只今食糧管理制度の書き方を検討いたしておるわけでございまして、この結論を待つて慎重に考慮するということが順序であらうと思ひます。只今改正いたすといひますならば、提出されておりますこの法案のような仕組みになるであらう、かように考へておるわけでございまして。

○江田三郎君 今の政務次官の答弁の同感というの、どの程度、どこが同感なのか、もつとはつきりして下さう。町村農業委員はいいのだ、併しそういう人は、互選をした県の農業委員が非常に悪いのだ、そういうところに同感なのか、どこに同感なのか、今言われたことに全部同感なのか、その

ところをはつきり御答弁願ひたい。

○北勝太郎君 今県の農業委員のほうに工合が悪いと申し上げましたのは、実は県の農業委員は有権者である農民全体が選挙するのです。従つてそういうような演説会等が起るのであります。が、今度の制度のようになつて、町村の代表者がたつた一人で代表をして選挙するようになりますと、委員の性格が全く變つて来る。これは今までは長年の間、私のほうの北海道の連合会というものは農業委員会連合会という名前であるのですが、それを主宰して來ましたけれども、そこに出て來る委員は、丁度今の代表者がやるのと同じような各町村から一人の人が出て、そしてその人の選挙によつてやります。選挙でなくて、その会議できまつた人を選挙して出すという制度になつておりますために、県委員とは全く性質が違ふのです。そこでそういうような場合と県委員の場合とは非常な違いが出て來るのであります。この食糧の供出を円滑にさせようという上にはどうも、私は県委員に叱られるかも知れませんが、これは今までの弊害が過ぎたという工合に考へます。又経費がばかにかかり過ぎる、こういうような見地から考へまして、これはどうも捨てて置くことはできないという感じが強いのであります。そこで先ほどともういうことを伺ひましたような次第であります。

○江田三郎君 今の質問に答弁しない、と述べて。○政府委員(平野三郎君) 只今北委員から重ねてお話がございましたが、只今のお話の御趣旨に同感だということでございます。

○江田三郎君 それは県の農業委員のやつてゐることは怪しからん、これに同感だと、そういうことですね、それでしよう。

○政府委員(平野三郎君) 怪しからんといつても、そういうようなことではなく、一つの制度といたしまして、今までの制度の中には完璧でないという点も多々あるわけであります。そういう意味に考へておるわけであります。即ち改正ということになります。以上は、従来の制度にも改正すべき点があつたわけでございまして、これを極端に言へば怪しからんということにもなりませんけれども、そう極端な意味ではなくして改正すべき点がある、こういう意味に解しておるわけであります。

○江田三郎君 これははつきりしてゐると思ひます。県の農業委員会は金がかかり過ぎる、県の農業委員会がここにあると供出制度を阻害する、それで怪しからん、あなたの発言の内容は、どうなんですか、それに対して同感というの、それはどうですか、これはあととの審議に必要だから聞いてゐるのです。

○政府委員(平野三郎君) その点は誠に御叱りを受けるかと思ひます。でございますが、政府といたしましては改正すべき必要を感じまして、すでに三國會に亘つて改正案を提出して御審議を頂いたわけでございまして……

○江田三郎君 今国会に出さないじやありませんか。

○政府委員(平野三郎君) いずれも審議未了になりましたので、これはほとんど根本的に直さなければならぬというところで、鋭意検討を進めておられます。議員の方々が御提出になつたわけでございまして、そういう経緯でございまして、この点一つ御了承願ひたいと思ひます。

○江田三郎君 了承しないです。

○松浦定義君 本法案の審議に當りまして、いろいろ十分お互ひの考へてゐることを先ず抜きにして、政府や提案者はどう考へてゐるかということ先ず先にこれは研究しなければならん、こう私は考へておるわけであります。頭から自分は賛成だ、反対だというならば、恐らくそれは提案者なり、それを支持する政府の言ひのことであつて、我々諸問をされてゐる委員といふものは、口の先ではそういうことは言えないので、結果はいよいよ最終段階に行つてそのときに初めて自分の意思表示をすべきである、であるから、私もこの法案に對して全く白紙で臨む、全く大きな問題であるから、そう

いうふうな考へてゐる、併し只今の北委員の發言等は、これは法案の内容でなくして、單なる自分が見た感情的な考へから一應述べられた意見だと私は見てゐる。私はそんなにこの法案の骨子になるべき問題だと思わぬので、併しこれはもう私は政府側として、今の江田君の質問等に対して全く同感だといふやうなことであります。ならば、やはりこれは町村段階における問題よりも、むしろ府県段階における問題だといふやうな結論を出してしまふ、私はむしろ府県段階や中央段階よりも、やはり町村段階が一番大事だと思つてゐるのです。そういう意味から質問しようとかかつてゐるのですが、そういう前提でありますと、こゝういふ法案がどういふ形で出たかといふことを先ほど御指摘になつたやうに、あらゆる段階が上のほうで妥協したのじやないかといふそしりすらも免れ得ない、而も北委員のお説で行きますと、中央段階のものはいかない、それで来年の四月には選挙をやつて、この際すつきりすべきであると、その氣持はわかるのですが、それを政府が全く同感であるといふやうなことを、重ねてそういうことをされるということは、私は余りにも府県段階の委員諸君がこれを聞かれたら、これは本當に政府が我々をどういふやうに信頼しておるかといふことについて、恐らく末端よりも最も私は一番重大なのは府県段階だと思ふのです。末端におきましては、それ／＼の關係からむしろ農民本位の考へ方を生じて来ますけれども、中央段階におきましては、全く私は公平な立場に立つてやつておると思ふ。それが地方段階のほうにむしろその逆だとい

うやうな考へに立つて同感だといふことでは、恐らく私は政府が原案として出し得なかつた理由もそこにあるのじやないか、併しながら、そういうことは私は繰返しませんけれども、そういう形でこれからの質問に対してお答えを願いますならば、恐らく私は正常な審議ができない、かやうな意味におきまして、非常に遺憾だといふことだけを申し上げまして、私は絶對的な質問は自分の時間が来たときにすることにいたします。

あるか、例えば町村は今まで通りでありましようけれども、或いは道府県段階において、或いは中央の段階において、その経費はどういう工合にされるのであるか、折角こゝういふやうな案を出されたのでありますけれども、政府から一つも金が出ない、自分らで全部賄ふなければならぬといふことになりましたならば、これはちよつと賛成しかねるのであります、そういう点につきまして政府の方針があるなら承わりたい。

に基きますところの補助金の支出をいたしまする用意と決意を持つておるわけでございます。併しながら、お話のやうに政府が余り補助の丸がかえ式といふことになりますれば、農業団体の自主性を破壊することになりますので、飽くまでも原則は農業団体自体、農民の負担においてやつて頂きたい、只今の北委員のお話の通りでございます、ただ或る程度の国の誘い水といふものが必要であるならば、又その程度のものでありますならば、決して農業団体の自主性を破壊するといふことは毫末もないと考へておりますので、適當なところの補助を行つてゐる決意を持つておる次第でございます。

つ何つておきたいと思ひます。○政府委員(平野三郎君) 今年度の予算の支出をどうするかといふお尋ねかと存じますが、実はこれは先ほど申し上げましたやうに、政府としては法案を出しておりませんので、現在予算に全然組んでおらんわけでございます。従つて補正予算を以て組むといふことを今こゝで申上げることも実はできないやうなわけでございますので、この点はいずれにいたしましても必ず政府としては用意と決意を持つておるというところは申上げることはできますが、どういふ方法かといふことは、一つこれは適當なる方法を政府が善処いたしますので御了解下さいと思ふのでございます。ただ補正予算でやらないといひますれば、結局予備金を流用する以外にはないことになるわけでございますが、予備金は災害等の場合においてのみこれを支出することが原則でございます、予備金から出すといふこともこゝで言明はいたしかねるのでございますが、併しながら、こゝういふ重要な法案が国会で成立するといふことになりますれば、予備金から支出するといふことも例外的には可能であるといふやうに考へておるのでございまして、いずれにいたしましても何らか適當な方法を以ちまして、すでに昨年度政府としては用意をいたしておつた予算でございまして、善処いたしたいと考へておるわけでございます。

○北勝太郎君 まだ条文その他について質問したいことが大分ありますけれども、暫らく留保します。

○佐藤清一郎君 私は今回出されました農業委員会法の一部を改正する法律

うやうな考へに立つて同感だといふことでは、恐らく私は政府が原案として出し得なかつた理由もそこにあるのじやないか、併しながら、そういうことは私は繰返しませんけれども、そういう形でこれからの質問に対してお答えを願いますならば、恐らく私は正常な審議ができない、かやうな意味におきまして、非常に遺憾だといふことだけを申し上げまして、私は絶對的な質問は自分の時間が来たときにすることにいたします。

あるか、例えば町村は今まで通りでありましようけれども、或いは道府県段階において、或いは中央の段階において、その経費はどういう工合にされるのであるか、折角こゝういふやうな案を出されたのでありますけれども、政府から一つも金が出ない、自分らで全部賄ふなければならぬといふことになりましたならば、これはちよつと賛成しかねるのであります、そういう点につきまして政府の方針があるなら承わりたい。

に基きますところの補助金の支出をいたしまする用意と決意を持つておるわけでございます。併しながら、お話のやうに政府が余り補助の丸がかえ式といふことになりますれば、農業団体の自主性を破壊することになりますので、飽くまでも原則は農業団体自体、農民の負担においてやつて頂きたい、只今の北委員のお話の通りでございます、ただ或る程度の国の誘い水といふものが必要であるならば、又その程度のものでありますならば、決して農業団体の自主性を破壊するといふことは毫末もないと考へておりますので、適當なところの補助を行つてゐる決意を持つておる次第でございます。

つ何つておきたいと思ひます。○政府委員(平野三郎君) 今年度の予算の支出をどうするかといふお尋ねかと存じますが、実はこれは先ほど申し上げましたやうに、政府としては法案を出しておりませんので、現在予算に全然組んでおらんわけでございます。従つて補正予算を以て組むといふことを今こゝで申上げることも実はできないやうなわけでございますので、この点はいずれにいたしましても必ず政府としては用意と決意を持つておるというところは申上げることはできますが、どういふ方法かといふことは、一つこれは適當なる方法を政府が善処いたしますので御了解下さいと思ふのでございます。ただ補正予算でやらないといひますれば、結局予備金を流用する以外にはないことになるわけでございますが、予備金は災害等の場合においてのみこれを支出することが原則でございます、予備金から出すといふこともこゝで言明はいたしかねるのでございますが、併しながら、こゝういふ重要な法案が国会で成立するといふことになりますれば、予備金から支出するといふことも例外的には可能であるといふやうに考へておるのでございまして、いずれにいたしましても何らか適當な方法を以ちまして、すでに昨年度政府としては用意をいたしておつた予算でございまして、善処いたしたいと考へておるわけでございます。

○北勝太郎君 まだ条文その他について質問したいことが大分ありますけれども、暫らく留保します。

○佐藤清一郎君 私は今回出されました農業委員会法の一部を改正する法律

うやうな考へに立つて同感だといふことでは、恐らく私は政府が原案として出し得なかつた理由もそこにあるのじやないか、併しながら、そういうことは私は繰返しませんけれども、そういう形でこれからの質問に対してお答えを願いますならば、恐らく私は正常な審議ができない、かやうな意味におきまして、非常に遺憾だといふことだけを申し上げまして、私は絶對的な質問は自分の時間が来たときにすることにいたします。

あるか、例えば町村は今まで通りでありましようけれども、或いは道府県段階において、或いは中央の段階において、その経費はどういう工合にされるのであるか、折角こゝういふやうな案を出されたのでありますけれども、政府から一つも金が出ない、自分らで全部賄ふなければならぬといふことになりましたならば、これはちよつと賛成しかねるのであります、そういう点につきまして政府の方針があるなら承わりたい。

に基きますところの補助金の支出をいたしまする用意と決意を持つておるわけでございます。併しながら、お話のやうに政府が余り補助の丸がかえ式といふことになりますれば、農業団体の自主性を破壊することになりますので、飽くまでも原則は農業団体自体、農民の負担においてやつて頂きたい、只今の北委員のお話の通りでございます、ただ或る程度の国の誘い水といふものが必要であるならば、又その程度のものでありますならば、決して農業団体の自主性を破壊するといふことは毫末もないと考へておりますので、適當なところの補助を行つてゐる決意を持つておる次第でございます。

つ何つておきたいと思ひます。○政府委員(平野三郎君) 今年度の予算の支出をどうするかといふお尋ねかと存じますが、実はこれは先ほど申し上げましたやうに、政府としては法案を出しておりませんので、現在予算に全然組んでおらんわけでございます。従つて補正予算を以て組むといふことを今こゝで申上げることも実はできないやうなわけでございますので、この点はいずれにいたしましても必ず政府としては用意と決意を持つておるというところは申上げることはできますが、どういふ方法かといふことは、一つこれは適當なる方法を政府が善処いたしますので御了解下さいと思ふのでございます。ただ補正予算でやらないといひますれば、結局予備金を流用する以外にはないことになるわけでございますが、予備金は災害等の場合においてのみこれを支出することが原則でございます、予備金から出すといふこともこゝで言明はいたしかねるのでございますが、併しながら、こゝういふ重要な法案が国会で成立するといふことになりますれば、予備金から支出するといふことも例外的には可能であるといふやうに考へておるのでございまして、いずれにいたしましても何らか適當な方法を以ちまして、すでに昨年度政府としては用意をいたしておつた予算でございまして、善処いたしたいと考へておるわけでございます。

○北勝太郎君 まだ条文その他について質問したいことが大分ありますけれども、暫らく留保します。

○佐藤清一郎君 私は今回出されました農業委員会法の一部を改正する法律

案、農業協同組合法の一部を改正する法律案を提案されました方々の並々ならぬ御苦心のほどは満腔の敬意を表する次第であります。その提案されました本案の目的が那邊にあるかということとを私は先ず第一に質問したいのであります。それはどうしてこういうことを申上げるかという、農民の立場をいたしまして、でき得る限り農民が十分働くことのできるような時間と負担の軽減を図つてもらいたい。少し農村でリーダー的の立場にある人は、いろいろな場合に出されて実際に自分が働こうとしてもなかなか働き得ない。今日の農家は全く家族労働であります。そしてその主人が一家の中心をなして働いておるのでありますが、ところが相当の能力のある者は農協と言わず、共済の事業、農業委員会の問題と言わず、或いは字の問題、冠婚葬祭に至るまであらゆる場面に引出されて働くことができない。こういうことでは本當の農村の振興にならない、食糧増産にならない、どうかしてでき得る限りこういうたあらゆる場合というものが簡素化されて整理されて行く、そして又経費の負担の軽減を図つてやつてもらいたいというのが農民の切なる念願なのであります。然るに今回出されたこの二法案はどちらかというと、これはいろいろの立場もございまして、無理に私は相剋摩擦を作るような、出された皆さんはでき得る限り妥協して出されたと思うのであります。が、実際にはいろいろの面において相剋摩擦を来たすような場面が相当に伏在しておると思うのであります。例えば中央会の問題にいたしまして、これは政治活動はしておらんようであ

りますが、なか／＼以てさようなわけには参りません。又農業会議所の問題につきましても、これは地方庁にいたしましては重大なる影響があるようにも考えられるのであります。例えば知事は都道府県会議所の非常なる制約を受けて、自分が行わんとするいろいろの予算案や議案の提出に当りましても相当苦勞をいたしまして、議員と連絡をとり、そして提案して無事にこれが通過を図つておるような現況でありまして、一方においては農業会議所というやうなものができました。恐らくこの農業会議所の意見というものは十分に聞いて動議しなければならぬことになるわけでありまして、従つてこの板挟みになりまして地方行政官としてはなかなか／＼両方にうまく色目を使つてやるといふことは容易なことではあるまいと存するわけでありまして、又一方においては、中央会があつて、或いは連合会というものがあつていゝんなことを持込んで来るというやうなものもなるわけでありまして、なかなか地方におきましては、いろいろ／＼御苦心になりまして相剋摩擦をされないやうにされて来たやうでございまして、が、内面的には相當の摩擦を伏在しておると見るわけでありまして、殊にこの農業協同組合法の一部を改正する法律案の第十条一項の第八号の場合には、先の旧法によりましては、農業の災害による共済というものが特定のになつておつたものでありますのに、今回は単に共済というにいたしましたわけでありまして、この共済事業というものが現在提案をせられた皆さんにも十分私は認識をされておることと思ひますが、これは農業災害補償法による

共済事業もかなり各地におきまして相剋摩擦をしておるやうな現状であります。私は農民の立場におきまして、かやうなことの無いやうに、農民団体としてお互いに相争ふことを含願いたしまして、今日までいろいろ／＼な機会に私はお願いをして来ておるのであります。その中に、ここにはこれが伏在しておるやうな事情もあるわけでありまして、そういうやうな観点からいたしまして、この二法案を作られたその基本的な考え方、要するに真に農民の立場からお考えになつたか、これはいゝわゆる中央における政治的勢力の均衡を図るためのやうな法案が出て来たのかといふことを先ず第一に私は御質問したいと思ふのであります。

○衆議院議員(金子與重郎君) この法案を提案する根拠の考え方として、中央団体の勢力均衡というやうなものゝ妥協といふことが主眼点であつたか、それとも農民自体の立場というものを中心に考えたか、こういうふうにお尋ねだつたと存じますが、その点は曾つて政府が農業団体再編成というやうなことがいつか呼び声になりました、そして二法案が出された当時、そういうやうな形が相當強く現われておつたことも私も十分承知しておりますので、そういう観点からこの二法案が出されてはならない、ということとは、当時私も考えておつたことであります。併し今度これが議員として私も、これを提出する段階になりましたことは、農業委員会におきまして、あの姿を又本年度の夏改正して行くのはいろいろ／＼問題が多過ぎる。この際何か解決しなくちゃならん問題があると

いうことと、最前申し上げましたから余り繰返しては申し上げませんが、協同組合の關係におきましても、全国的に各連合会ごとに一番問題を起しておるのには経理上から起るいろいろ／＼の諸問題が起つておりますので、これに対する監査機関或いは指導機関というものを一日も早く強化しなければならぬことが一つと、それから事業上の不備な点の差当りの問題を、二、三提案理由の説明にありますが、今の立場として必要だ、こういうやうな素朴な気持ちで実は提案しておるわけでございます。それから農業団体一つの農民の上立つていながら、お互いにセクシヨンで相争ふことのいけないことは御説の通りであります。殊に今御指摘になりました農業協同組合のこの共済といふことについてお触れになつたやうであります。これにつきましても別に農業協同組合の共済といふものに對して、これは非常に重要な仕事であり、而も曾つての法律の中ですでに全国的に相當の事業分量で出発しておりますので、出発しておるとするならば、共済のあり方をどうするかといふことは別問題として、現実の問題として監督規定もなくして放任することは困ると、そういうことからこれに對して監督規定を作つて、そして明らかにしなさいやいかんだ、これもまあ至急何とかが片を付けなければいかん、根本改正まで待つてはなしに、その前に解決しようという事柄の一つなのであります。そういうわけでありまして、結論をいたしまして私どもがこれを出します動機といふものは、農業団体自体の均衡だとか、或いは勢力というやうな

ことから出発したのではないのであるといふことだけは申し上げておきます。

○佐藤清一郎君 私は金子さんから私の質問に對してのお答えは、まあ大よそその辺であらうというぐらひには考へておつたわけでありまして、殊に私は自由党といたしまして、党のほうからは自由／＼私にもこの問題についてはできる限り自分の意思を引つ込ませる、こういう強い(確証を得た)ものにやらなければ(呼ぶ者あり)私も氣持はいつもあるのであります。私はあえて反對せんがために質問するわけではございません。又私は常に声が大きいので人に間違われるので、あの野郎怒つておるんだらうというやうなことをとき／＼言われますが、(笑聲)声が大きいのは親譲りであります。それから、声が大きいのはこの点は一つ御了承願ひたいと思ひます。先ほど次官は下から盛り上つた民意を導ぶといふことでございました。これは至極御尤もでありまして、当然そうなくてはならないと思ふのであります。が、下からの……、私は村の協同組合長もやつております。又最近の總會におきまして、名ばかりの組合長で申訳ないからやめようとしたが、遂に私又組合長に推されてしまったのであります。が、従つて県の組合長會議等におきまして、皆さんの意向を聞きますると、どうかして県の連合会を少くとも二つぐらひにしてもらいたい、そうでないと単協の負担が重荷になつて困る、それから全国の連合会は販運だ、購運だ、信運だ、指導運だといふやうなもの、これを二つぐらひにまとめて欲しい、そして信運も販運も購運もマージンをもつと安くして欲しいというの

が切なるこれは下からの農民の声なのであります。それ故に私は県の組合長会議におきまして、これは連合会の總會等の前には必ず組合長会議が開かれますが、そういう場合において進んでいくわけでありまして、これを只今金子さんの意見によりまして、中央のいわゆる妥協ではないのだというような話も承つております。又政務次官のお話によりますと、下からの盛り上つた意向というものは尊重の、こういうような意向でありますのかかわらず、かような農業協同組合の中央会というものを作つた、或いはほかに、別にです、共済事業はほかの事業を行うことができないということになりますから、県には今の指導連合会の代りに地方会ができ、更に共済事業を行うところの連合会というものができます。従つて四つの連合会ができるということになるわけでありまして、中央におきましては、これに並んで五つの連合会の全連ができることは考えるのでありますが、こういうことでは私は負担の軽減にならない、又農民の切なる声とは反対の方向に行つていくというのを私は痛切に感じられるわけでありまして、これにつきまして、金子さんはおられますが、そうすると小枝さん、それから農林政務次官から一つお答えを願いたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 金子さんは今注射をしておりますから、暫らくお待ち下さい、間もなく見えると思ひます。○衆議院議員(小枝一雄君) 佐藤委員からの御質問でございますが、成るべくこのいろ／＼の団体をできることな

らこれを少くいたしまして、農民の要求に應ずるということには我々も同感であるのでございます。ただこの農業協同組合の一部改正によりまして、指導連を中央会にするということ、別にこれで団体が多くなるという意味ではないのでございます。それから共済の協同組合もすでにできておるのでございます。そのためにこの団体が殖えるということにはならないのでございまして、ただ中央会というものは今までの指導連とは大分性格が變つて参ります。それから農業協同組合がこれに参画し、且つ発言の機会も強く指導連の場合よりも与えられる場合があるものであります。従ひまして、この金子議員からも最初お答えを申しておりましたように、この経理の問題、或いは監督の問題、指導の問題等におきまして、相当現在よりもよくなるのではなからうかと、提案者としてはかように考へておるわけでありまして、

○政府委員(平野三郎君) 農業団体の県段階、中央段階の数が多いため、単協の負担が更に増加して、農民にとりて非常に迷惑であるという佐藤委員の御意見につきましては、全く同感に感ずる次第でございます。併しなから、これはいろ／＼沿革がある、経緯があつてのことでございますので、この間の最も合理的な調整を図つて参りたいと思ひておるわけでございますが、只今小枝提案者からもお話がございまして、今回のこの中央会を設立いたしますことは、指導連がこれに代つて行くこととでありまして、又これに對しまして政府が相

負担の増加ということには決してならないと考へておるわけでございます。この点佐藤委員も決して反対のためには存心でございますが、御了承願ひたいと存じます。なお、重ねてお尋ねのございました共済の問題でございますが、特に共済組合の任意共済事業と農協の共済事業という関係でございますが、これは非常な根本的な大問題でございます。衆議院におきまして、共済に關する小委員会を設けられまして、この国会において更に二十数回に亘つて小委員会を開きになりまして、実はその結論が出來て政府のほうに答申を頂いておるのでございます。衆議院におかれまして、やはり同様小委員会をお作り頂いて慎重御審議を頂いておるわけでございます。政府といたしましては、この国会の御意見というものを基に慎重に考慮したいと思ひておるわけでございます。実は衆議院の共済に關する小委員会からの御答申によりますならば、はつきりした法案をすぐに作るというふうな結論になつておらんわけでございます。速かに政府として更に審議會を設けて検討を続けよう、というふうなことでございまして、従ひまして、只今政府といたしましては、衆議院七名、参議院五名の委員をお願いをいたしまして、更にそのほか一般の学識経験者等を合せて、農林省に共済に關するところの審議會を設けまして、本国会が終了と同時に発足するということと今準備を進めておるような次第でございます。この審議會の結論によりまして根本的に考慮したいと思つております。本

法案におきまして、この農協の共済事業に關する改正規定について御意見がございましたが、これは農協の行います共済事業について差當つて必要な監督規定を設けるといふようなことでございまして、この点も併せて御了承願ひたいと思つてござい

○佐藤清一郎君 それでは、金子さんがおいでになつてから私は質問を続行したいと思ひます。○委員長(片柳眞吉君) 政務次官、今の共済の審議會ができて、農協の任意共済も当然含めて審議をされるということですか。○政府委員(平野三郎君) 無論そうでございます。○重政庸徳君 従来役員は選挙によつてやつておつたのであります。それが選任制になると、今、江田さんがこの点について大分腹を立てて大きな声を出されておつたのであります。私もこれは農協の本旨に悖つた変更であらうと思つたのです。そうすると、私は素人なもので、よほどそこに重大な従来欠陥があつて變つて来るのであらうと、一般の思想から行くと逆行のだらうと思ひますが、この点一つ提案者のほうから御説明をしてもらいた

○政府委員(小倉武一君) 協同組合の役員は選挙に直に直します。その点は、提案者の特段の御意向によるものでございまして、金子議員から御説明したほうがよろしいと思ひます。○清澤俊英君 議事進行について……小枝さんと政府委員だけで続けるのはいいですけれども、大事な提案者が欠

けていますので、一つ休憩してもいい。○衆議院議員(小枝一雄君) 金子さんがおられますと、これは非常に都合がよろしいのであります。折角重政委員かえらると思ひますが、折角重政委員からの御質問でありまして、私の了承しておる範圍のことをお答えして責を擧げたいと思ひます。農協の役員を選挙で今までも全部やることになつておりました。ところが、どうも選挙はこれは最後の手段として得する問題ではあります。農協協同組合の場合には経済を預かる団体でございます。殊に町村段階においては選挙で選ばれたくさんといふ出たら、それだけでいいということにも参らん場合もありま

す。それから全国のいろ／＼な協同組合の實際も考へて見ましたときに、どうもこの役員の問題をめぐつていろ／＼な問題が起る。そこで選挙が原則ではございますが、併し皆得心く一つこれは選任で行こうではない方法ではあるまいか、止むを得ないときにどうも話合はるやうな行かない、どうせこれは選挙をやるべきものだといふときには、無論これは選挙でよいばかりでなく、選挙が建前ではありますけれども、場合によつては選任の方法でも行ける、そういうことで、選任の方法も併せてやるようにいたしましたのであります。○重政庸徳君 従来選挙一つでやつた場合に、相当弊害が多くなる生じて来た、こういうことですか。○衆議院議員(小枝一雄君) そういう場合も相当例があります。

呼ぶ者あり）誠にこの点は禍根をま  
ます拡大強化して将来に残すという懸

みが多分にあるわけでありまして、残念ながら私はこの点につきましては、どうも心から了承するというわけには参らぬのでございます。(最後がちょっとおかしいね、農民代表なら農民代表らしいことを言わなくちやおかしい、自由党に枠をはめられたら駄目だよと呼ぶ者あり)

○委員長(片柳眞吉君) ちよつと、これは私も関連して伺つておきたいのですが、この農協の共済というのは、共済事業の兼営の禁止という法案ですが、共済ということになると損害保険的なものもありまして、生命保険的なものも入つて来るというふうなふうにも見えるのですが、そういう損害保険的なものは勿論、生命保険事業的なものもこれは入つて来るのですかね。

○衆議院議員(金子與重郎君) これは共済というものの解釈をどこに持つかという問題につきまして将来やかし問題もあるかと思ひますが、一応現在やつておきますものを共済の範囲に含めてこの法案を考へておるわけでありまして、それからもう一つは、県単営でなくちやいけないというところは、その連合会が単営でなくちやならんというところだけを指摘しておるわけでありまして。

○委員長(片柳眞吉君) そうすると、生命保険事業のようなものも今多少やつてゐるんですか。

○衆議院議員(金子與重郎君) やつてゐます。(佐藤さんの生命だよと呼ぶ者あり)

○委員長(片柳眞吉君) そうすると、そこまで厳密にやつて来ると、生命保険的な共済面と損害保険的な共済面と

を一緒にするというところは、理論的にはおかしいという議論も出て来ると思ふのですが、そこはどんなふうな……。

○衆議院議員(金子與重郎君) この共済の限界をどうとるかということにつきましては、今後いろいろ例えれば保険業法の中に入るべき問題か、又はその外へ出るか、別建の法規によるべきかというふうなことの論議につきましては相当大きな問題でありますので、それ前に先ず現在やつておるのをただ手放しの形でやつては行けないから、その危険を防ぐという第一歩をこのところで修正したわけでありまして。

○佐藤清一郎君 政府委員からの御答弁は只今のような状態で甚だ了承しかねるようなことでございしますが、金子議員のお考えは、やはり農村代表のかたでございしますから、どういふお考えを持つてこれについて適処されるか、一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(金子與重郎君) 共済の規定を協同組合法の中へ入れたことが団体間の摩擦を大きくするだけであつて、非常に不満であるというふうな御意思であつたのですが、団体間の相違を強くするというところにつきましては、一応そういう問題が、例えばこういう問題が起りますと、農業共済のほうからそれは困るというふうな意思表示があつたかのような話も聞いておりますだけに、現にそれが現れておるわけでありまして、併し農業共済と申しましても、或いは協同組合における共済といつても、分れておつて、はつきり申上げますと、団体間の相違り的な感覚というか、或いはいろいろ

意見の相違というものが出て参りますのは、農村に直接接してゐるところの基礎組合にはそういう摩擦はありませぬので、基礎組合は両方とも協同組合自体がやつておるのでありまして、その上にあるところの連合会になりますというところ、その組織が違ふことによつて摩擦が出て来る、こういうことなんだと思ひます。(それは違ふ)と呼ぶ者あり)それは末端組合に対して意見はありましようが、併しながら、末端組合は同じ人がやつておるのでありまして、それは今の共済事業というものは、相当今まで産業組合時代からいろいろ曲折を経てやつて参りましたけれども、ここでどう行くかというこの線ではなければならぬという結論は、提案者としては出ておらないわけでありまして、従つて例えば任意共済も今はやつておる。それから協同組合もすでに相当量の事業分置で進んでしまつておる。従つてこれを協同組合のものに放任して行くことがいけないから、この際監督規定を設けようというのでありまして、それをどちらへ寄せるといふことが農村的に最もいい結果が来るかといふことは、提案者といつたしましては今後の考へ方に待つと、こういう氣持でおるわけでありまして。

○森田豊壽君 関連して。この問題は細部に亘りまして逐条的に聞いてみようと思つておつたところですが、これは非常に重要な問題だと私は思つております。先ほど来団体再編成という大きな問題をのけておるような説明がありましたが、こういう問題が非常に引つかかると思ふのでありまして、私は保険事業が今これでいきますといふと、農協のほうの共済保険の問題

は相当大きくなつて来たけれども、監督者と申しましようか、保険のほうの大蔵省の方面では、このままおけばこれはやめたほうがいいという考へ方になりそうに聞いておるのでありまして、私はこの農業共済のほうでやつております分と、農協のほうでやつております分は、もうこの際におきまして一つにすることを考へるべきではないかという、こういう一点も、この際において農協は農協で以てまともめやつて、どしどしやつて行くのだというやうな考へ方が、同じ農民が対象としての保険へ入る場合におきまして、上が二つになつておることは保険事業としては危険であります。従ひまして私は安心して我らの保険だということに入つて来るやうな組織体こそ協同組合の保険でなければならぬし、共済のほうの保険でなければならぬと思ふ。いわゆる営利を目的とするだけの保険事業であれば別でありましようけれども、この団体の持つものである以上は、その点をばつきりこの際一元的にすべきではなからうか、こういうふうな考へておるわけでありまして。先ほど委員長も質問されましたが、佐藤委員からしばしば質問しておりまするゆえんも、そこにあるかと思ふので、この点に対しては団体再編成の建前でこれを論じておるのではないとおつしやるけれども、そういう問題が根本的な問題になるではなからうか。ただ上塗りをしたやうなことであつてはならぬので、根本的な問題を一つ解決することが今後の農村政策のあり方ではないかという問題に対して、私はそういうふうな考へておるのでありましようが、その点は如何でございまいましよう

か、提案者の御答弁を願ひます。

○衆議院議員(金子與重郎君) 提案者といつたしましては、共済という字句が、先ほど申上げたやうな現段階でやつております保険の性格を持ちました事業にまで、今現実には拡まつておるわけでありまして、そこでこの問題をそれならばこの際どちらによるべきかというやうなことを恐らくきめようとかかつて、相当時間的にも私はそう簡単に解決付かないというやうな考へ方を持つのと同時に、今協同組合方面における共済がどん／＼伸びております関係上、どうしてもこれは最小限度の監督規定というものはおくべきだ、こういう差当りの問題で飽くまで考へておりますので、この点につきましても、農業団体再編成というやうな大きな立場からは、やはり次の段階に待たなくちやならんという考へが提案者にあるわけでありまして。

○森田豊壽君 ばかにそのところまづ答弁されましたが、今の段階ではこの法案を出すには監督はしつかりやつて、そうして今大分伸びておるのをよくして行くのだ、こういうお考への方がよいですが、伸び過ぎましてやり直しのできないこともありましよう、この点にはよく御承知のことと思ふのでありまして、過ぎたることのまづい場合もあるものでありまして、今にしてこの問題は相当考へなけりやいかんじやないか、こう思ふわけですが、まあ併し皆さんがいろいろ御質問なさるでございまして、中途で入つて余り長くやることはいけませんから、このくらゐにとどめておきます。又あとで……。

○佐藤清一郎君 只今の御答弁を聞いておりますと、今までの実績がある

か、提案者の御答弁を願ひます。

○衆議院議員(金子與重郎君) 提案者といつたしましては、共済という字句が、先ほど申上げたやうな現段階でやつております保険の性格を持ちました事業にまで、今現実には拡まつておるわけでありまして、そこでこの問題をそれならばこの際どちらによるべきかというやうなことを恐らくきめようとかかつて、相当時間的にも私はそう簡単に解決付かないというやうな考へ方を持つのと同時に、今協同組合方面における共済がどん／＼伸びております関係上、どうしてもこれは最小限度の監督規定というものはおくべきだ、こういう差当りの問題で飽くまで考へておりますので、この点につきましても、農業団体再編成というやうな大きな立場からは、やはり次の段階に待たなくちやならんという考へが提案者にあるわけでありまして。

○森田豊壽君 ばかにそのところまづ答弁されましたが、今の段階ではこの法案を出すには監督はしつかりやつて、そうして今大分伸びておるのをよくして行くのだ、こういうお考への方がよいですが、伸び過ぎましてやり直しのできないこともありましよう、この点にはよく御承知のことと思ふのでありまして、過ぎたることのまづい場合もあるものでありまして、今にしてこの問題は相当考へなけりやいかんじやないか、こう思ふわけですが、まあ併し皆さんがいろいろ御質問なさるでございまして、中途で入つて余り長くやることはいけませんから、このくらゐにとどめておきます。又あとで……。

○佐藤清一郎君 只今の御答弁を聞いておりますと、今までの実績がある

か、提案者の御答弁を願ひます。

○衆議院議員(金子與重郎君) 提案者といつたしましては、共済という字句が、先ほど申上げたやうな現段階でやつております保険の性格を持ちました事業にまで、今現実には拡まつておるわけでありまして、そこでこの問題をそれならばこの際どちらによるべきかというやうなことを恐らくきめようとかかつて、相当時間的にも私はそう簡単に解決付かないというやうな考へ方を持つのと同時に、今協同組合方面における共済がどん／＼伸びております関係上、どうしてもこれは最小限度の監督規定というものはおくべきだ、こういう差当りの問題で飽くまで考へておりますので、この点につきましても、農業団体再編成というやうな大きな立場からは、やはり次の段階に待たなくちやならんという考へが提案者にあるわけでありまして。

○森田豊壽君 ばかにそのところまづ答弁されましたが、今の段階ではこの法案を出すには監督はしつかりやつて、そうして今大分伸びておるのをよくして行くのだ、こういうお考への方がよいですが、伸び過ぎましてやり直しのできないこともありましよう、この点にはよく御承知のことと思ふのでありまして、過ぎたることのまづい場合もあるものでありまして、今にしてこの問題は相当考へなけりやいかんじやないか、こう思ふわけですが、まあ併し皆さんがいろいろ御質問なさるでございまして、中途で入つて余り長くやることはいけませんから、このくらゐにとどめておきます。又あとで……。

○佐藤清一郎君 只今の御答弁を聞いておりますと、今までの実績がある

から、これを法文化していわゆる営利事業を行なつてもいいんだ、こういうようなお話であります、この農業協同組合法の目的は、農業の生産力を増進し、農民の経済的地位、社会的地位の向上を遂げる第一に明記してある。そうすると、これは農民の目的というものはそういうふうなお互いの保険を行なつて、そして一般の保険契約法に基づくような経営をして儲けておるといふのは私は事は違ふと思ふ。ところがこの法律の内容を見ますと、かなり保険法と違つた、そして又保険法には準備金と掛金率というものもそれ／＼規定があるのでありますが、そういうふうな規定もないわけでありまして。そうすると、儲けつ放しであるといふことも言ひ得るばかりでなく、且つ又内容を法文上から見ても、会長のおゆるな保険契約も何らこれを是正するやうな監督規定もないといふやうなこともなるわけでありまして、事実内容というものは生命保険、火災保険と何ら異なるない。そして儲けつ放しである。そして儲けられるから協同組合において行ふのであるといふやうなことは、私はこれは法律の目的から見てやるべきではない、こう考へるのであります、提案者のお考へは如何でしょうか。

○衆議院議員(金子與重郎君) 協同組合の目的が農民の生産力を増進して経済の安定を図る、窮乏の目的といふことは、農民の経済の発展を図ることが目的であります、併しそれに対してやはり協同組合のやります仕事は、勿論農村の生産技術というものを推進して行くことも必要であります、現段階の資本主義社会におきましては、やはり農村の経済というものが資本主義経済から未組織の、経済的な一つの組織を持つておらない、それがまあ非常に貧弱だといふ立場から、経済の上にもいつも搾取される立場をいつて参りまして、又保険或いは貯蓄といふやうな面の金融面から見ても、貧弱な農村といふものが、やはり農村から集めた金が中央に集まつて、そして大資本に投ぜられるといふやうな不利益の資本の集中化といふことに対しては、やはり協同組合は相当力を入れなかつたやうな点から行つて、私はまあ考へまして、そういう点から行つて、農業協同組合自体が資金の自主的強化を図つて行くといふことは必要だと信じておるのであります。併しながら、只今の御質問の中にあります協同組合の行つ共済といふ事業が、手放しで儲けずく本位でやり得るといふやうには考へておりません、ただ共済としてそういうことをやり得るといふやうなことが元の協同組合に入つておられます関係上、すでに県が相当の事業分量を持つておりますので、只今佐藤委員の御指摘のやうに、その掛金率であるとか、その準備金をどうせなければいかんといふことをきめないと、これは非常に危険を冒す、それではいけないから、そういうものも認可制度として、これを取締らなければいけないといふことを今度の改正で入れたわけなんでございませう。

○閣根久藏君 只今問題になつております共済の問題ですが、金子さんの御答弁によりまして、この共済は現在協同組合がやつておる共済を認めるのか、こういうことですが、そういうお考へなんですか、この共済というのは今やつておる、今農協でやつておる共済を意味するののか。

○衆議院議員(金子與重郎君) それに對する一つの監督規定を……。

○閣根久藏君 それだけを意味するのだといふふうにお考へになつておりますか。

○衆議院議員(金子與重郎君) 今やつておる仕事という、今やつておる仕事に限るといふことは、農業協同組合が県単位を中核としてやつておる事業を指しておるのです。

○閣根久藏君 そうなると思ふのですけれども、共済施設そのものを、それだけを意味するのですか。

○衆議院議員(金子與重郎君) 協同組合の中でやつておる共済を意味するわけではございません。

○閣根久藏君 そういふふうに解釈してよろしいと思ひますか。

○衆議院議員(金子與重郎君) 協同組合によつておる共済事業を指しておるわけでは、

○閣根久藏君 そうですね、今度はこの法律が成立した場合に承認を与える問題についての農林省のお考へをお聞きしたい。

○政府委員(平野三郎君) これは先ほども申し上げましたやうに、この法案を拝見いたしますと、この中におきまします提案者の御意図は、只今金子議員からのお話のございましたやうに、現在農協がやつておる共済事業について差当つて必要な規定を設けておるということ、別に他意はないといふふうにお考へるわけでございますが、ただ先ほど申し上げましたやうに、この共済全体の問題、今大きく国会にお

て問題になつておるわけでございますけれども、衆議院におきましては、社会党の足鹿議員を委員長といたしまして、小委員会において、非常な長い間の御審議を願つてその一応の答申が政府のほうに参つておりますから、従つてこの国会終了と同時に、国会議員十二名を含む審議會を發足いたしまして、その結論を待つて将来の根本問題を検討いたします、こういうことでございませう。

○閣根久藏君 金子さんにお伺ひしたいのですが、この案を提出する際に、農業災害補償制度の今の政務次官のお話になつたあの問題に関連して、ああいう方面と何か御協議になつたことがあるのですか。

○衆議院議員(金子與重郎君) ありません。

○森田農務君 ちよつと伺ひますが、農業共済の、あなたのほうの……あなたと言つては失礼だけれども、関係のかたの……。

○衆議院議員(足立篤郎君) 提案者の一人として、只今の問題について私の所信をお答えしたいと思ひますが、只今佐藤委員並びに閣根委員からの御疑問は御尤もであると思ひます。なぜかといえば、申上げるまでもなく、衆参両院におきまして小委員会を設けて熱心に御審議頂きました。小委員会におきましてもやはり共済事業の分野のあり方というものが一つの大きな焦点になつて論議が闊わされたことは申上げるまでもない、御承知の通りでございます。そこで今までこれはどう明確な監督規定のなかつた農協法に、殊更に今問題のあります際、こういう規定を挿入するといふことは、何らかの少くともそこを含みがあるのじやないか、意図するところがあるのじやないかといふやうに御疑問をお持ちになること、誠に御尤もであると思ひます。併し翻つて考へてみますと、農業協同組合は共済事業を行うことができるという規定はございませう、この行つ共済事業につきまして何らの規定がない。そこで結果としては大蔵省が所管をする保険業法の取扱を受けるわけでございます、これは農民の相互扶助の団体であるところの農業協同組合として、共済事業を行う場合に一々業者の扱いを受ける、業者並みの監督を受ける。而もそれは農林省の監督ではなくて大蔵省の監督を受けるという建前に現在なつておるわけでございます。それから現在農業協同組合が行なつております共済事業を全面的に否定するならば別でございませう、この分野のきめ方は将来に譲るとしても、現在ともかく行なつておる農業協同組合の共済事業といふものを一応は認めますとすれば、これはやはり共同組織で、農民の団体として扱つておる共済事業でございますから、一般の保険業法によることとの営利保険業者とは、これは別に扱わなければならぬといふことは私も常識じやないかと思つたのでありまして、従来不完備でありましたこの規定を一応ここに整備をして、農業協同組合が行つ共済事業につきましても、大蔵省の保険業法としての監督を排除し、ここに明文を設けて農林省の監督の下に協同組合運動の一環として行つ共済事業について明文を設けるといふことは、誠に妥當な処置であらうかと私は考へます。そこで最初に申上げた共済事業の分野のあり方の問題

につきましては、衆参両院で結論が出たといふものの、明確な一致した結論がまだ出ておりません。そこで今、政務次官がおつしやつたように、農林省におきまして審議会を設け、今後の対策について抜本的に研究をする段階になつておりますので、この結果今問題になつております建物共済のごときも、どういふ扱いをしたらいいのかという線が出て来ると思ふのであります。この結果はいずれも共済事業に関する立法の問題で又御審議頂くことになるのじやないかと思ふのであります。かような考え方で一応切つて行けば私としては別に差支へはない。今なかつた法文をここに農協法に急に設けるから非常な疑いを受けるわけでございますが、今までなかつたことがむしろおかしいのであつて、これが設けられても決してそれによつて今までの競争と言ひますか、争いを激化するということではなくて、私どもとしてはむしろこの無用な農協同体間における争いをなくして行けるのじやないかといふふうに考えますので、審議会を通じて明確な線が打出されることを希望したいと思つておる次第でございます。

○佐藤清一郎君 無用な争いを農協同体間になくして行きたいという考えは私も同感であります。併しながら、衆議院の農林委員会が農業災害補償法の抜本的改正についての小委員会におきましてまとめられた案によりますと、農業災害補償法で任意共済として行なつております家屋共済というようなのは逐次整理をして、そうして協同組合が行うべきであるということを謳つておるのであります。そういうような考えから今日この法律案が出て来たのではないかという私は考えを持つて見ているわけでありませう。殊に農業協同組合法の第一条には、先ほど申し上げましたようなはつきりした農業の増進、農民の経済的、社会的地位の向上発展を図ることを目的とするとはつきり書いてある、そういうような又農業災害補償法には別に目的が書いてある、おのおの明文にしてあるにもかかわらず、僅かに一業の事業が行えるからと言つて、かような法律を更に尾に尾を付けて、そうして保険契約法とかなり隔たりのある、これとは違反になるのじやないかと思はれるような法律案までも作つて来るとおつて、殊に足立さんの考えとして、あの小委員会にも足立さんは出ておられるわけでありませうから、どういふお考えでいわれる農民の相互の、相競合しないようにしたいというお考えでありますか、一応はつきりした線をお答えを願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(足立篤郎君) 只今私がお答えした通りに考えておりますが、少し私の答弁が前後した点もありません。おわかりにくい点もあつたかと思ひますが、要だけ繰返して申し上げますが、私は農業協同組合が共済事業を行うこともあり得ると思つております。これを全部否定してしまふならば、別問題でございますが、例えば共済組合として表面上できない生命共済或いは労働保険に類するやうな共済事業を仮にやるとすれば、これはちつとも競合しないと思ひます。又建物にいたしましても農業協同組合がみずから持つております建物を、協同組合の連合会

或いは全国の組織で相互保险的に共済事業をやるとするならば、これは別に共済組合が行う共済事業と競合せずやるようにはつきり方針をきめることもできると思つております。但し私の信念は、農家の建物につきましては、現在北海道あたりでは共済農業組合連合会といふものでやつておりますが、これは共済組合連合会と同一人が兼務でやつて非常に円満に行つておるやうでございますが、私の考えでは、九州や北海道の分の共済会の例を見ましても、共済組合連合会の赤字が非常に累増いたしました、農家の建物共済につきましては非常な犠牲を払つておるということを考えて、これは将来どうしても国家の再保険による、国家補償による共済事業にまで発展せしめなければ到底安い掛金で、而も火災及び風水害のごとき広汎なる災害に対してこれを補償して行くということができないのじやないか、そういういたしますと、やはり農家の建物についてはどこまでも共済組合がこれを取扱い、他の事業と同様に国家補償の線まで確立して行くべきであると考えておりますので、将来ともこの線ははつきりいたし、又農業協同組合自身が持つ建物については、農協が自主的な組織で、例えば町村会が自主的にやつておりますようにやるというならば、これは別に禁止する筋合のものではありませんので、そういう行き方もあらうかと思ひます。こういう線はいずれ農林省でできる審議会において十分討議研究の結果、この分野が明確になつて来ると思ふのであります。その場合に農業協同組合は共済事業を一切やつていけないのだというようなことは、これはないと思ひますので、やはりこの共済の規定に關しては一応ここに補足をし、大蔵省から直接監督を受けてやかましく保険業法の適用を受けることがないやうに一応対処することは、私は農業協同組合のあり方としても望ましいことではないかというふうに考えておるわけでございます。

○森田豊壽君 これも一つはつきりしておきたいと思ひますが、大分足立先生も分野を明らかにすれば相対摩擦はないと、いづれ審議会でやるといふお話であります。これは農林次官に一つお尋ねしておきます、一つにしたほうがいいというお考えがあるんじやないか、その点を先に伺ひまして、意見を申します。

○政府委員(平野三郎君) この点につきましては、先ほど申し上げましたやうに、審議会も国会終了早々発足したいと思つておりますので、その結論によつて考えたいと思つておるわけでございます。

○森田豊壽君 それでは足立さんにちよつと……足立さんは一つにすると二つにして分野を明らかにすればというお話のように聞いたんですが、その点は如何ですか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 私は実は災害補償制度ができました以来、県の責任者として特に森田委員の御指導を受けまして今日までやらして頂いておりますが、私の個人の考えをはつきり申し上げますならば、これはやはり併合は併合で、共済組合連合会が全面的に取扱うことが最も便利であり、最も料金も安く、農家の便益になると私は信じております。併し私が先ほど申し上げ

ましたことは、農業協同組合が自主的な活動で、農協といふものの活動を自分たちの手で相互保险的にやるのだといふことは、これはいかんのだといふことは言えないので、みずからおやりになることについては、これは当然じやないかといふことも言えますので、そういう線が出ればこの規定を設けることは非常に意義があるといふことを申し上げたのです。なお仮に建物共済は全面的に共済組合がやるのだといふことにきまつても、他の面でまだ保険業法を混濁するやうな共済事業を農業協同組合がやるというところは当然考えられますので、その面を補う意味においても私はこの規定の改正は是非御考慮頂きたいと、かように考えております。

○佐藤清一郎君 只今足立さんからかなりはつきりした線のお答えを受けたのであります。これは小枝さんにしても、金子さんにしても、そういうふうなお考えであるのであります。これは将来に非常に大きな、この案に私が態度を決定する上におきまして非常に重要なところでございますので、一応お聞かせを願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(金子與重郎君) この問題につきましては、将来の分野は例えば只今足立議員の申し上げた通り、早々に解決付くものではない、でありますからして、仮に建物共済のやうなものが全部仮に農業災害補償法でやるということになりましたら、まだ生命共済のやうなものが残つておるので、それを放任して置くわけにはいかんといふことになると、この程度の規定はどうしても入れて監督しないと、農民に迷惑をかけては困ると、こういう考えでおるわけでありませう。

の総合的な指導組織の確立ということと、それから全国的な組織活動に必要な統一性と機動性、こういうことが、あ中心になつてゐるのじやないかと思ふのです。従つて私どもは従来その国がやるべきことだ、これを今度中央会に組織的に統合してやらせるのだ、そういう意味合で以てここに国が、この経費の一部を補助金で以て出す、こう

いうことを譲つておられる以上、提案者としては当然協賛あたりの負担が重くなるというのを考えてはおいて、にならないのじやないか。私は当然安くなるというのを考えておられるのじやないかと私は思つておりますが、そういう御意図でこれが提案されておることは間違いないと私は思ふのです、その点と、それから政府側においてそれを約束できるというのを一つ御答弁頂きたいと思うのです。できるか、できないかということ、政府側においては……

○衆議院議員(金子與重郎君) 只今宮本委員の、提案者として今度のこの団体の中央会の経費負担が単位組合としてどうなるかという見通しでありまして、御指摘のように、総合指導であるとか、或いは経営指導というふうなもの、それが直接現金を生み出して参りません関係上、仮にやりまして、それだけのなか／＼現実現金として出て参りません関係上、経営が今の指導連が非常に困難である、而も赤字が出ておるといふことから、これを中央会にやりまして、今の行政の一つの方式としてやるべき仕事を民間の団体でやるということになれば、当然国家がこれを助成というか、むしろ国家の責任においてやるべきことを民間でやつたほうが、いろいろのさつき申上げたやうな事情から結果がよいという考え方から、中央会のあり方をつたててありますから、この方式によつて少くとも経理とか、総合指導の問題は、これは国費を相当量に補助することが決して卑屈でも何でもなし、こういう考え方と、従つてそうなりました際には、単位組合が中央会に負担する

金は果敢階の指導連に負担させるよりも、もつと安くなるという考え方がなければならぬという考え方でありま

○政府委員(平野三郎君) 御指摘の通り、現在の指導連が非常に弱体と申しますが、これはやはり経費負担の困難性に起因するものであれば、そういう点を打開したい、こういうことがこの法案の御提出の御意図ではないかと政府としては考へておるわけでありまして、従ひまして、政府といたしましては責任を以て明確にお答えを申し上げますが、只今の点については、単協の負担が増加するというものではない、十分に助成措置をいたすというところを確約申上げる次第であります。

○宮本邦彦君 私はいま一つ、先ほど佐藤先生が御質問になつたと思ふのですけれども、まあ私は簡単な言葉で言へば、全国的にこういつた一つの統制がある団体ということになつて、それが指導力を持つということになります。いと、日本のように北から南に長い国がいろいろ指導連その他で以て農業は、経営にしろ、技術にしろ、非常にバリエイティに富んでおる農民なら、そういうものを画一的にするということ、ややもすると技術的に片寄りやせんかという心配が私は多分に考へられるのです。その点は十分指導的な考慮を払つて、まあ内部的に操作ができるということを考へてございますか。

○衆議院議員(金子與重郎君) 只今御指摘の問題は同感でありまして、従つてこの組織が考へられた当時は、曾つての経理監督、経営指導というだけの仕事をやりましたあの中央会、支会というやうな構想を持つたのでありま

す。それよりももう少し幅の広い事業目標を中央会というものが持つたという関係になりますと、今度は各県ごとに自主的に働く余地がなくなつていけないうので、法的な名前といたしましても、組織としても、少し矛盾した感じがするのでありますけれども、この際各県も中央会にされ、その連合会が全中である。以前の経理、経営で行くならば、これは統一してよろしいのですから、全国中央会、支会、部会という形で行つたのであります。が、この場合は事業目標がそれよりも少し窓口が広くなりました関係上、画一的なあれを防ぐために各県の中央会の独自性というものをこの前の制度から見ると強欲したわけでありまして、

○清澤俊英君 先ほどからいろいろ御質問のあつた中で、与党である自由党の方々の中から、これは中央で妥協して作つたんじゃないか、こういうことを言われておるのです。同時に、おのそのやうな質問をなさるお方が各県の協同組合の最高の責任者でございすから、私どもの所へ参られるやうに各県の最高の責任者などの陳情を聞いてみましても、そういう点が大分出て来る。してみますと、これは下から燃え上つたものでないことはどうも確かだと思ふ。それが中央でまあ一応こ

ような話も聞く。これは実際かどうか知りません、話だから……。そしておのの団体がおの／＼異なつた陳情をしておるといふことを見ますと、これはどうも下から燃え上り、実際農業協同組合自身が必要と認めてでき上つたものじやないかと考へられる、何かの欠陥を認めて、もうこうでもしてみたらどうかというやうなことが中心でできたのじやないか、仮にそういうものが政府提案として出ましたら、そのものが二期に亘つて廃案になつた、それで廃案になつた以上はいろいろやつてみましたけれども、意見がまとまらん、こういうふうにお話なんです。先ずお伺いしたいのは、いろいろやつてみたが意見がまとまらんというの

は、いろいろ／＼という御意見はどういうこと、どう／＼ということなんだと、それから先ずお伺いしたいのです。中央で妥協して作つたんじゃないと言われるならば、中央と地方との関係を明確に一つして頂きたい。

○衆議院議員(金子與重郎君) この議案が過去二回に亘つて政府案として提案したものを、どういふ理由で今度議員提出として出されたか……。

○清澤俊英君 いろいろ意見があると言われまして、そのいろいろ／＼の意見というものは何と何かというので

からして、当然政府案を支持して、それが通過するように呼掛けられたわけでありまして。当時私野党の立場と申しますか、むしろ改進黨の立場と申しますか、一番問題になつた点は、農業委員会のはうの点におきましては、農業改良普及員制度を枢軸としてやつておる。併しそれに対して協同組合もやつておれば、養蚕組合のやうなもの、或いはその他の組合ごと技術形態を持つておる。これをどれを基本線にして各町村の末端と結付ければ一番効率的かということ、これは大きな問題で、従つてここで農業技術員として町村の農業委員会の書記を数ヶ月ほどの講習をして、これを技術員としてやりまして、若しこれを次に要革しようとしたときに、全国相当量の今度は技術員組織というか、職場の保持というものが大きな問題として打出されて、簡単に整理統合のやうなことができかねる。従つてこの際農業委員会が技術指導機関としての性格を持つことは、将来本当の農業団体再編成をいたそうとするときに禍いをなすから、それはいかんというところが一点であります。それからもう一つには、今農業団体が皆様方の御指摘のやうに、私どももそう思つておりますが、どれが余分ということはつきり言えませんが、とにかく多過ぎる、その多い中に農業委員会という町村の委員会がある。今度県の段階になりますと、農業委員会の会議、国の場合におきますと農業委員会の会議所と、こういうやうに農業委員会といたうものを系統機関としての農業組織に積上げることは、もう一つ農業系統機関を作ることに、これは私は私どもは将来其の農業団体整備

のときに掘いをなすのじやないか、これが一番大きな二つの点であります。それから協同組合の問題につきましては、当時といたしまして、率直に私は申し上げますが、中央会の性格を協同組合の中へ持つて行くべきか、外へ持つて行くべきかということについて、中へ持つて行かれることに対しては相当の無理があるという考えは考へておつたわけでありませう。これは私は面子だとか、何とかいうことにとらわれないで、率直に私の気持ちを申し上げますから、さうお聞き願ひたいのであります。主な問題はそれらの問題であります。そういうことから結論が出なかつたのであります。それで今度の小枝議員のほうから私のほうへ交渉がありました。が、昨年度、一昨年度問題になりました。それらの点を一応解決して行くのにとらわれないかという点につきましては、農林委員会の会議というものを、農林委員会の会議でなく農林団体自体の一つの合同会議のようなことは各県においてもやつておるし、又全国段階においても今農林会議所というふうな姿を持つておるのだからして、それらの各種の農林団体というものを総合して意見の統一を図つて行くということは、これは無駄なことではないから、そういう点から承認いたしました。それから技術員の問題につきましては、日本の農林技術員の体系をどうするかということの結論を得るまでは、暫らく農林問題はまた新しい線を出すというふうなことはやらないうこと、それからもう一つは、協同組合の面につきましては、中央会の姿に対してその後一月からいろ／＼研究いたしましたけれども、なか／＼

それに対するはつきりした結論が出て来ないのと同時に、最近の組合の状況を見ますと、連合会におきましても、単位組合におきましても、経営の面におきましても、矢張り早にいろ／＼な問題が起つておる。そういうことを考へましたときに、法的にいろ／＼な御批判を受けるかも知れないけれども、一応政府案を基礎にして考へるより仕方がないと、こういう結論に達したわけでございます。

○清澤俊英君　そうしますと、やつぱり中央で妥協をしてお作りになつたのは間違ひない、こういう結論が出ております。自己の信念を曲げてまでも、あなたにすれば……。中央農林会自身を外に置くか内に置くか、これは重要な問題だつたと思う。それを自分は外に置くべきものであつたと思つたが、今度はうち方に入れた、技術のほうは結論がどうもあつたかわからないが、政府案に従つたと、こう言うのです。それから今のお話を聞いていれば、どうもごた／＼しておつたから、政府案を中心にして意見が分裂したから一つまとめて行つた、中央でまとめたのに違ひないのであります。結局それに対しては地方の末端組織は全く預かり知らなかつたことであらう、こういう結論を出しても無理はない。我々が今こうやつて審議しておるとき、実際各団体の動きを見ておるとき、支離滅裂で全く纏張り争ひ以外に何も無い、こういうことを私も痛感しておる。それこそこれといふことです。第二番目一つお伺ひしておきたいことは、先ほど森田さんの御質問で、今この二法案が出たことについて、世間では農林団体の再編成で

あるが、再編成にしては余り遅過ぎるではないか、一口に言へばこういう御質問であつたかと思ふのであります。ところが金子さんからの御答弁をお聞きしておきますと、いや、そうではない、我々は再編成なんというところは世間が言うておるのだ、だから世間の言うておることであつて、我々は今当面の穴だけ埋める法案を出したので、再編成はこれからなんだ、たが併し近い機会において審議会を設けて何らかの形で一つすつきりしたものを出すと言つておる。然るに現在の協同組合のあり方、農林団体のあり方については悪いことはたくさんある、これは皆御承認なんです。そうして見ますと、全然関係がないと、こう言われるが、中央指導機関を作らうと思はれるからには、少くとも今将来においてそれは直すと云われるが、現在持つておる現在の状態における悪いところ、この中央会と、一番中心にしてお伺ひしたいことは、その農林団体の持つて悪いことは、どこどこを考へておられるのか、これは重大なことなんです。考へる持ちようによりましたら重大な問題でありますから、この点だけは最も具体的に最も明確に一つ御指導願ひたい。御答弁なんというところは申し上げません。私はあなたの方のような長い間農村問題に御苦勞なさいました大先輩に対して御答弁なんというところは言わない。御指導願ひたい。

○衆議院議員(金子重郎君)　大変どうも恐縮なお話であります。実は私が申し上げたのは、今の農林団体にこういう欠点があるというふうな、これとこれがいけないということを上上げたのではなく、何とか改善しなければならぬのじやないか。勿論それはいろいろ協同組合の場合におきましても、農林委員会の場合に、或いは共済組合の場合に、そういうふうないろ／＼の農林団体その他細かく取上げますと、私も去年調べたところ二百以上ある、農林関係に対するいろ／＼の団体がある、そういうものの系列をどういうふうにして持つて行くべきであるとか、それから今の農業技術問題を取上げまして、その改良普及員制度を駐地区制をとつた所もあれば、或いは町村の区域ごとに担当している所もある。あれだけの予算を使つておつても、農民の立場からすると一向に期待に副わないというふうな非難もたくさんあります。それから協同組合に置くほうがいいと言ふ人もあれば、或いは各団体ごとに専門専門で置くほうがいいと言ふ人もあり、そういうふうな重要な問題がそこ横たわつておる。それから協同組合の場合でも設立の自由という原則を打ち立てて見たが、さあそういうふうになつたら各種の連合会が事業別に濫立いたしました、そして、そして纏張りを争つておるといふような状態を見るときに、これを各事業別の連合会或いは事業別の協同組合というものを何か法律的に整理したほうがいいか悪いかにいふ、こういう問題がある、これはいいけないとはつきり申し上げたのではなくして、こういうふうな重要な課題が余りにもたくさん横たわつておると、こういうことを申し上げたのであります。これが悪いのだと、こういう意味ではないのでありますから、さう御了承願ひたいと思ひます。

○清澤俊英君　どうもちよつとおかしな話になつて参りました。私の聞きましたのは、今の農林団体のあり方について整理の問題もありましようし、指導の問題もありましようし、性格の問題もありましようし、いろ／＼なものを中心にして十分作り直さなければならぬ。こういう空氣が充満しておる。その充満したことを一つの言葉で言い現わすと、農林協同組合を作つて見たが、昔のものと変りないじやないか、これは看板の塗り替へであつて、決して新しく生れ出た農林協同組合じやないじやないか、看板の塗り替へに終つたじやないか、本質的に何か改良しなければならぬというのが農民の声だと思ふ。そういうことを中心にして考へて、そういう中央指導機関というものをお作りになつておるのかどうか、ただ、今言つた団体を整理したらどうかとか、或いは技術員をどこに持つて行つたらどうか、設立の自由がどうか、悪いというふうなことは、これは枝葉末節の私は問題じやないかと思ふ。少くとも民主主義に副つた日本の農林を建てて行くためには、日本の農林自体を如何なる体系で如何にして指導して持つて行くか、これが重要な問題じやないかと、こう思われます。そういう重要な点を抜きにして、実際問題として指導機関を丸抱えで作る。これでは目的のないものを作ることになるのじやないかと思ふ。農林政府次官は丸抱えで出すのだと言われるが、何かこれ以外にはつきりしたものがありませんか、どうですか、お伺ひしたい。

○政府委員(平野三郎君)　丸抱えですというところは少しも申し上げておりません。丸抱えにならんやうにいうこ

とを申し上げておるのです。誤解のないようにお願いいたします。

○清澤俊英君 丸抱えでなく自主的に持つて行くというが、そういうことをしば、農民に持つて行くというより、むしろ反対者がある。反対というより、むしろわかって困つておる人が多い。又ここに運動に來る人は一部の人です。大体がその県、地方の幹部な人です。全体の農民がこの上それそ負担がかけられるということになりましたら、佐藤君が言う通りになる。迷惑千万だということです。迷惑千万のものを頭から押し付けて行くのはどういふわけですか。ということと、少くとも中央指導に対する理念には昔の中央農業会下の指導理念というようなことを言われておる。これは昔はよくあつたと思うのです。昔々というが……、農業会の前を遡つて見ますならば二本あつたと思うのです。帝國農会を中心とした指導の線が一本入つておつた、それから民主的な組織によるところの産業組合法によりました信用販売、購買利用組合を中心にして若干事業の成績を上げるために、みずから作つた中央会というものがあつた。そういうようなものがいづれも昔の組織と言われるが、大体そのどちらをお取上げになつてお考えになつたのか、今ここで出されようとするのは、そういう線におけるどこを中心にして言われるのか、その点をはつきり一つお聞かせ願ひたい。

○衆議院議員(金子與重郎君) 只今の私の答弁で曾つての組織の中ということとを申し上げましたのは、産業組合がありました当時、産業組合の経営、経理、監査をやりましたあの中央会のこ

とを指して申し上げたのでございます。設けられていたならばまだいいと思ひます。それに帝國農会の精神も負わせようとする、丸抱えにしないのだ、下から盛り上つた組織でそれを作るならば、一度お作りになつて下から本當にそれをやらなければいかんということとを教育して作つて、それに補助金を出してくれるのが当り前の話なんで、聞きますれば、この法案が流れば我々は作るのだ、その準備がちゃんと付いていと言われるならば、私はそれを持つていける。本當に何がいいのだということがはつきりして、みずから作つて行つたものに国が惜しみなく金を出してもらいたいということはやま／＼です。それがどこにどういふ欠陥があり、どこにどういふ何があるか、世間一般において農業協同組合の看板がかつていけるが、戦時時代の農業会と何ら変りがないじやないかと言つてい

る。看板の替へはしましたが、中は一つじやないかと言つていける。そこで何を指導しようとしていけるのか、何をなさろうとするのか、政府から八千万の金をもらつて帝國農会を又持つて行くとするのか、日本の農業会、日本農民の性格を守ろうとする、生産の向上をさせようとする組織をあなた方自身のお考えで持つて行く意思がないのかどうか、それを中心でやつていけるじやないのか、これはやつて見たところ

が金がないから政府が出してくれというならば、政府が出さないと云つたら、それこそ毎日デモをかけてでも出すように私は応援をしたいと思ひます。これは何のために一体どこへ出すのか

けがわからん、その点をはつきり聞かしてもらひたい。

○衆議院議員(金子與重郎君) 中央会のあり方につきましては、農会的な性格は全然持つておりません。それは事業目標にありましますように、主として最前申上げました通り、協同組合、産業組合当時における経理、監査の機関として中央会、支会という制度があつた。ああいうような形に、現段階の全国の末端の町村組合乃至は各連合会が、経理上の問題からいへば、協同組合の蹉跌を來たしておる多くの事例を見たときに、そういうふうな今の指導連を中央会に変えまして、そうしてそういうふうな事業は當然直接利益が上つて参りませんから、経営が困難になる。それからして一面から見ると、ば、それらの仕事は行政機関として、或いは政府としても農村の健全化を図るため協同組合の育成のためすべき仕事であるからして、それを専断の意味でなしに、政府から助成を出さして、そうして組合の経営の問題を中心として行く、これが中央会の意向とするところでありまして、農会的な性格をこの中で打出そうという考え方は持つておりません。

○清澤俊英君 口ではどうにでも話されます。現在農業協同組合内にできまして指導連というものがいいところのない存在であつて、これが会費が不納になつて消滅している県が二十三あると聞いている。それ自身が農民にはいいところのないものとして否認せられたという事実は、本當に農民に役に立つようなことを指導しなかつたから金が出なくなつたのではないか。金が出なくなつたからやめるのじやなく、農

民のためになる指導をやらないうで、選挙運動に事倍りて飲み歩くというやうなことばかりやつておつたから、あんなものは要らないとして金が出なくなつたのではないか、逆じやないか。それを直さんで、金が出なくなつたから中央から金をもらつて来る、中央で何を誰がするのです。自分の中からその欠陥を直して行つて金がないというなら話はわかるけれども、それを直さんで金がないから中央からもらつてするのだ、それじや中央の誰からしてもらうのだ。少くとも農林省あたりで相當の経験を積まれて退職せられたやうな方々に入つてもらつて、それから指導してもらふということなら、農会的な性格におのずから行くのじやないか。而も中央の経費は殆んど国家が出して

もらふということになれば、丸抱えはしないと言つていけるが、大体元の原案ではそうであつた。さつきから予算の問題は何處も出て來ている。農会的な性格にならんで何になるのだ。私は根本の考え方が重大問題だと思ふ。本當に指導連がいいやうなものになれば……、いい仕事をしておつたら決して農民は金を出さんとは言ひません、初めは出したのです。出さないやうに皆がしてしまつた。それに金がないから何もできません、これは本末顛倒の考え方であらうと思ふ。その点を一つ……。

○衆議院議員(金子與重郎君) 只今前段のお話の、現行の各県の指導連なり或いは全国指導連が非常に農政活動であるとか、その他開口が広い活動をしておつて、直接単位組合なり、或いは加入されておるところの連合会等の指導の仕事が万全を期されるところが非

常に不十分であつた。そういうことから会費不納になり、而も経営が行詰つた。そういうやうな御意見に対して、それが全部ではございせんけれども、全国的にそういう傾向があつたことは今日私もよく納得ができるのであります。そういうことでありますので、この際性格を変えて、そうして最前申上げたやうな、今の指導連よりもむしろ事業開口というものを少し狭くして、そうして重点をこの中央会の法律にありまして、二、三の項目に重要な仕事を必要であらうけれども、経営団体として最も大切なことは、経営と経理との明朗化、明確化、この相互指導の機関としての、今指導連を中央会の性格に変えて行くことのほうがより近道じやないか、今の指導連をそこへ持つて行くやうにしても、なかなかできないのじやないからうか、こういうことを考えまして、もう一つの理由といたしましては、そこに加入、脱退というものの自由がない、それが矛盾だという御指摘が先ほどありました、一つの制度的なものに近くなつて参らないうのは、やはり小さなものだけが作つたのだということではないかが理窟が通るといふ点も考へておる。

○清澤俊英君 今の問題に関連して、政府がこの法案を出されたときの腹がまえは何であつたか、見かねて出されたのかどうか、はつきりして下さい。○政府委員(平野三郎君) これは指導

連が農民のために役に立たない存在であるから衰退をいつある、こういうお話のようでございますが、政府といふたしましては、お話の通り現在も指導連が非常に弱体化してゐることは事実でございます。これは私も見るところでは日本の農民の宿命と申しまするか、直接利益のある団体に対してはその負担金を持つことについて協力的にたしますけれども、間接の場合においては、どうしても負担金がかかる、集めにくい、こういう傾向があると思ふのでございます。これは日本の農業自体の要するに本質的な弱体性に基因をしてゐるのであります、従つてそこには私はやはり日本の農業といふものは国が保護助長政策をとらなければならないと思ふのであります。購連でありますとか、或いは販連といふような、経済団体の行く農業協同組合すらも再建整備を必要とするといふふうに弱体化してゐるのでありますから、いわんや指導連といふような間接的な農民の利益を守る仕事をする団体につきましては一層弱体化するといふことは、これは止むを得ないところであります、従つて先ほども金子提案者からお話になりましたように、卑屈にならない意味において、政府がこうした間接に農民の利益を守る団体に対して或る程度の助成措置を行なつて、そしてこれの活発化を図つて行くといふことは、それこそ眞に農民の最も利益を守るための適切な措置である、こういうふうに政府としても考へておる次第であります。

○江田三郎君 今の清澤委員の言われていることは根幹に触れた重要なことなんです。清澤委員は御承知のように十日ほど前に血を吐かれて暫らく休んでおつた、それがこの問題があるからといふので無理をして出て来てあんな大きな声をせられるのも、清澤さんの過去四十数年、何遍も監獄の中に入つて農民のために尽して来た、この清澤さんとして黙つておれんから言つておるのだろと思ひます。これは私も軽々しく聞いていないのです。併し清澤さん余り元氣を出され過ぎると、ちよつとこつちも又倒れられては困りますから、時間も夕食時間が来ましたが、適当に委員長長のほうで休憩願ひたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 如何でしようか、休憩しましょうか。

○委員長(片柳眞吉君) それでは暫時休憩をいたしまして、七時から再開いたします。

午後五時二十五分休憩

午後七時三十一分開会

○理事(宮本邦彦君) 休憩前に引續いて会議を開きます。

清澤委員から玉糸の件について蚕糸政策の一つとして質疑があるそうでございますから、便宜上これを先に取上げたいと思ひます。

○清澤俊英君 先般の委員会でも、玉糸が輸出の対象として生産の約九〇%以上を輸出に振向けられた、日本の国の産業のうちで全生産の九〇%を輸出に向けるといふような産業は数少ないことだと考へるのであります。而もその生産品は作るべくして作られない。まあ大体元来ならば層層として取扱われるべきものが、非常な業者の努力と研鑽によつてこれが非常な高額の輸出対象糸として今取上げられておる状態であることは、私が申上げるまでもないのでありまして、この際この輸出玉糸もやはり輸出生糸と同様に一つ価格安定の枠の中へ入れて、そして急激な暴落等に対処する、或いは暴騰に対処する一つの緩和策を作つてもらいた、こゝろの緩衝をいいたしまして、先般の委員会でもそれの討論をいたしました結果、局長も政務次官も、必ずこれは政令で変更することができるのであるから、輸出対象として一つ政令の枠の中へ入れると、こゝろの御言明があつたが未だそれが行われておらない。聞きまするならば、最近糸価安定の協議会が定まりまして、生糸の価格は最高最低ともきまつておる。この中へ入つておりませんことを見ますと、玉糸の価格が低くおつておらんことを見ますと、まだ入つておらんのだと思ふ。従ひまして、政府は我々に対処するところの公約の言明を、これを果されざるものなりなのか、どうしてもそれができない事情に置かれておるのか、一つお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(寺内祥一君) 只今のお説の通り、玉糸は最近輸出が、殊に戦後非常にアメリカで買われるようになりまして、二十六年におきましては一万六千俵、二十七年におきましては七千九百俵、今年に入りましてからはちよつと減つてはおりますけれども、我々も我々としては、これが輸出の有望な物資であるといふことで、この間の生糸に対するリンク制のときにも、玉糸と生糸と同様にリンク制の上に乗せたわけでありまして、従ひまして、輸出価格の安定を図りますためには、輸出に向きます二五中の玉糸につきまし

ては、繭糸価格安定法の適用をする必要ありといたしまして、その方面の努力をいたしておるのであります。けれども、ただ御承知の通り、只今糸価安定特別会計におきましては資金は三十億金でございますので、先ず第一にこの資金を殖やさなければならぬといふような点がございまして、財政当局と交渉いたしておるのでございますけれども、これが只今の緊縮財政の關係でまだうまく折衝が付いておりませんので、この間の繭糸価格安定審議会におきまして、まだ玉糸を輸入の対象にするといふような諮問をする段階にまで立至つておらないのであります。御承知の通り、これは輸出産業でございますので、今後もお折衝の努力をいたしまして、御趣旨に即うようにいたしたいと思つておりますが、まだ財政当局との交渉の余地が残つておりますので、もう暫らくお待ちを願ひたいと、こゝろ考へております。

○清澤俊英君 もう金がないと言へばそれつ切りの話です。外貨の獲得という上から行きますれば、大蔵当局は一番先に双手を挙げてこれに賛成しなければならぬ問題だと思ふ。元来捨て糸として真綿か何か作つておりました、玉糸が輸出の対象となつて、而もその九割五分が輸出の対象になつて外貨に全部買われるのだから、これは大変な問題だと思ふ。そういうものを維持しないで外貨が足らんといふようなことで、だん／＼輸入を減らして国内の物価を上げて行くような妙なことをやつておつてはこれは問題にならん。結局私は農林当局の押されるのは意思が弱いからじゃないかと、こゝろ思ひます。いろ／＼議論にもなりますか

ら、従つてここには関根君であるとか、或いは鈴木君のような、相当その道の経験者もおられますから、ちよつと委員長連記を止めて少し懇談して、そして私どもの申入もしてみたいと思ひますから、ちよつと連記を止めて頂きたい。

○鈴木彌平君 只今蚕糸局長から御答弁がございましたけれども、五月の初旬におきましては、日本蚕糸協会の関係者の会合がございました。蚕糸協会の会長吉田晴二氏よりは、玉糸を安定法に基き買上の対象にすべしと、かような発言が勿論ございましたし、国会にも本人の名前で請願が出ております。と同時に、日本生糸協会副会長高田利也氏からは、玉糸は輸出の対象として最低価格を保証せられるべきが当然であるといふような発言がされております。又、勿論全国の養蚕連の会長北原金平氏からもさうな発言が出ております。従ひまして、業界からはどこからも反対が出ておりません。それが本年の見通しにおきましては、生糸は最低価格十九万円を割るようなことは無いといふように業界は一般的に観測をしております。繭糸価格安定法が二十六年に制定されましたが、二十七年も二十八年も、勿論二十六年もそうでございますが、最低価格を割らなかつた。さういふ観点から言つて、これをこの際玉糸を輸入の対象として、これは決して無理はないし、将来さういふ意味におきまして特別会計の破綻を来さすようなことは全然ないと思ふ。今回経済審議院の発表いたしました二十九年度上期の輸出計画を見ましても、御存じの通り、生糸におきましては前年より二千俵殖やしまして三万五

千俵を予定しております。綿織物が五億四千万ヤード二割二分を去年よりも余分に見ております。絹織物も本年は一千万ヤードといたしまして、去年よりも百万ヤード増えているのです。その中で生糸の二千俵余分の輸出というものは、これは玉糸にあることは明らかに経済審議院が発表しております。さような関係から、この際繭糸仙安定法の建前から言つても、生糸の輸出増進と蚕糸業界の安定のために価格の異常の変動を防止することは当然だろ

【速記中止】

○理事(宮本邦彦君) 連記を始めて下さい。

○清澤俊英君 いろいろ蚕糸局長も農林次官も我々に言明せられた責任があるもので、その達成のために努力をしておられることだと思ひますが、なお当委員会の名を以て正式な成文として申入をしたいと思います。是非近い機会において、大蔵当局もこの輸出の重大なることはよく御承知のことであるから、必ず放置せられることではないと思ひます。一つ御努力をお願いしたいと思います。

それでは申入の案文を読みます。  
玉糸の価格安定に関する申入  
我が国の貿易の現状は素銀を許さぬものがあり、この難局を打開し、輸出を伸暢するため万全の施策を断行すべきである。  
戦前輸出の第一位を占めていた生糸

に対し、これが輸出を促進するため、昭和二十六年十二月、繭糸価格安定法を制定し、国の資金三十億円を以て生糸価格の安定を図つたことは適宜の処置であつたが、同法には玉糸に関する規定が明記されてい

参議院農林委員会

農林大臣保利 茂殿  
大蔵大臣小笠原三九郎殿

○理事(宮本邦彦君) 只今清澤委員から御提案がありました政府に対する玉糸の価格安定に関する申入の動議を議題といたします。御賛成の諸君の挙手を願ひます。

【賛成者挙手】

○理事(宮本邦彦君) 満場一致を以て可決されました。

○政府委員(寺内祥一君) 只今のお申入の趣旨を尊重いたしまして、大蔵当局とできるだけ早く話を付けますように最善の努力をいたします。

○清澤俊英君 先般も委員会の總意であり、これは公約ですと言つてやつておりますが、大蔵省が聞かない、こういふようなことで非常に御迷惑のようでありましたが、困つておられるようであります。若し御交渉の結果長く

かかるようでありましたならば、大蔵省の意向等をお一つお伝えして頂きたいと思う。我々も大蔵省関係当局から来て頂いて、一つ大蔵当局へ反省を促したいと思ひますので、そのつもりで一つやつて頂きたい。

○江田三郎君 ちよつと関連して……

この生糸と例のリンク輸出ですね、あれはその後のリンク輸出になつたのか、この前は多少失敗に近いようなことがありましたが、あれは局長が病気のときになつたので私は知らなかつたといふことでしたが、今度のやつは病氣回復後のやつですか、一体どうなつておるのですか。それから例の絹織物のやつですね、それについて一つ……

○政府委員(寺内祥一君) リンク制の問題につきましては、二月の十一日に実施いたしました以来、フロア・ブライスを割つてまで安売りする傾向がありましたので、一時停止いたしました。リンク率を半減いたしまして同時に、輸出組合におきまして積立をいたしまして、フロア・ブライスを四ドル五十セント、邦価にいたしますと二十一万円を厳守するという約束の下に実施いたしました。四月から六月までの間に引続き六千俵、合計一万八千俵までは出すことにいたしました。五月の二十一日で予定の数量に達したので、只今それを打ち切りました。但しこれは契約が成立したばかりでありますから、現物の輸出船積は六月までかかると思ひますけれども、もうすでに予定の数量に達したので、リンク制はもう打ち切りとしたしております。今後はこれを継続いたさない方針でございます。

れから次に、可燃性織物のことにつきましては、アメリカにおきましてスカーフを衣料でないと認めるというのと、それから可燃性であるという検査の方法を少し緩和いたしますような修正法律案が提出されて、これは上院はすでに通過いたしました。只今下院で審議中でございますが、その後の情報を聞いてみますと、下院におきましてはまだ多少これに対して反対の意見を持つておる者があるやうでありますけれども、アメリカ政府におきまして、これをできるだけ通過させるやうな努力をいたしておるやうでありますから、まだはつきりはわかりませんが、多分下院も通過するであらうという情報が業界に入つておりますので、大体この問題は解決し得ると思つております。

○理事(宮本邦彦君) ちよつと連記を止めて下さい。

○理事(宮本邦彦君) 連記を始めて下さい。

○理事(宮本邦彦君) 連記を始めて下さい。先ほどの申入は委員長に御一任願ひます。ちよつと連記を止めて下さい。

【速記中止】

○理事(宮本邦彦君) 連記を始めて下さい。

暫時休憩いたします。  
午後七時四十八分休憩  
午後八時二十八分開会

○委員長(片柳真吉君) それでは委員会を再開いたします。休憩前に引続きまして質疑を続行いたします。

ました続きでございますが、世間一般で言う改革意見というのは、農業会の看板の塗替えでは駄目だと言われている。その意味合を大体あなた方はどういふふうにおとりになつておるのですか。今の協同組合が農業会の看板の塗替えで、内容や運営は農業会と同じやうなことをやつていては駄目じやないか、こう言うのです。協同組合と言つて交つておるが、農業会の仕事と同じことをやつておる、同じことではどうもならんじやないか。これが改革意見の農業会再建という、農業団体の再建のやうな基本的な大衆の声じやないか、この点をどうお考えになつておるか。

○衆議院議員(金子與重郎君) 今の協同組合が農業会の単なる焼直しではない、こゝういふ声もお話の通り聞いておりますが、ただその考え方というもの、御承知のように農業会というものは法律上の性格には非常な変化があつたわけでありまして、実際上はあの組織を或る程度まで政府の強制のやうな形で引継がしたといふやうな事情がまだ相当あるんじやないか、こゝういふふうには私も考えております。

この経営の問題が一応余計に大きな問題になるのではないか、そして今の協同組合の農業会から引継がれた以降の状況をみますと、或るほど農業会当時の赤字をそのまま協同組合が引受けたといふやうな点もございまして、又その後における国家の統制機関のやうな形でやつて参りましたものが、自由経済になりましたその過渡期における経済的な事情の変化というも

のも、現在の協同組合の経営上いろいろな結果を及ぼす原因になつたかも知れないけれども、併し又一面から言ふならば、その後の協同組合が経営不振に陥つたり、或いは各県ごとにその単位組合の預貯金の不払いまで入つてしまふような状態に相当数ある。そういう問題も出ておるのでありますが、それに対しては結局経営の指導というか、経営能力が十分でない人たちに、あれだけ複雑な仕事を課しておることに問題がありますので、その点をやはり今の指導連のような形で広い指導項目を掲げていたのではないから、そこで中央会といういろ／＼な御議論もありました。そうした制度化したような、最前のお話にも申上げました通り、曾ての監査連合会と曾ての中央会ですね、それと同じような主として経営指導というところに力を入れ得るような中央会を作ろうというところにこの協同組合中央会の考え方を持ったわけでございます。

○清澤俊英君 何か討論みたいになつてかなわぬが、私の聞いているのはですね、大衆は今で起きている農業協同組合なんと言つては、農業協同組合でなくして、これはいつまで行つてもどうも昔の農業会と同じじゃないか、これはただ名前を変えただけで大したことは違わないのじゃないか、こういう声が一般なんです。というところは、具体的に申上げますなれば、今晩農林大臣が来ておられるならばよく伺ひしようと思つておつたが、先般ここで酪農振興法案審議の過程において、農協をして集約酪農地区を作り、その事業を、加工事業等ですな、の整理をさせて、生産面に

努力させたいというやないかと、こういう声があつたのです。ところが今の農協では絶対駄目なんだ。それは無理だと、こう言われる。そう言われて見ますと、私もこれは無理でない。第一お前の言うのは間違ひだといひかねる面が非常にある。そこで現在の農民は何を考へているか、こう申しますと、自分の作つたものを自分で処理して自分で何とかして中間マージンを排除して、何とかしてこれを幾らか価格の高いものに売つて行きたい、こういう組織に農業協同組合等が自分の生産を持つて行つてくれないから、こういふ駄目なんだ。駄目の根底はどこにあるか、それが駄目の根底になる。その根底はあなたの言われるところにあれば、協同組合がいろ／＼な経理上ですずいと、こういうようなことを言われておるけれども、農民はそう考へておられない。今の協同組合の人たちは、幹部は普通の農業会のような考へ方で、我々の生産品というものにそう多くの自分から思つていふような熱意を持つてやつておられないのだ、これなんです。それが根底にならなければならぬと思う。それがそういう理念が中心になつて改革案が出来上るとするならば、基本的に言つてどうもあれが悪い、これが悪いというものがおのずから解決されて行くんじゃないかと思うのです。あなたの言つておられるように、団体数が多いいとか、或いは技術員をどうするか、或いは農業技術の問題、もう一つは何でしたか、三つばかりのことを言われておるが、それがどうだとかいふことは大して農民には問題になつていないのであつて、これを

ですな、まあ私はつたない自分の考へから申してみますならば、戦前の農業会というものは、御承知の通り農会と信用販賣購買利用組合、その他の農業団体は政府の戦時体制の要請によつて無理に集められて、そして国家機関として農生産を推進した。これが実態だと思ふのです。それでもその戦時中に入つて来た戦時体制としての農業会、前はまだ帝國農会として技術指導をして政府の線が一本強く入つて来て、そうして強力に農業技術の改良等は行われておつたと思ふ。それから一方信用販賣購買利用組合ですね、これは御承知の通り初めできましたときは農協が中心でなかつた、産業組合法でできておるのでありますから……産業組合のできたのは、明治初年において品川弥二郎が作つた時から、農村における中小企業の発達を中心にしてでき上つたことは申すまでもないのであります。従つてこれは生産者を中心にして信用販賣購買利用組合が多く働いておらない。これを端的に申しますれば地主的組合であつた。従つて生産とこの加工等の問題がマツチしておらない、だから農民とは常に離反しておつた。農民はこれらのものができて、そうしてそこに商を集められ、或いは特産品を集められることによつて一つの脅威を感じておつた、そういう因果関係もあるものであります。多くの場合は、この利用すること……多くの工場が如何にして信用組合の工場を利用するか、こういう点に中心が置かれておつた地主的の経営なんです。搾取的の経営なんです。それが伝統としてずっと残つて来た、そうしてそういう農民意識のないものが、そういうものが

全部やめになつて、そうして農業会という変質的な一つの戦時体制ができ上つた。それでずつと十年ばかりやつて来ました。それがあと引續いてずつと来ておる。これでは農民は納得しないと思ふ。農民の納得する本當の協同組合を作るなら、これだけの集約農業ができるというたような場合、その農民の作り出したる乳が市場独占をして、明治だとか、森永、これらを制圧しますものが、全国的にばら／＼に作りなつて、これらに対抗できるような強力な組織を持つて来るということを示して、その指導を若し今日の指導連がやつておられますならば、誰も今日の指導連などは、政治運動だけしておつて、あんな酒ばかり飲んでおるものには必要がないんだといった工合で消滅をして行く理由はないのであります。そういうことを無視して、ただ中央指導の機関を作つて指導するのだ。而もそれは大部分の指導費を政府から金をもらふことだけを考へている。今日の協同組合が二十二年にできましたときは、組合参加を自由とし、自主的に協同組合を作らして、これを育成して、自分の作つたものを少くとも加工等をやつてそこまで進んで行く、農民の自主的な組織を作らせる。これが私は根本であつたと思ふ。従つて今まで入つたような地主的の要素であるとか、或いは商人的の要素とか、これらのものを全然一切剝奪して、眞の農民だけでやつて行く、こういう私は法案でなかつたかと思ひます。その根本の精神が今ここへ出ております中央農業会に見ますならば、大分崩されておる。そこで私はあなた方がいろ／＼非難がある。ここは悪いのだという、悪いことはわかつておるのだと言われるが、その悪いところというのは何だと、こ

うやつて聞きますれば、先ほどのような御答弁になつて参りますので、誠に心もとなひのですが、私の説に對してどうお考へになつていますか。

○衆議院議員(金子與重郎君) 今度の協同組合法の改正で、協同組合の一般の原則の上には根本的な変化はないのであります。ただ協同組合法の中に中央会という制度を入れた。その中央会制度に限つて、今の加入の脱退の全部でなく、一部の県段階の中央会に入つた場合には、全国中央会にも当然加入するという、このことはあとで申上げたいと思ひますが、そういうことが入つておるのであります。今お話をいたしましたような、農業会から現行の協同組合法に移りました当時の、いわゆる現行の協同組合法というもののものには、殆んどここに最初に提案の理由に申上げました数点のほかは、全部今まで通りの形になつておりますので、その点を別に触れていないのでございすが、そういうふうな御了承願ひしたいと思います。

○江田三郎君 ちよつと議事の進行……これは總体の質問を今やつておるのです。これは成るほど議員提出ですけれども、政府としてもこれは重大な関係がある。そういうときにただ政府委員として経済局長一人というやうなことは、どうも政府は一体何を考へておるか。さつき呼びに行つたやうですが、向う腹が立つて参りました。これはどうされるのですか。

○委員長(片柳眞吉君) 農林大臣は今出席を要求しておりますが、ちよつと



あつた、そういうことをまあ提案者から私は直接聞いたわけじゃないんです、そういうような意向を私は聞いています、自由党は与党だと思ひますので、恐らく政府が出したと同じことで、議員というような考え方で今申されましても、やはりこれは今の提案者全体を指しての議員ではなくて、その最も私は一番最初のお考えを聞きたいのですから、そういうふうな申上げるのですが、やはり自由党の与党から出されたということに承知してよろしいのですか。

○衆議院議員(小枝一雄君) 松浦委員の御質問にお答えいたしますが、只今お尋ねの与党からこの問題を出したかどうかという根本の問題について話せようというのでございますが、この問題は全く私が金子さんと最初話合ひましたときには、政府のほうから何らのお話もなかつたのでございます。ただいま自由党の政調会におきまして、農業委員の選挙も迫つておるし、政府が前には提案したのであるが審議未了になつてそのまゝになつておる、すので、何とかこのまゝ放つておくということは、農業委員会といたしましても農業協同組合といたしましてもこれは困るようにならるるので、何とか一歩進んで最善の方法が、根本的なこの農業協同組合の再編成という方向に行かないまでも、少しでも一歩前進した、最善の方法がとれないならば改善の方法をとつて、一つ農業協同組合のために、又農村のためになるような方法を講ずべきじゃないかというふうな話も出まして、そのときに私も、これはどうしても自由党だけじゃなしに、各党と一つお話し合つて、できる

ことならばこれを成立させたい、こういう考えで、併し金子委員からも先ほどからお話になりましたように、これを根本的な問題にするというこゝとだけでは到底この問題は成立しないというふうなことで、一つ改善の方法でも、少しでもよくなる、何とかこの局面を開くような方法を講ずるという建前から、私どものほうで相談をいたしましたので、その当時のところをさつぱらんに申上げますと、どうも政府も果して出すやら出さんやらわからん、どうも政府もこの二回の失敗によつて熱意がいささか冷却したのじやなかろうか、進んで一つ議員としてこれをやるべきじやなかろうかというこゝとでやりましたようなわけでございます。

○松浦定義君 私はずいぶんこのことを聞いておるかと云いますと、聞くところによりますと、今度これを出さない選挙をしなければならん。選挙をするには金がかかる。先ほど北委員がお話になりましたような点とは別に、お話になりましたような点とは別に、金がかかるからというふうなことも実はあるわけなんです。そういうことでは私は先ほど申し上げましたように、金がかかるから選挙をやらないためにこういうことをするとかというこゝとでなしに、本当に私は重要な問題としてお考えになつたかどうかということをお聞きしたいから申上げておるので、そこでもまあ大体それでよろしいと思ひますが、そうしますと、今、小枝議員のお話から受けた印象は、政調会としてこの話が出て来た。政府はもう二度の失敗で、これはどうも出し得ないというふうなお話であります、私はそこ

でせよとせまいと、この重要な農業政策を政府が出さんのですから、今、議員が出て来たから、それをそのまま呑むということなら失敗するということではないと思ひます。そういうふうな意思の弱い農業政策の出し方ではいけないし、現在やつてゐる農業政策そのものが、それでは全部失敗したというように私どもが考えていいかどうかというのを聞かなければならん立場になるのです。ところがそれを農林大臣に聞きますと、自由党の農業政策は、現政府の農業政策は非常に詰つておると云へば、そうでもないというふうな答弁されるのですから、私は今のお話のように、こういうふうな重要問題を出す、二回出してそれが失敗だから、今度は政調会がそれに肩代りしてやつた、こういうふうなことは私は非常に強い、農業政策に対する本當の熱意のある政府のやり方だと承はできないわけですから、こういうことはこれ以上申し上げませんが、そういう意味では非常に私は、今回この種の重要な問題であるならば、やはり各党の意見を聞いてでき上つたものを、面子にかけるとか何とかいうのでなしに、どうせ責任を持たねばならんのだから政府提案を出してもらいたい。我々参議院としては、やはり同じくこの問題と取組むならば、政府提案として出してもよろしいに、なぜ私はそういうことを申上げるかという、お互いに議員提出というものは、衆議院と参議院の間で各党各派においていろいろ繋りが出て来る。ここにその問題が私たちが参議院をして非常に苦しめてゐるものがあるのですから、こういうふうな農業政策というものは、日

本の農業というものは全く超黨派的に行かなければならぬというので、参議院の農林委員会においては、与党の諸君もいつでもこれを満場一致の賛成で認めてゐる。こういうふうな大きな問題を政党的な繋りで、そういうものを審議をする際に非常に苦しい立場に我々を迫らむというところは遺憾であるので、併し政府に熱意がなかつたものを議員提出で出してくれたいということは私は非常に感謝をしなければならぬと思ひますが、そういう点は一つ政府は十分この責任を負つて、今後皆さんの質疑に對しても誠意ある答弁をし、更にこの問題が政府或いは提案者の望まれる方向に早く結論を得るようによつて頂きたい。このことを一応そういう意味から一つ申上げておきます。そこで私は政府といたしましては、これらの二法案については、いずれもどちらをどうというふうなお考えはないと思ひますが、我が審議をする場合におきましては、やはり農業委員会というものは、政府が終戦後にきまして、いろいろ供出制度或いは農地改革といったような形から、政府が末端に對する指導を直接やれないから、委員会制度を以てこの政府の末端機關として代行するといったような意味で作られたものであります。併しその半面の農業協同組合というものは、先ほど清澤委員も御指摘になりましたように、終戦直後における農業協同組合に對する、この協同組合は設立當時から考へてみましても、非常に全国的に苦勞して農民が作つてゐる。十五名の發起人が中心になつて末端部落まで話を進めて、そしてその中からでき上つた協同組合であります

から、全くこれは自主的にできた協同組合である。併し自主的にできたけれども、政府のその後におきますこれに対する補助と言ひます、それらの一切の政府の与るべき責任が、余りにも当時の考え方から離れて参りましたので、現在各単協或いは又各都道府県の連合会におきましては非常に赤字赤字で苦んでゐる。そのことによつて再建整備とかいふような、農民から見れば一応飛びつきたいような法律でありますけれども、それはむしろ農民が搾取された形になつてゐる。再建整備というものの裏には、やはり農民が搾取されてゐるというふうな考え方、私はあり得ると思ひます、そういう形に追込んでしまつた、この農業協同組合というものと農業委員会というものが同じ農村の中にあつて對立してゐる。言うならば、私は或る種の對立をしてゐるというふうな形が見受けられると思ひます。あります。これを調整するのが即ち政府の最初から考へておつた農業協同組合の再編成である、私はこういうふうにお思ひます。ところが今回の提案者の御意見を聞きますと、全くこれは再編成というものはなくして、それなりの単独委員会の一部改正である。それは私は全くその通りだと思ひます。従つてこの農業協同組合法の一部改正と農業委員会の一部改正とは、あたかも車の両輪のような印象を受けさせて、これが審議を圖つてゐるわけですが、私はこれはむしろ二つに分けて審議すべきである。無論内容が別でありますから二つに分けて審議はいたしますが、どこに重点を置くかということになりますれば、農民を中心にして考へましたならば、終戦の當時から

考えました農業協同組合というものは、全くみずからが作れという形において作つた農業協同組合であるという形から、政府といたしましても、どちらが本当に自主的な、農民の希望する組合であるかということになれば、恐らく私は農業協同組合というものを中心として日本の農業のあり方を推進すべきである。併し限られた力において農業協同組合というものはやれないから、この別の補助機関としてやはり農業委員会というものを作つて、供出の促進もいたし、或いは農地改革といったような誠に無血革命的な仕事をさせるといふことまではよかつたんですが、ところが今日になりますというところ、この政府機関というふうなものは重点のごとくに考えるかのような私は印象を受けるようなことが考えられるのです。私は決して農業協同組合の陣営でもなければ、農業委員会の陣営でもないのですから、全く一個の農民の立場から考えて参りますと、今申しましたような形から行けば、いずれをとることが日本の農業の発展であるか、或いは又末端農民の心からなる協力を得られる団体であるかということを考えて参りますと、今行われておるこの両法案に対して、考え方が全く団体再編成的なものであるということの印象の中から、先ほど各委員からののお話もありましたように、種々それらの関係者の中に、成るほど好ましくないような動きがしておる。私はそういうことについては決して私は願ひようとはいたしません。それらの形の中に我々が動くということとは、みずから選ばれた議員の立場というものを放棄するということでありますので、どの

ようなことがありましたが、そうしたことはこだわらずに、今私が申し上げるのは、ただ私どもの審議するのは、そうした団体の意見でなくして、提案者なり、政府の見解に立つて私は堂々とこのことの見解を明らかにして、そうしてこれを右にするか、左にするかということを明白にすればいいと思ふ。そういう立場で私はこの種の法案は十分検討すべきである、こういうふうに考えるのですが、只今私が申しましたようなことが間違つておるかどうか、或いは、間違つていないとするならば、やはり私が今申上げましたこの両法案に対して、政府のどういうふうに違ふか、両法案はどういうふうに違ふのだから、或いはやつぱりこの両法案に対しては政府としては今後どういうふうに行きたい、或いはこの改正をめぐつても、不満足ではあるけれども、今後どういうふうにするかといったような、根本的な一つお考えについて方針を明らかにして頂きたいと思ひます。

○政府委員（平野三郎君） 農業団体の将来のあり方と申しますが、そういう点に關しまする御意見でございまして、非常にむずかしい問題でございまして、言では実はお答えいたしかねるのでございしますが、政府といたしましては、只今提案されておりまする両法案につきまして、いずれが主であり、いずれが従であるかというようなことは実は明言いたしかねるのでございます。只今も松浦委員のお話の通りに、政府といたしましても考えておるのでございまして、農業協同組合は飽くまでも農民が自主的に作り上げました団体でございまして、これは併しながら、経済行為をもつばら主として行ふところの農民団

体でございまして、これはもう飽くまでも育成強化して行かなければならぬといと考えるものでございまして。又農業委員会につきましては、これも松浦委員が只今御指摘になりました通り、終戦後におきましますところの農地改革という大きな日本の農村の革命的な事業を行いました農地委員会、又戦後におきましますところの食糧供給を担当して頂きました食糧調整委員会、又は農業改良委員会、こういう三つの委員会を一本にまとめた重大な使命を持つておりますものが、この農業委員会でございまして、今日の段階におきましては、この農業委員会の存在理由というものも極めて大きなものでございまして、かような観点から申しまして、政府といたしましては、この二つの団体が健全と申しまするか、最も実情に即しまして合理的に發展することを期待をいたしておる次第でございまして。

○松浦定義君 大体私の意見を御了承願いましたので非常にその点は満足であります。が、率直に一つお伺いいたしますが、政府は、只今どちらが主か従かどうかとも言えないというお話であります。が、それでは政府はこの両法案を完全なものだとお考えになっておるか、或いは不完全なものであるとお考えになつておるか、この点を一つお伺いをいたします。

○政府委員(平野三郎君) これは私の私見になつて恐縮でありますけれども、この世の中に完全というのはあり得ないと思つております。すでに社会は弁証法的に絶えず流動しておるのであります。従いまして、勿論完全とは思つておりませんが、現段階におきましては最大公約数的において完全であ

りまするけれども、更に將來もつと完全なものになして行くように努力しなければならぬと考へておる次第であります。

○松浦定義君 私はそれで結構だと思ふのです。今不完全なものだということうなことで私は非常に困ると思ふのうのだが、今日の段階では完全だ、併し今後の情勢によつては或いは不完全になるかも知れないから、そのときには完全にする努力を払ふ、これならば大体いいが、とにかく私が聞きますと、どうも十分ではないけれども、通してくれんかというようないろ／＼な事情があるようでありますから伺つておるわけです。十分でないものを通さなくても、その不十分なところを言つてもらへば、参議院がそれを直そうじやないか、そうして十分にしようじやないかということ、この点をお伺ひいたしました。今日の段階において十分だということであるならば、いろ／＼今後の御答弁についてはやはり十分だとした立場に立つて御答弁があると思ひますので、その点はそれで結構だと思ひます。そこで私はその法案は、恐らく各關係団体におきましてもいろ／＼内容については御意見があつたと思ひますが、併しながら、一つの法を作る場合には、今のお話のように完全無欠と云ふことはできませんので、余りにこの農業政策の指導というものは非常に広範圍に亘るという意味合から、或る程度各關係団体におきましては止むを得ずこれに対して話合ができたのではありませんか。従つてこの通過を希望としておられると思ふのでありますが、これが若し希望されるように通過をしたという場合には、關係団体間に

おける、私が申上げまするのは、これはもういろ／＼の立場から関係があると思います。先ほど佐藤委員等の御意見も、私は全くそれらの点については非常にいい御意見だと思いますが、そういうようなあらゆる関係団体間において農民を指導する上におきまして、いささかもこういう点については不安の念がないかどうか、こういう点を一つお伺いをいたしておきます。

○政府委員(平野三郎君) どうも非常な要請にむづかしい問題でございますが、答えがしにくいのでございますが、この法案が成立いたしましたも、農業団体の指導育成につきましてはあらゆる努力を傾けまして、全智全能を尽してこの農業団体の正しい方向への育成強化に努力をいたしたいと考えております次第であります。

○松浦定義君 非常に大変な御熱意で、全智全能、恐らく粉骨碎身が次に付くかと思うのでありますが、それは大いに私も期待をいたしております。従つて私は次には、先ほど申上げましたように、終戦後におきまして、国の要請に従つてみずから作つた協同組合というものが今日非常な不振をいたしておる。この原因はどこにあつたかと申しますと、恐らく私は設立当時におきます農村の経済力の集中排除と、こういうたような向うさんから押付けられたために、非常に固結しております。農民の経済力組織を、いわば縦割りの組織に変えてしまつた、そうして今日或る所におきましては七つも八つもの連合会がある、役員だけでも百何十人もおるといふようなところから、私は何れも役員が多いからこれが駄目だ、というのではなしに、そういうような

---

梓にはまつてしまえば、やはり細張争  
的なのになつてしまふ。併し指導  
者から受ける農民としてみれば、同じ  
一本であるにもかかわらず、そうい  
機構を複雑にしたことによつていわ  
る連合会或いは単協における赤字が非  
常に出来て、そして農民を救うべき組織  
が農民を却つて私は不幸にするような  
結果になつてしまつておる。いわば終  
戦後におきまして非常に農地改革で一  
応の並行線を辿つた農民間における立  
場が、その後数年を経たに於いては、  
非常な貧富の差が付いた、而して俗に  
言う富農層というものが協同組合を利  
用しないで、一般市中銀行、信用金庫  
を利用する、困つた者が協同組合を  
利用するといふことは、私が申し上げ  
るまでもないのではありませんが、そう  
いふふうな形をどういふふうにして今  
政府が是正をいたしまして、今考へて  
おられますやうなこの農村の政策を遂  
行されようといふことは、今考へて  
いふ点について各連合会が非常に悩ん  
でおる、こういうやうな点について何  
とか早くこの連合会の統合と言いま  
すか、そういうやうな点について考へ  
ておられる点がありましたらお聞かせ  
願ひたいと思ひます。

○政府委員(平野三郎君) 終戦後にお  
きまして、日本の政治勢力の分割と申  
しますか、これは我が国が全体主義  
の傾向のために大きな過誤を犯しま  
したといふことに對する批判が起りまし  
て、いわゆる民主政治によりましてこ  
ろの一つの大きな過程として、日本の  
農村の団体におきまして、この線か  
らお話をやうなことが起つたと思ひわ  
けでございます。これは一面から考へ  
ますならば、非常にまあ不経済であ

り、又幾多の無駄が多いというやうな  
点がありますけれども、これは又民主  
政治のよいところでありまして、私は  
眞の日本のデモクラシーが確立をして  
行く一つの試練である、この試練に耐  
えることによつて初めて本當に日本の  
憲法の精神によりましてこの民  
主政治といふものが確立するのではな  
いか、かようにまあ考へるのござい  
ます。従ひまして、そういう点におき  
ましてはいろいろ問題があるやうかと  
存するのでございまして、併し  
ながら、こういう民主的な農業協同組  
合といふもののあり方を通じて、  
この完成に持つて行くといふやうな  
努力をしなければならぬといふやう  
に政府は考へておる次第でございま  
して、松浦委員の御指摘の点につきま  
しては全くお話を通りでございま  
す。併しながら、そのお話の中を通じ  
まして、やはりこの方向を通じ、試練  
を経つて完成に向つて努力しなければ  
ならぬ、かように考へておる次第であ  
ります。

○松浦定義君 この点について提案者  
のほうでは何か考へになつておるよ  
うなことがありましたら、この際一つ  
お聞かせ願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(金子與重郎君) 農業会  
がこの戦争遂行のために申ししまし  
うか、一つの全体主義の立場に立つて  
制度としていわゆる国家機運下の性格  
を多分に持ちまして、その自主性とい  
うものを全く失なつたと言つても過言  
でなかつたかと思ひますが、  
それから今度は終戦後に至りまして、  
経済力集中排除等を通じて現行の  
協同組合法になつたのでありますが、  
その間において非常に反動的と申しま

しようか、必要以上に連合会等の分立  
が行われたと、こういうふうな感じを  
私も農村の立場から考へておるわけ  
であります。そこでその連合会等が、  
全国的に見ましてあまりに分化された  
欠陥として非常に非効率と経営不振に  
追込まれて、最近二、三年の狀態  
を見ますと、又これが合体し  
て行くといふやうな方向にだん／＼入  
つておるやうに思つております。そこ  
でできるならば、これは余り制度の  
強化といふやうな形によつて、以前の  
やうな農業会のような自主性を失つた  
ものにしたくない、併しながら、指導の  
方向としては、今のやうな分立とい  
うか、非常に細分化された事業別の連合  
会等をそのまま置きますと、農村全体  
としての協同組合の非効率を矯正する  
ことができないといふことを考へてお  
りまして、指導の方向といたしまして  
は、その業態別の連合会の事業を極端  
な支障を来たさないやうな方法と、そ  
の範囲に限つてはなるべく整理統合す  
るやうに指導方向を持つて行くべき  
だ、こういうふうな考へております。

○松浦定義君 そこで私はちよつと条  
文の中へ入りたいと思ひますが、先  
ほど佐藤委員からも御意見が出てお  
りましたが、今度の中央会のあり方な  
んですが、今度の中央会のおり方な  
んですが、今お伺ひいたしますと、や  
はりできるだけ早くそうしたたぐさん  
の経費を必要とするならば、連合会に  
ついてはできるだけ早く統合しなけれ  
ばならないと、併し私はその統合する  
といふことは、決してその各連合会の  
それ／＼の立場では私はなか／＼でき  
ないと思ひます。やはり個々の農民の中  
から出て来て、こういうふうにして  
もらいたい、ああいうふうにしてもら

いたいという意見が出て来なければな  
らないと思ひますが、この声、意見  
を出すのはやはり各連合会がそれ／＼  
農民の希望するやうな運動がなされな  
ければならない、或いは又そうしたと  
ころから農民が幸福になるやうな、或  
いは又地位の向上になるやうな形が現  
われて来なければならぬのですが、  
そのことを指導するために恐らく私は  
この中央会といふものが大きな役割を  
果すのではないかと、こういうふう  
に思ひます。そこでこの中央会が広範  
に及ぶやうな指導をする場合には、恐  
らく各連合会とも相当この中央会に對  
しては熱心なやうな協力を惜しんで  
ならない、従つて今の例えは指導連と  
を、今私が申し上げましたやうな面が  
あるにかかわらず、各関係連合会が赤  
字を出してしまつた、或いは単協にお  
いてもそういうやうな形をとつて来たか  
と言ひますと、この指導連の果します  
力といふものが、余りにも全体の連  
合会の中に立つては非常に薄弱であつ  
た、というものは、御承知の通りの指導  
連といふものは何も経済行為を行いま  
せんので、それらの活動をするに必要  
な負担金といふものを全部個々の農家  
からこれを徴収しなければならぬ、  
ところが他の経済行為を行うところの  
連合会は、もう黙つておつてもいい  
の面からそれらの経費が当然捻出さ  
れて来る、従つて私はやはりそれらの  
関係連合会から、当然責任を以てこの  
指導連に對してそれらの経費を負担す  
るのでありますならば、決して今の指  
導連が果してこの中央会といふやうな  
ものに変えなければ全体の農業協同組  
合を中心としたものの推進にならない

といつたやうな批判も、そう簡単には  
私は現われて来なかつたと思ひます  
が、いづれにいたしましても、そうい  
う意味合からこの中央会といふものが  
できることになりまして、私は  
先ほど佐藤委員が聞かれた一地区  
に對して一個とする、ここに私は問題  
が起つて来ると思ひます。現在  
我が国におきましては、いろいろな  
地方財政の逼迫から町村合併という  
のを大いに、三カ年で以て促進しよ  
うとしておる。従つて私はこの町村合併  
をするに際しまして、只今では十  
カ町村も一緒になつて一つの市を作る  
といつたやうなことをやつておるわけ  
であります。従つて市を作るとい  
ふことにつきましては、その市制上から  
行きますと、いろいろな利点はありま  
しうとも、それらの合併される多くの  
町村におきましてこの協同組合とい  
うものが、どういふ形でその中に今後  
農業といふものを中心にして立つて行  
くかといふことが非常に、政府の考へ  
等も相当研究はされておりました。ま  
でも、単なる農民の立場からいたしま  
すと、市にはなるけれども、この農  
業といふものは都市中心としての農業  
政策、併し相対離れた町村におきま  
しては、それに合致しないといふやうな  
ことから、上層部におきましては、或  
いはその町村合併を希望しておられ  
けれども、末端の個々の農民の考へ方  
といふものはなか／＼そういうわけに  
は参らんとするのです。そういうや  
うな場合におきまして、都市になつた場  
合、現在の多くの町村における協同組  
合といふものが果してうまく行くかど  
うか、そういう指導をば中央会にお  
いてやる場合、府県段階或いは中央段階

といつたやうな批判も、そう簡単には  
私は現われて来なかつたと思ひます  
が、いづれにいたしましても、そうい  
う意味合からこの中央会といふものが  
できることになりまして、私は  
先ほど佐藤委員が聞かれた一地区  
に對して一個とする、ここに私は問題  
が起つて来ると思ひます。現在  
我が国におきましては、いろいろな  
地方財政の逼迫から町村合併という  
のを大いに、三カ年で以て促進しよ  
うとしておる。従つて私はこの町村合併  
をするに際しまして、只今では十  
カ町村も一緒になつて一つの市を作る  
といつたやうなことをやつておるわけ  
であります。従つて市を作るとい  
ふことにつきましては、その市制上から  
行きますと、いろいろな利点はありま  
しうとも、それらの合併される多くの  
町村におきましてこの協同組合とい  
うものが、どういふ形でその中に今後  
農業といふものを中心にして立つて行  
くかといふことが非常に、政府の考へ  
等も相当研究はされておりました。ま  
でも、単なる農民の立場からいたしま  
すと、市にはなるけれども、この農  
業といふものは都市中心としての農業  
政策、併し相対離れた町村におきま  
しては、それに合致しないといふやうな  
ことから、上層部におきましては、或  
いはその町村合併を希望しておられ  
けれども、末端の個々の農民の考へ方  
といふものはなか／＼そういうわけに  
は参らんとするのです。そういうや  
うな場合におきまして、都市になつた場  
合、現在の多くの町村における協同組  
合といふものが果してうまく行くかど  
うか、そういう指導をば中央会にお  
いてやる場合、府県段階或いは中央段階

といつたやうな批判も、そう簡単には  
私は現われて来なかつたと思ひます  
が、いづれにいたしましても、そうい  
う意味合からこの中央会といふものが  
できることになりまして、私は  
先ほど佐藤委員が聞かれた一地区  
に對して一個とする、ここに私は問題  
が起つて来ると思ひます。現在  
我が国におきましては、いろいろな  
地方財政の逼迫から町村合併という  
のを大いに、三カ年で以て促進しよ  
うとしておる。従つて私はこの町村合併  
をするに際しまして、只今では十  
カ町村も一緒になつて一つの市を作る  
といつたやうなことをやつておるわけ  
であります。従つて市を作るとい  
ふことにつきましては、その市制上から  
行きますと、いろいろな利点はありま  
しうとも、それらの合併される多くの  
町村におきましてこの協同組合とい  
うものが、どういふ形でその中に今後  
農業といふものを中心にして立つて行  
くかといふことが非常に、政府の考へ  
等も相当研究はされておりました。ま  
でも、単なる農民の立場からいたしま  
すと、市にはなるけれども、この農  
業といふものは都市中心としての農業  
政策、併し相対離れた町村におきま  
しては、それに合致しないといふやうな  
ことから、上層部におきましては、或  
いはその町村合併を希望しておられ  
けれども、末端の個々の農民の考へ方  
といふものはなか／＼そういうわけに  
は参らんとするのです。そういうや  
うな場合におきまして、都市になつた場  
合、現在の多くの町村における協同組  
合といふものが果してうまく行くかど  
うか、そういう指導をば中央会にお  
いてやる場合、府県段階或いは中央段階

といつたやうな批判も、そう簡単には  
私は現われて来なかつたと思ひます  
が、いづれにいたしましても、そうい  
う意味合からこの中央会といふものが  
できることになりまして、私は  
先ほど佐藤委員が聞かれた一地区  
に對して一個とする、ここに私は問題  
が起つて来ると思ひます。現在  
我が国におきましては、いろいろな  
地方財政の逼迫から町村合併という  
のを大いに、三カ年で以て促進しよ  
うとしておる。従つて私はこの町村合併  
をするに際しまして、只今では十  
カ町村も一緒になつて一つの市を作る  
といつたやうなことをやつておるわけ  
であります。従つて市を作るとい  
ふことにつきましては、その市制上から  
行きますと、いろいろな利点はありま  
しうとも、それらの合併される多くの  
町村におきましてこの協同組合とい  
うものが、どういふ形でその中に今後  
農業といふものを中心にして立つて行  
くかといふことが非常に、政府の考へ  
等も相当研究はされておりました。ま  
でも、単なる農民の立場からいたしま  
すと、市にはなるけれども、この農  
業といふものは都市中心としての農業  
政策、併し相対離れた町村におきま  
しては、それに合致しないといふやうな  
ことから、上層部におきましては、或  
いはその町村合併を希望しておられ  
けれども、末端の個々の農民の考へ方  
といふものはなか／＼そういうわけに  
は参らんとするのです。そういうや  
うな場合におきまして、都市になつた場  
合、現在の多くの町村における協同組  
合といふものが果してうまく行くかど  
うか、そういう指導をば中央会にお  
いてやる場合、府県段階或いは中央段階

においては、今からどういふお考えをお持ちおられますか、これを一つ提案者のほうからお尋ねいたしたいと思います。

○衆議院議員(金子與重郎君) 只今の

松浦委員からの御質問の中の最近における町村合併と申しますか、むしろ現実には大都市併呑というより形で非常に猛烈に推進しております。この関係と農林関係との今後のあり方ということにつきまして非常に重要な御指摘と思うのでございますが、これは今後の問題であります。これに直接の関係はありませんが、質問でありますのでお答えいたしますが、実はこの問題は農林省初め農林行政をやるものとして、昨年度のあの促進法のときに、私も衆議院の農林委員会も、非常にほかに問題があつたためにうかつに過ぎた嫌ひがありはしないか。そして今日、甚だしい所になりますと、山の中腹まで市だというようになつて来ますと、果して今後の農林行政というものは一体どうなるかということ非常に心配しております。そういう場合、今の協同組合が、大体において市町村の区域と同じうしておりまして、特別に地域共同体のような形をとつておるのでありますけれども、それが今度市の形になつて参りますというのと、当然これは農政上の地区というものは、やはりその適正規模の上に立つていような何らかの方法を立てないと、今の市町村の促進法は、決してあんな大都市併呑ということとは、法文の上ではありませんが、最近の情勢を見ますと、そういう方向に進んでおるのは御主張の通りでありますので、非常にこの点は私も憂慮して

おるわけでありまして。で、従つて今後の問題として、協同組合の規模や或いは農林委員会の地域、或いはその他の農政上の地域というものを、果して今までの団体において、市町村と同じ地域を一つのグループとしてやつて来たのであります。今後それが乱れて参りますことに對しては非常に關心を持つておるわけでありまして。そこで中央会を一地区と申しますか、この点は各県の中央会が一地区に一つと一つずつ中央会を置かれる。で、県に二つ、三つの中央会を置くというこゝたになりますと、国家から助成を受ける中央会、全国中央会、それと密接な關係を持つ一つの例で申上げますと、例えば国の中央会の助成職員が各県の中央会に駐在するといふようなこともあり得るかも知れません。それらのことを考えたときに各県一つがいいと考へます。それから又その県の中央会といふものがある。申上げるように、今御指摘になりましたように、この町村合併等によつて、その農政上の地域を一体どうやつたらいいかというやうなことに對しても、今の知事さんや何かの意見によつて、あつた厩大な都市、而も農村都市みたいなものをぼんぼんと作つて行かれる、そういうやうなことで知事さんや何かに任しておかれない。やはり中央会のようなその道の団体といふものが、それに對しても意見を建議しなければならんことは当然だと、こう考へていふのであります。

○松浦定義君 今の町村合併の場合、やはりまだ何と言つても規模が小さいですから、或る程度私はこういふことは可能だと思つていますが、若し今後町村合併がうんと促進されまして、一つの県に市が相当多くなつてしまふ。町村の数は非常に少なくなつたといふやうな場合には、県の行政といふものは非常に限られてしまふ。従つてその場合には、日本の現状から行きますと、恐らく次の段階では私は県の合併或いは統合といふものも当然必要になつて来るのじやないか。従つて最終目的は道州制といふやうなものが実現して来るのじやないか、そういう場合におきまして、今お話のように、一県一つといふやうな場合になりまして、若し県の統合をやつた場合、三つ四つの県が統合した場合、それじやそれを引上げてしまふといふことになる、なか／＼容易じやないと思つておられます。そういうことを考へますと、私は非常に我田引水的なことをお話しするやうで甚だ恐縮でありますけれども、現在の北海道の立場を考へて参りますと、恐らく根室の別海といふやうなところ、神奈川県一県よりも広いといふたやうなことを言つておられますので、恐らく現在の北海道でも今ややはり府県と同じやうに一つのあれにしかたない。従つてあの広汎な北海道の指導を一つとてやるというやうなことであります。若しそれが可能だとするならば、私は東京に一つ置いておいて、やはり全国を九つぐらいに分けてやつてしまつても一向差支えなない、同じ農民が受ける指導であるならば、それは大賛成だと思つておられます。私は大賛成だと思つておられます。恐らく北海道に對しましても、恐らく十幾つかの支庁といふものがありまして、それ

ぞれそこには地区の指導連合会といふものを持つていけるわけなんです。そういうものがただ恐らくこれは北海道も府県並に一つだといふことになりまして、北海道の中央会だけは全く中央から一本の指令或いはそういうやうなことをやらせられて、非常な努力を払ひながら、農民の指導といふものは十分果されないのでありますから、どうしてもこれは変へることはできないのだとするならば、恐らく現在各支庁の持つていけるやうなものを、何とか中央支部といふたやうな形のものも認められるかどうか。従つてそういうものは、ただ名前だけ認めるのは自由だといふことでなしに、只今お話のありましたやうな、何らかの形において、中央会と同じやうな形で国の助成或いはその他の指導も万全を期するやうな措置が、この際考へられるかどうかといふことを、一点だけ特にお伺ひしたいと思ひます。

○衆議院議員(金子與重郎君) 只今の御質問非常に御尤もだと思つております。そこで提案者といひまして、これは一つの私案、今私が予想しておりますのできた姿に対する私案でございますが、参考のために申上げてみたいと思ひます。それは各県、例えば北海道の場合においては、道において一つの中央会ができる。併しながら、その県の中央会の一人が仮に県庁の所在地に何か駐在いたしまして、仮に数十人の駐在員を置いてみたところで適切な指導は私ではできないと思ふ。そこで實際にやる場合には、この内地におきましては各支庁ごとに一つの支会なり、部会なりといふやうなものを置く、そして北海道の場合にはやはり支庁に、今の道の下の内、内地で言うならば郡に相当する大きなものがある。それが、そこにやはり支部を置きまして、そして大体において一つのこれは構想であります。必ずその支会自体の職員がその出先の郡部会のような形といふか、支会のような形のところへ、この中央会の職員自身がそこへ駐在して行く、それでそれには足りない補助員的人員は、政府の補助でなしに各単協が金を出し合つて補助員を置く、そして少くとも一つの単協に對して最小限度一週間に一回乃至二回ぐらいの経営なり、経理の連絡指導が得られるようにしなければ、これだけの仕事を達成することは不可能だと思つております。私もこれはこの法案が若し通りました後に、實際にそういう形になるかといふと、そんなやうな構想で今考へておるわけでありまして。

○松浦定義君 今提案者がそこまで考へたに於ておるといふことは非常に私は感謝をいたしますが、恐らく現地にそれを適合しようと思ひますと、やはり現地は現地並みに、いろ／＼北海道あたりは水稲地帯もありますし、或いは畑作地帯、或いは畜産地帯といふたやうな形があるから、いろ／＼意見が出ると思ひますから、こういう点についてはなお私も保留しておきますし、十分御研究願ひたいと思ひます。が、政府といたしましては、今提案者がお考へになつておるやうな点をもつともつと明確にした場合におきまして、いろ／＼な施策について十分一協力と言ひますか、その実施に對して万全を期せられるやうな御決意があらうか、どうか、この際承つておきます。

○政府委員(平野三郎君) 町村合併促進

進法が国会において成立いたしましたので、政府といたしましては、国会の御意思に基きまして、極力町村合併の推進に努力いたしておるわけでございますが、お話の通り、町村合併が非常に進みまして、非常に大きな市ができるというような場合におきましては、この法案といささか矛盾するような場面も出て参るわけでございます。併しながら、町村合併が仮に進行いたしましたとしても、まあ仮に協同組合で申しますならば、やはり一市町村一組合ということが原則ではございますが、併しながら、その原則には必ずしもこの町村合併の場合にはとられることなしに、経営の適正規模という観点から指導をいたして参りたいと思つております。又農林委員会につきましては、これは勿論農林委員会は町村の附屬機関でございますから、一市町村一委員会ということが原則ではございませうけれども、又これによりまして従来非常に小規模の農業委員会があつた町村が、合併により一本になるということが望ましいという場合も勿論ございませうけれども、併しながら、先ほどのお話にもございましたように、非常に多くの町村が合併し、市ができたというような場合におきましては、政府といたしましては、この原則に縛られることなしに、数個の委員会ができるということをお願いいたしておるわけでございます。この只今御提案になつております法案を拝見いたしましたも、第三条の第三項、市町村は二以上の農業委員会を設置することについて申請のあつた場合において、その申請にかゝる市町村が一定の条件を備えるときには、都道府県知事はこれを承認

するものとする、こういうことになつておるようでございますので、政府の考えるところと全く同一のようになつておるわけでございます。又、只今お話のございました農業協同組合中央会が各都道府県に一つということに一応なつておられますけれども、提案者の金子議員からお話のございましたように、やはりこれは各都府に亘りまして、それ／＼支部とか、或いは支会というやうなものを設けて、実情に即するやうにやつて行くことが適切であると考えておりますので、政府といたしましては、提案者の御意向に基きまして、極力その方向で善処努力をいたしたい考えを持つておる次第でございます。

○松浦定義君 それではもう一点だけちよつと関係のあることをお尋ねいたしたいと思つてますが、中央会の問題で、七十三條の四に「中央会でない者は、農業協同組合中央会という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない」となつておりますが、これは勿論紛らわしい名称を用いてはいけないと思うのですが、若し開折農業協同組合等が別にやりたいといった場合、やはりこれは一府県一カ所ということになりますと、これらは紛らわしいか、紛らわしくないかは知らないけれども、別にやることはできないのですか、これはどういうやうなお考えを提案者としては持つておられますか。

○衆議院議員(金子與重郎君) 開折連の問題は、開折者自体の連合会としての特殊な事業も持つておりますので、これは勿論別個な立場で置くのであります。ただその開折連が、ここにありませうやうな組合自体の経営監督だとか、指導をやるということ、中央会において開折連の単位組合もそれに入つたほうがよろしいという場合には、その単位組合が入りますと、その連合会と単位組合の意思によつてその中央会に入るわけでありまして、入る入らないはこれは自由であります。ですから開折連は丁度各県の總販連のやうな立場に置かれるわけでありませう。

○江田三郎君 大体私どもは、この二つの法律改正案といふものは日本の農業政策の根本に触れるものである。金子さんは、これは決して団体の再編成ではないと、これは決してやいませうけれども、団体の再編成であらうと、なかつたらうと、従来私どもが考へておつた農業協同組合といふものに對する理念、政府が今まで我々に説明して来たところの農業協同組合の理念、こういうものと、ここに出て来るところの改正案といふものとは相当違つておるのではないかと。或いは農地法の問題にいたしましたところ、こういう扱いになつて来るというところ、ここに従来の農業改革以来の基本理念といふものは大きく違つて来るのではないかと。そういうやうな疑問を持つものでして、私どもはこの二つの法律改正案といふものは、日本の農業の根本に触れる問題であると思ふ。終戦後の日本の新しい農政といふものは、申すまでもなく、一つは農地改革、一つは農業協同組合、その二つの根幹になるものが大きく性格が変つてくることになる、これは誰が考へても農政の根本問題になるわけでありまして、従ひまして、そういう農政の根本問題につきましては、勿論提案者である金子さんなり、小校さんなどの御努力なり、或いは識見なり大いに聞かしてもらいたいと思ひます。

けれども、これは何といたしまして、これを受けて立つところの政府の態度といふものも非常に関係があるわけでありまして、私は従つてそういう根本問題をお聞きするために、政府のほうの責任者である農林大臣の出席を求めたいと思つております。農林大臣の出席を求めてこの總括質問をするのが当然のことだと思つております。従つて私は本日はそういう總括質問はいたしません、ただその總括質問の前提として私お聞きしておきたいのは、先ほど来政務次官のお話を聞きますといふと、この二つの議員提出の改正案といふものは、大體政府の考へ方がございました。併し政府の提案したこの二つの改正案といふものは、言つてもなく二回に亘つて廃案になつておる。そういういたしますといふと、二回に亘つて廃案になつたものと余り本質的に違ひのないものを議員立法として今出されたといふことになりませうと、それならば一体今度の提案者といふものは、今までなぜそういうものを提案されたのか。その間情勢が大きく変化したのだというお話があるかも知れませうけれども、私どもは農業協同組合なり、この農業委員会なりに関する情勢といふものは、もうきまり切つたことであつて、今更この短期間のうちに大きな情勢の変化があつたとは思わんのであります。そこで私はそういう方向は提案者の金子さんあたりが大きく方向転換されたのか、或いは政府のほうが大きく方向転換されたのか、どちらかでないければ辻褄が合わないに思ふのであります。その前提として一つの事務的なお尋ねをするのであります。

が、それはこの前政府が出された農業協同組合法の一部を改正する法律案並びに農業委員会法の一部を改正する法律案と、今度のこの議員提出の一部改正とどういふ点が違ふのか、どれもこれも皆同じなのか、これは一つ事務当局のほうから答へたいと思つております。これはここに両方ありますから、第何条といふところで一つやつて下さい。この質問は私としては当然聞いておかなければならぬと思つております。それについては当然その前の改正法律案といふものも資料として……、私は本来この二つは違ひ違ふかという対照表、これが当然出されていべきだと思つております。

○説明員(谷垣專一君) お配りしてあると思うのですが、お配りしてなかつたですか。それは現行法と、それから今度修正いたされた修正案と申しますもの、今度御議論して頂いておられますものとの対照表はお手許に行つておると思ひます。

○江田三郎君 それは来ております。私が言うのは、政府が出したところのこの前の一部改正と今度の議員立法の一部改正と一体どこが違ふのか、その対照表といふものが当然出されておらなければならぬ。何にいたしまして、これは農政の根本問題です。

○説明員(谷垣專一君) お手許に差上げてあります新対照表の中に、横に線を一本引いてあるのがございませう。それから二重に線を引いてあるものがございませう。それで上が旧法律、これは旧といふわけではありませぬ、現行法でございませう。それから新法律の中で横線を引いておられますのは、これは前の政府提案の場合におきましての

とい政府の原案にあつた規定がなく  
なつております。それからもう一つ  
は、食糧供出割当の事務につきまし  
て、農業委員会の仕事として明記し  
ておりましたが、この關係は第一項の第  
三号に「前各号の外、法令によりその  
権限に属させた事項」ということで、  
食糧管理法或いはその政令で農業委員  
会の仕事にした場合には、こつちの仕  
事になるというような書き方になつて  
おります。それから第二十條でござい  
ますが、ここに「市町村農業委員会に  
書記を置く」という現行法の規定が、  
ここでは「農業委員会に職員を置く。」  
というふうになつておりますが、政府  
原案では書記と技術員を置くという書  
き方になつておりました。それから第  
四十條、都道府県農業会議の業務でござ  
いますが、ここでも市町村の農業委員  
会について申上げましたと同じよう  
に、食糧管理法關係の仕事が省かれて  
おります。明記してあつたのが第一項  
に書いてある「左に掲げますように、  
法、その他の法令によりその所掌に属  
させた事項」というような書き方で、  
食糧管理法でこれの仕事にしたという  
場合には、こちら側の仕事になるとい  
うような書き方になつております。そ  
れから四十三頁で、これは會議員の關  
係ですが、その前の四十一頁の最後、  
第四十一條でございしますが、「左に掲  
げる者は會議員とする」ということと  
で、第一号にありますが市町村の農  
業委員である人が郡単位ぐらになつて  
選出した代表者、二号が中央会の代  
表者というようなことで、三号、四  
号、五号、六号と書いてございます  
が、第三項に参りまして「都道府県知  
事は、前項第一号の区域若しくは同項

第四号から第六号までの会議員の定数を定め又はこれを変更するときは、同項第一号の会議員の定数と同項第二号から第六号までの会議員の定数の合計とがそれぞれ会議員の定数の二分の一をこえないようにしなければならぬ。つまり第一号に言う市町村の農業委員会から選ばれて出て来る人と、その他の県段階でいろいろ入る会議員との数がそれ／＼二分の一を超えないように、つまり同数でなければならぬという規定が新たに加わっております。それから言い落しましたが、県段階の機関の名称を政府原案では農業委員会議と言いましたのを、今回は農業委員会と申しましたのを全国農業会議所というふうに改めております。それは全部に出て来ます。次に、五十頁の第五十条でありますが、その第二項で「第四十条第一項に規定する事項であつて政令で定めるものは、第四十一条第二項第一号及び第六号の会議員のみのもので議決を結ばなければならない。これはつまり従来の農業委員会がやつておつたような仕事については、先ほどお話ししましたように、一号から六号までの会議員があるわけですが、そういう問題については一号と六号だけの会議員の会議でやつて行くのだという規定で、これも政府の案にはなかつた規定であります。次に五十三條、監督の規定ですが、政府の原案では報告を徴するというものでありましたが、検査を行い、或いはその他監督上必要な命令ができるという規定が政府原案とは別に新たに加つておられます。それから五十五頁から全国農業会議所の規定でありますが、これは

つと同じであります。先へ参りました六十二頁の六十七条を御覧頂きます。六十七条で農業會議所の役員の關係でありますが、第二項で、「理事の定数は、第六十条第一号の会員のうちから選任された理事の定数」と、これは府県の會議で言いましたのと同じように、會議員が一号から六号まであつたのを、一号とその他を同数にするといううな規定が同じように會議所のほうにも加わつておるわけです。それからもう一つ、六十二頁の六号と書いてあるところでありますが、會員に賦課する経費でありますが、全國會議所の會員に賦課する経費の額の最高限度、これを定款の中にきめて認可を得なければならぬというのが新たに加わつております。今申上げましたのは六十六条の第一項の六号です。そこに全國農業會議所の定款に記載しなければならぬ事項が書いてあるわけです。その中に六号として賦課する額の最高限度ということが書いてあります。これが政府原案になかつた点です。次に七十頁に参りました第八十九条、ここでも県の會議について検査を行ひ、その他監督上必要な命令をすることができると、新たに同じようなものが加わつております。附則は技術員の規定がなくなつたといううな關係の多少の整理がございますが、殆んど重要な点についての変更はございません。

○衆議院議員(金子與重郎君)　ちよつと補足しておきますが、構成員の説明が落ちておるようでございます。構成員は以前法人といつて限つておつたのですが、今度は法人でなく、どこまできめるかは別で大体常識的にきめるの

ですが、その県ならその県の農業の改良を遂げることを目的にする団体という事です。これは大きな変りでございます。

○江田三郎君 政務次官のお答えでは、政府の前に出した改正案と今度の議員提出の改正案とは本質的に違いがないということでしたが、そうは簡単に言えなかつたと思うのですが、それらの問題につきましましては、政府原案とこの議員立法との改正点につきまして、その議員は、提案者のほうと政府のほうと話合われ、検討された上大した違いがないという結論に到達されたわけですか。

○政府委員(平野三郎君) 政府といたしましては、今回の議員立法につきましては、事前にそうも篤と協議したという様なことは勿論ございませんですが、提案せられました拝見いたしました、これはいろいろ解釈によつては根本的に變つたという解釈もございまして、又そうでない解釈もいろいろ見解によつて違つたわけでございますが、先ずこの程度の通りでありますならば、政府としてはこの法案の成立を期待すると、こういう気持ちでおるわけでございます。

○江田三郎君 これは平野さん、さつきあなたが答えられた言葉で質問しているのですが、事前に打合せたのじやないのだ、併しこの二つのものは本質的に見て大した違いがないのだと、こうおつしやいましたが、本質的に違いないのだということではないのでしょうか。さつき言われたことと違ふのじやないでしよう。今の答えがちよつと何か申されましたが、私どもは本質的のものがあると思つてゐるのですよ。

あなた方はこれは本質的に違ふのしやないのだというなら、その協同組合なり農業委員会なりの本質とは何ぞやということについて、あなた方と我々と根本的な見解が違ふという結論になるだけのことなのです。大したことじやないのですよ。

○政府委員(平野三郎君) 先ほどお答え申上げました通りでございます。

○江田三郎君 そこでそこから先は大臣の出席を求めて総揺質問をいたしたいと思ひます。

○清澤俊英君 大臣が来なければ、これは休憩してもらひましょうか。

○委員長(片柳真吉君) 農林大臣の出席は督促はしておりますが、本日はこの段階では本日の出席はむずかしいかと思ひますが、農林大臣が御出席なくとも、発議者なり政務次官等に御質問があれば、なお今少しやつてもよろしうございますが、なければ、これはこの程度にするほかはないのですが、如何でございますでしょうか。

○清澤俊英君 ないのではないでしうけれども、順序上そういう経路を経なければ、いるかいなかわからないでしようか。

○委員長(片柳真吉君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(片柳真吉君) 速記を始め

○野澤勝君 金子さん、これは非常に農業協同組合の民主化が叫ばれておる際でございます。特に今朝は農業協同組合の再建整備促進法も論議されて、この点は強調されたわけなのです。そこでそういうより一層民主化を徹底しなければならん際に、農業委員会と農

農協同組合の中央機関を作つて、  
て農村の民主化が徹底するのですか。  
さようなお考えの上でかかる案を提案  
されたのですか。この点一つお伺いし  
ておきたいと思います。農村の民主化  
とは何ぞやという点ですや。  
○衆議院議員(金子與重郎君) ちよつ  
とお断わりしておきますが、私さつき  
から……。  
○野溝勝君 いや、それを正直に言つ  
て下さい。  
○衆議院議員(金子與重郎君) 私は農  
村の民主化という言葉をまだ一遍も申  
上げていないのでありますが、従つて  
農村の民主化のためにどうこうといふ  
ことになりますと、ちよつとお答えし  
にくくなるのでありますが、今度の中  
央会をなぜ作らなければならないかと  
いうことは、最前申上げたように、協  
同組合の経営の上に結果からみてい  
ろの支障があるが、その一つとして  
経営の指導の技術的な問題に非常に欠  
けた点がある。先ずそれを解決するこ  
とが差当り重大な問題だという点から  
中央会方式を、曾つて政府が打ち出し  
たものをこの際施行するほうが協同組  
合に健全な発達をさせるためによろし  
い、こういう考え方を以ちまして、こ  
の中央会方式につきましては、前の方  
式をやや準じたものを提案者として提  
案したわけであります。  
○野溝勝君 そこで金子さんに私はお  
伺いするのですが、私は農村の民主化  
というのは農業協同組合を作るときの  
精神ですや。ですから、この精神を無  
視したり、それが要らないといふこと  
をあえて主張する必要があると思ふの  
です。そういうところから生れなけれ  
ばならんと私は思つておるのです。そ

れでより一層今までの農業協同組合を強化し、有機的な動きをして行きたいという趣旨で提案の理由などに書いてあるわけだ。組織の点或いはその他の点、事業の点等々から……。そこで私は特に農業協同組合の制定当初の堅持を更に徹底しなければならぬと思うのです。その徹底したものを作り上げるのには、私といたしましては、この際二つの団体だけが集まって、そこで農村の徹底せる共同化或いは民主化というものはできるものじやないと思つておるのです。現にあなたも御承知の通り、農民組織には労働階級、特に耕作農民を中心とした農政活動には真剣に戦つておる農民組合というものもある。いわばこういう農業協同組合の徹底せる共同運動を有機的な機関を作り上げてやろうとするには、そういう方面の意見などを参考に供されたのです。

○衆議院議員(金子與重郎君) 農業協同組合の現段階の、いわゆる主として経済行為を持ち、そして農村経済の方面の農村自体の自力を團結して行く、そういう形における協同組合の中に、現在の協同組合については、それ自体に今度の法律でえらい変化はありませんで、ただそこに監督権を強化しておること、もう一つは中央会というもの、一つの今の協同組合の基本法よりも、その中の総合指導に当る中央会というのに限って、今までの協同組合よりも制度化した点があるということとはわかるのですが、協同組合全体に対してえらく逆行したというふうな提案者は考へておらぬのであります。それから協同組合と農業委員会が農村が代表できるかというふうな御質疑で

ありますが、それはそういうふうな考へておりません。むしろ中央会というものは農村の代表機関というふうな考へておりませんで、協同組合自体の経営の指導というものに重点をおくというふうな考へております。それから農業委員会のほうが、むしろ以前の段階においては農業委員の系統機関として、県農業委員会、国の農業委員会、農林省というふうな系統機関を作るというふうな考へたもので、新しい農業委員会の系統機関を作るというふうな考へたもので、而もそれは全体の意思をなかに表明しにくいから、農政階級或いは国の段階においては、農業委員会から出た数人の代議員というものは地域的に出た代表者であり、そのほか協同組合、中央会であるとか、その他の団体、殊に最後に附言しました農業指導をするなり、農業の利益を代表する一つの法人といつておりましたものを団体として、今御指摘のその種の団体も一緒に農業会議の意見に加つて行くというふうな形にいたしましたのも、そういうことも私も考へて、農業委員会の組織構成というものを改めたわけでございます。

○野溝勝君 それではそういうわけで協同組合に限つておるといふお話でございますが、いわば協同組合に限つておるにいたしまして、すでに再建整備法を提案し、漸く本日論議決定をされたというふうな状態であつてみれば、むしろ私は農業協同組合自体の主体性の確立と言ひましようか、その整備のほうに重点を置かないでしようか。私は中央機関を作つたことによつて、その濫用が解決されるとは考へないのです。この点に対して一つお聞きしたいとい

うこと、これは小枝さんのほうからお伺いするのでございますが、小枝さんの提案された農業委員会法の一部改正法律案の理由を見ますと、あなたのは明確に規定してあります。が、農業の立場を代表する一連の農民の代表機関の整備確立、これはなかなか大きく打つてあるのをごさいますか、こうなるとちよつと行過ぎだと思つております。だからそういう点は、私は特にどういふ意味でこういうことを考へておられるのか、殊に農民組合というふうな自主的な運動団体があることをどういふふうに見ておるか、その点も一つお聞きしたいのです。

○衆議院議員(金子與重郎君) 協同組合がその通り再建整備を必要とするような段階になつておりました、而も一方においては再建整備をしながら、なお続いてそれを要するような組合ができる傾向に入つておる。こういう際に中央機関を作ることよりも、組合自体の整備をやるべきじやないかというお話だと存じますが、全く同感でありまして、組合自体の整備を行うために中央機関というものを作るとして、何回も申し上げましたが、経営を中心としての強力な指導、援助をしなければ組合自体の強化は図れないと、こういうふうな信じておるのであります。なお、申し上げますが、今の協同組合、一町村の単位組合といたしまして、億個からの組合を持つておると、億に近い経済行為をやつておるのであります。而もその億に近い経済行為が、あらゆる中央における何十億の資本を持つところの大会社よりも、もつとそ

の仕事の分野が複雑しております、そしてその複雑しておりますこと、御覧の通り、末端の協同組合の資産表を一つ御覧になつても、およそのくらしい勘定科目のある資産表というものがございます。それほど複雑な經理の業務をやるのに、きのうまで鐵を担いでおつた人たちが選挙によつて組合長さんになる場合が多いのであります。そういうことになりまして、結局協同組合の問題が、どこから一番大きく起つておるかといふと、經理の不明朗から出ておる。今日再建整備を行なつておる組合が、又それを必要とする組合がたくさんありますけれども、その中でどこへ行つて見ましても、その最悪の場合、組合員の貴重な貯金の支払停止までいたしておるのであります。その損失が一体どこから出て来ているか。組合の役員は越権行為をやつておるか、不可抗力の損失であるかといふことさえも明確でないものが非常に多いといふようなことは、むしろ終戦後において協同組合が自主的なものだから、必要以上の監督或いは口出しをすべきでないというふうな傾向が非常に強く現れてまして、そうしてそういうふうな經理指導、監督というものを非常におろそかにした結果ではないかと、いふに私は私どもは考へておるわけでありまして、そこでそれらのものを解決するためには、曾つての協同組合中央会と連合会なり、或いは協同組合中央会といふような経営そのものを指導する。言葉換えれば、中央会、今の指導連がやもすると外に力を向ける。エネルギイも相当消費しておる。又間口も非常に広過ぎる。これを経営なり、監査

なりといふふうな組合経営の実態の中へ主力を注いで、この際みづちり組合の強化に邁進すべきだといふ考へ方が、中央会を作らなければならぬといふふうな考へるに至つたのであります。

○野溝勝君 非常に矛盾して来るのですが、金子さん、あなたも長年その仕事のエキスパートなら、我々も御承知の通り、農業協同組合を作る当時からの関係者ですから、一万有余の農業協同組合があつて半身不随の状態になつておることはよくわかります。それを建直すのに、頭の機関を、中央の指導機関さえ作れば建直するという考へ方が我々とあなたとは違ふのです。そういうことで建直するものじやないのです。現にこの農業協同組合は、自主化を称えていますが、この法案によると、殆んど政府の援助を受けなければならぬことになつておるじやありませんか。現在でも指導連なんというものは、あの団体、この団体から援助を受けておる。さういふ援助を受けて漸くその指導連としての任務だか、仕事をやつておる。今後こういうふうな中央機関を作れば、それは一体どういふふうになつて来るのですか。

○衆議院議員(金子與重郎君) それじや例を申し上げます。私は松浦君の具体的な一つの考へ方を話せといふことで、一つの提案者としての、この法案が通つたのちにおける経営指導の突進がどうなるかといふことを、提案者として個人の考へ方であるが、こういうふうな考へておりますといふことを申し上げたのであります。それと同じように、若し国の段階で中央会ができて、県の段階で中央会ができて、この

中央会は全国の市町村、末端の農事経営の協同組合が基礎でありますので、これの指導に当ると仮定いたしました場合には、先ず実際に仕事する県の段階で行くならば、県の段階に国の中央会で国家から助成を受けた助成職員というものを連絡指導のために駐在させる。そして県の職員は各県の連合会の負担金と、それから地方自治体の助成と国の助成というものを総合したその範圍の単位組合から経費を実質的に取らないで、大体において各都市に一人乃至二人ぐらいの経営指導の職員を置く。そうした場合には私も少し古い話になりますが、産業組合時代にやりましたような郡ごとに、支会なり部会を置いて、その補助職員を駐在職員に付けますと、そうしますと、一人の職員が大体において三つ乃至五つぐらいの限度の組合を担当できると思ふのであります。そうしますと、この組合に対しても一週間に一度その帳尻を見せられて、資産表と元帳の突き合せができていくか、できていないか、或いは経理上間違いがないか、仕入れその他における帳簿の不正乃至は間違いはないかというこの指導は手が届く、こういうふうな程度で今構想を考へておるわけです。

○野瀧勝君 金子さん、私の言うのは、あなたが簡単に一つ割切つてもらいたいと思ひます。官製団体に徹底的にその監督なり、指導をする、それによつて建直するという考えなのか、それならばそれではつきりわかるのです。さもなければ自主的な組織で行くのか。自主的組織じや不可能だ。どうしても官製団体にするより仕方がない。そのほうが立直るだらうというのならば、見解の相違で割り切れます。併しさもなければ自主的組織で行つて見たり、或いは従来の産業組合と言いますか、或いは農業者会当時のような方向に持つて行きたいとかいうような気持もたま／＼発表になり、批判がされるので、私はそういう質問をするのでございしますが、あなたたちの見解はどうなのですか。

○衆議院議員(金子與重郎君) 私はその問題について、ただ単に官製であるとか、民主化というふうなことで実は割切つておりません。そうしてこの組合の育成につきましても、官製或いは地方自治体の政治的な仕事として、もつと協同組合の育成なり、或いはこれらの指導というのに対してやらなくちやならぬ。併しながら、それを一官に任せたとして、それだけの陣容を張つたと仮定して、そういうふうな結果でありますと、雇員申上げたように、官製の監督というものは、とかく適宜監督のような形になる、そして組合の発展を逆に阻害する場合もあるからして、そういう経験からして、それは民間で団体を作つて、併しながら、その仕事は官がやると同じような立場において助成を受けることは決して非民主的じやないと思ふ。

○野瀧勝君 そこで一体あなたは、日本の経済並びに農民の置かれてある経済的地位、現在の農業状態、これはあなたはおわかりのわけなのです。一体農林経済研究所の調査にもありますし、ほかのあなたのほうのいろいろな材料にもありますが、見て御覧なさいよ、日本の農民のおかれておる経済的地位を……。現にあなたがそんなことを言つてみても、農業者協同組合自体が先ほど言つた通り再建整備をし、又促進法も作り、更に私はそれだけではものたりない。又近い機会に何かでせよと今と思つておる。こういう状態のときに、現にあなたのほうで指導連が実際にこの団体に一切援助を受けておるじやありませんか。結局中央機関ができれば指導連が中心になるよりほかはないじやないですか。その場合にどこから一体あなたは地方に支部を設けるとか、或いはどうだとか、こうだと言つていますが、そんな事務的なことだけで以て経済的な解決はできないですよ。そういうときには結局援助を受けるより仕方がないことになつて来るのじやないのですか。

○衆議院議員(金子與重郎君) ですから私が最前申上げましたように、国家から助成をとるべきだという見解です。

○野瀧勝君 だから国家から助成をとれば、勢ひ国家機関的に性格になるのですよ。それでなければ出しませんよ。

○衆議院議員(金子與重郎君) それは見解の相違ですから、これ以上はもう申上げません。

○野瀧勝君 それでは今日はこの程度にしておきましょう。

○衆議院議員(小枝一雄君) ちよつと野瀧委員にお答えをいたします。只今農業者委員会におきまして、農業の農民を代表するといふようなことは少し大き過ぎやしないかというところが一点とそれかなお農業組合等があるということを知つておるかというようなお尋ねであつたと思ふので、提案者といひましては、御承知のように下部組織でありますところの農業者委員会は、殆んどが全農民が農業者委員を選挙するような状態になつております。それから又町村の段階におきましては、町村議会が推薦いたします学識経験者というものもありまゝで、相当広範囲にこれに網羅することができ、又農業に關係する団体も農協等がこれに入ることになつております。なお県の段階におきましては、御承知のように各地域から選挙せられた委員のほかに、農協の代表その他農民の団体等も入ることになつております。学識経験者も入ることになつております。大体においてこれで全部の農民層のあらゆる各層を網羅し、且つその意思が反映するものではなからうかと私も考へておるものであります。なお農民組合の問題でございますが、これは農民組合があるといふことも承知いたしております。その農民組合が會つて職前から農村の民主化のために相当御努力を払われて来ておることと我々承知いたしておるのであります。従ひまして、これをどういふ文句で表現するかというところは、最切この問題を討議いたしました当時、金子さんからも先ほどお話がございましたが、金子さんともよく相談したのでありますが、農業の改良発達を目的とする団体ということになつておるならば、都道府県において知事がこれを制限する場合には、それが参加することにおいては何ら差支えもななく、その途が開けておるわけでございします。従ひまして、提案者といひまして大体に全部というわけには参らないかも知れませんが、農民を代表する機関であるということが言ひ得ると考へておるのであります。

○野瀧勝君 これで私は明日に譲ります、小枝さん、あなたの説明はあなたの枠だけの見解でそう言われておると思ひますが、大体農業者委員の元は農地委員と食糧調整委員、土地改良委員、それらが集まつて農業者委員会になつておる。ところがそのときに一番大きな役割を果たしたのは、一番先にやはり農地解放の農地委員でした。その次に食糧の供出問題から、それを農業者委員というものは、食糧調整委員が大きな役割を果たすようになったのです。そういう歴史をこう見て行きますと、その元になつたのはやはり働く農民が中心になつて来たのです。働く農民の組織体としてはやはり農民組合なのであります。その当時……。それがやはり中心になつておるのですから、そういうものを、そういう団体を一応こういう一つの機関を作るに當りまして、そこに一応相談なり、やはりそういう意見を徴することをしなければ、本當のものが生れるわけはない。農民が基本なのですから、そのときにあなたと金子さんが相談を二人でしたからいいという考へ方は、これは少し時代的感覚がずれておるよ。今日はこの程度にしておきましょう。

○鈴木強平君 議事進行で委員長にお願いしたいのですが、会期も迫つておりますし、相成るべくは他の地方行政におきまして、内閣委員会におきまして、まだやつております。大臣以外の質問があれば成るべく今夜約束の時間までやつて頂いて……。○江田三郎君 大臣に根本問題について聞かなければ……。○委員長(片柳真吉君) 今、鈴木委員のようなお話は、先ほど私からお諮りしてございまして、大臣の御出席がなけ



問題につきましても、すべてがどうしてもこの際日本農村の特殊性というものに鑑みて、基本的なものの考え方を成るべく近い機会に結論を得なければならぬというのを私どもは真剣に考えておるわけだ。

○河野謙三君 私は夜中のことですから、少し柔らかく行きますが、三年このかた、私も金子さんとは行きませんでした。本当に極端に言えば、わらじばきで協同組合精神の鼓吹を自分としてはやめた。その場合にこの程度の話をしなければ農民にはわからない。神奈川県では私は標語を作ったのです。農業組合は本妻だ、商人は妾だ。要するに農業協同組合は君たちの財布の延長じゃないか。商人は煎餅買つたり、いろ／＼してくるけれども、これはどこまでも妾で、財布は別じやないか。成るほど商人というものは妾であるから、初めはおしろいをつけて、香水つけてなか／＼当りもいいし、ちよいと食いつきやすいというのだ。併し腹はお前たちに惚れてるんじゃない。本妻のほうはおかききさらして、松の木つかまえたような手をしておしろいもつけていなきや、汗くさい恰好をして、如何にも当りは悪いけれども、やはり本妻はどこまで行つても本妻だから、当りは悪いけれども、本当にお前のことを思つておるのが本妻だ。その本妻と妾の区別が協同組合と商人にはつきりあるのだ、こういう認識で行かなければならないということで、これは私の有名な言葉だ。神奈川県で三年間やつた。ところが初めはよくわかつた、もう妾のところは行きませんというのだ。ところが何と申しまして、一晩眠ればやつぱりおしろいの匂

いがいいから、向うへ行つてしまふ。そこで私はそういうことを三年間繰返して、その結論として、これは駄目だとあきらめた。これは要するに農民個個にもつと自我がなければならぬ。もう少し利己心があればならぬ。

この出発点を持たなければ、今の私の妾、本妻論でやつてもなか／＼話は付かないと思つてゐる。そういうことを私は三年の経験において、これは駄目だということになつたから、あきらめて、どうしたらいいかと考えているときに、あなたたちが、こういうちよつと甘ちよろいを出されたので、私はこんなことで農業団体が再編成されて、農民がこれに食いついて来るということを考えてたらとんでもない間違いだと思つたが、さすがに金子さんは私の先輩だ、よくわかつてゐる。あなたは、政府じやありませんから、政府とは別の立場で、半年か一年の間に、これは何とか出直すというお氣持があるというところははつきりいたしたから、これだけ聞けば私はいいのです。それでなく、ただ上つつらで、こういうことで行かないかと思つたのです。あと私はいいけないと思つたのです。あとは何にも聞きません。ただ願わくは、今の国会及び参議院農林委員会の答弁の一つの方便であつては困る。特に農業団体については、衆議院に四百人おりまして、御両所が一番熱心な人だから、御両所さへ腹がすわつて、私に言われたことを一直線に進まれるなら私はこれで結構です。大要お邪魔いたしました。

○北勝太郎君 お疲れのところ何ですけれども、今の河野委員のお話に関連して、私は一つ伺ひして見たいと思ふのです。今農民の自覚を促すといううのこと、いわゆる組合精神を農民にしつかり植え付けるということの必要なことは河野さんの言われた通りであります。これは私は長年の間組合の経営をしまして、不度今、河野さんの言われるように、講演も自分では下手だから、上手な人に来てもらつて随分やつた。又文書も、新聞でも何でも、いろんなものを農民に読んでもらうようにしました。それと同時に、組合事業そのもの自身で農民に教え込んで行くことが必要だ。成るほど組合というものはこんなものだからということになつて来なければならぬ。私は協同組合は大分古い組合ですから、剰余金など相当出て来てる。現在でも非常に健全な組合です。そこで協同組合は、是非一つ協同組合の利益が出たならば、これは利益は間違えて出るのだ、出そうと思つて出すのじやない。計算の違ひから間違えて出る利益は、努めて一つ社会事業に持つて行くじやないか。殊に農村においては、私どもの村では非常に結核の多いところで困るものですから、病院を作つて、現在でも病床は五十三あります。結核病棟も作つて、そうしてその組合の事業というものは、こういう工合に行くべきものだ。商人に儲けさせたのでは、これは自分らの懐に返つて来ないけれども、組合に利益が出た分はこういう工合にして、そのほかにもたくさんやつておりますけれども、こういう工合にして病氣をしたときに大変都合よくなるのだ。社会全体の利益になる。又組合員だけでなく組合員以外にも病院を使うことができるとなつておりますから、そこで員外利用をさせる、こういう工合にし

て事業の上からも組合精神をよく理解してもらふように進めて来ておる。勿論先ほど言われるような講演も必要です。それから又文書も必要ですが、それと同時に、事業の上で教えて行かなければならない。私はこれを痛感しておるのです。戦争後今まで指導事業というものは殆んど仕事をしなかつた。仕事をしても本當の仕事らしい仕事がかつた。このために実は私の隣村など二千万円からの大きな赤字を出しております。北海道ではそういうふうな随分赤字を出しております。例えば組合の監査等につきましても、よくこれを監査することをお教へて、監査の要点はどこにあるかとこの工合にして、青年等に實際問題としてこれをよく教え込んで、たくさんの方々の理事者、管理者ができるような方法を講じております。言葉だけじゃいかに、実際に組合というものはこんなものだ、又理事者もかくのごとく信用していいのだ、成るほど自分の利益のためにやつてのじやない、農村全体のために、又余格があつたならば社会全体のために行くべきものだといふのでやつて来ておりますが、私の村は幸いにして非常に成績がいい。ただ去年は少し利益が少く赤字が出かつたのでありますが、それがためにどうも見込みのない組合だといふようなことを言ひ出した者がおります。私は暫らく組合を遠去かつておりましたが、そこへ参りました。一カ月間常務理事を引き受けたのであります。そして組合の仕事全部やつた。まあ一つ私に任せてくれというわけ

から、組合員もこれならば見込のある組合になつたということで、離れた組合員が又入つて来ました。そういう工合でありまして、どうしてもこれは組合の幹部の人たちが月給取根性でなしに、本當に農民のために働こうという幹部をたくさん作ることに、それからさつき言つた通りに、農民に成るほどと信じてもらへる、業務の上からもですね、こういう工合に考へておるのであります。大要お邪魔でありましたけれども、御参考にならばと思ひまして申上げたのであります。

○衆議院議員(金子興重郎君) 只今のお話は長い間の経験の結果であるだけに全く適切なお考えだと存じておりますが、それだけに最前も申上げたように、実は現段階の協同組合が信用、購買、販賣事業という、恐らく生活全体の仕事を持ち、而もその事業たるや、その事業を通して農業生産の共同化或いは経済の自主化というよう大きな目標を持つております。而もその事業が非常に多岐に亘り、又性格の違ひ世の中の経済行為を全部包含しておるといふような結果、月々の資産表等を見ましても、恐らくよほどの大会社でもあれだけの資産表の勘定科目を持つたんだ、そういう複雑した経理をやつておるのであります。従つて相当大きな百姓だつたとか、或いは経理に少し程度の経験があるといふのでは、なか／＼あの経営をこなして行くといふことはなか／＼できませんので、せめてそれらに対して指導するといふか、むしろ調査会の末端が援助して行く、経理面の整理に対して……。そうして組合長さんや専務さんは村の方々の一線に立つて連絡、指導、啓蒙に真つしぐらに

当られるようにするのは、その複雑な経理の面に対して一番経済団体である以上は経理が乱れては何にもなりませんが、その点を中央会においてより強力に持つて行きたい、こういう考え方を持つておるわけでございます。

○清澤俊英君 只今農林次官に、江田君が大蔵当局に出席を求めて予算措置に對する意見を聞きたい、こういう発言をいたしましたところ、農林次官は非常に意気込んで立たれて、私は政府代表として何か責任を持つ、おれで済むのだというような御発言をなされた。私はそういうことを言い得る場合は大蔵当局と何か話合がちゃんと付いて、そうしてこれなら大丈夫というときでなかつたら、めつたに私は言えない言葉だと思ふ。現にあなたと齋藤局長とが、この委員会において現に近く玉糸に對する政令は改正して、そうして糸側安定期法の中に入れてこれを行う。現に価格審議會は過ぎてしまつて、まだ入つておられない今日、わざ／＼この忙しい中を齋藤局長に来てもらつて、どうなつてゐるんだと聞いたら、大蔵当局は甚だ邪魔をしておつても仕方がある、と努力してゐる。あなたも言明し、局長が言明しましても、同じ役所内の連絡がとれなければ、それくらいのもものは仕方なからうと私は現に考へておる。考へて今日はここで全員の申入を行なつて、これで一つ是非やつてもらいたい、こう言つて今出て来たばかりなんです。あなたが只今江田君に對して、おれは政府委員だから、何か大蔵政府委員の出席は要らない、こうおつしやるからには、あなたと大蔵

関係におきまして、政府部内において何か交渉があつて、これが通つたらこのものは出すというところをお約束になつてゐるのかどうか、それがなかつたらそんなことは言えないわけじゃないかと思ふのです。はつきりした返事をして下さい。

○政府委員(平野三郎君) 本法案に基きます予算措置につきましては、私は大蔵省を含めた政府を代表してはつきり責任を持つというのを申上げておきます。これは、お話の通り、この点に十分打合せ済みの上でございます。

○清澤俊英君 そうしますと、この法案と政府とは関係ないんだ、こういうことを始終言われておりましたが、関係のないものがおかしな話になるじやないですか。それじやちゃんと初めから関係があつて、一応の内容までの打合せがあつたものと我々は承して差支えないと思ひますが。

○政府委員(平野三郎君) 本法案が提出されますまでは、政府とこの提案者と別段正式の関係というものはないわけでございますが、すでに本法案が国会に提出をせられて、相當に時日を経過したしておるわけでございます。政府といたしましては、かかる法案が提出せられました以上、成立するということに当然予想をして諸般の準備を進める必要があるわけでございます。その間政府部内におきまして予算を伴うという法律でございますので、十分大蔵省と協議をいたしました。只今申上げましたような責任のあるお答えを申上げることのできる段階に達しておるわけでございます。

○江田三郎君 平野大蔵大臣代理に

お尋ねしますが、私は人間というものはおの／＼資格というものとあります。先ほど鈴木委員が議事の進行について言われたときに、私多少大きな声を出しましたが、併し議事の進行を求めるといふ人は、やはり委員会にもきち／＼と出ておつて欲しいと思ふのです。何だかたま／＼現われて議事の進行を言われたかと思つて、すぐに消えてなくなる、自分に直接関係のある養蚕のときには来て言われるが、それが落むと又消えてなくなる、又ひよろりと来られて又議事の進行を言われる。そういうことでは私はその資格を本當に十分持つてゐるのかどうか、人間というものは一つの発言をするのに、やはりそれだけの条件を持たなければならぬことだらうと思ふのでありまして、これは単に農林委員会の運営とか、国会議員がどうとかということではない、人間の生きて行く全体の立場として私は大事なことを申しました。まあそれは要らんことを申しましたが、お氣に召さなかつたら取消しなすけれども……。

○鈴木強平君 私に關することですか、自己弁明をいたしたいと思ひます。従来會議は定足数を以て始まることになつております。同じ委員であつても国会議員には他に用もあるし、従つて欠席したからといつて一々個人の批判は甚だ迷惑である。併しながら、會議の進行に當つて委員長より批判があれば聞こうと思ふ。従つてこの問題は江田さんが鈴木に對する個人の批判でありまして、これはそのままお返しをいたしたいと思ひます。

○江田三郎君 委員長長の御見解を聞きたいと思ふ。

○戸叶武君 個人的な人の問題に關してはやつぱりこういう委員会では論争しないほうがいいと思ふ。国会議員の中にはいろいろな立場々々がありまして、それは外でお二人でお話しますのは自由であつて、委員会においてはさつと公の問題を中心として論議が交されるべきであつて、そういうことは委員長としても、どうこうということもできないでしようから、今後お互いに大いに反省して、それは江田君の氣持も鈴木君の氣持もわかりますけれども、もつと円満に議事を進めることに必要と思ひます。(異議なし「賛成」)と呼ぶ者あり)

○江田三郎君 私は鈴木さんの問題を離れて、そういうような行き方を委員長は好まし、議事の運営の仕方とお考えになつてゐるかどうかということをお聞きしたい。

○委員長(片柳眞吉君) 今の個人的な問題につきましては批判を差控へたいと思ひますが、かような重要法案でもありますし、会期も切迫しておりますので、勿論他にいろいろ他の委員会の関係もありまして、良識ある処置をとつておられるとは存じます。が、今言つたような、会期も切迫しておりますし、重大な法案でありますので、できるだけ差繰つて御出席のほどを委員長としては希望しております。

○江田三郎君 私はこの際議事進行について申し述べたけれども、今まで委員長がこの最終段階になつて、重要問題に入つて、今日明日の問題じやないのです。この数日会期がいつまで延びるということは、三日延びましたけれども、初めは延びただらうということ

で日程を立てた。そのときに大体時間がどのくらいあるかということとはわかつてゐる。だから私も時間は来たからきちんとこへ来て、皆さんが来られなくてもなるだけこへじつと坐つてゐるのです。ところが實際どういふ出席状況であつたか、特に与党としては会期末になつたか、これはもう野党の諸君が欠席しても、与党として人数を揃へるくらいは努力があつてほしいと思ふのですけれども、そういう努力が一体あつたのかどうか。今日までの当委員会のこの議事の進行について、あなた方は今更何かおつしやることございますか。

○委員長(片柳眞吉君) 連記を止め(連記中止)

○委員長(片柳眞吉君) 連記を始め

○江田三郎君 大蔵省の係官を呼んでほしいという私の要求は取消します。これは平野政務次官がこの問題に關する限りは政府全体を代表して答へるというのですから、私は一つ今後とも平野政務次官に補正予算の問題なり、財政法の問題なり、お聞きしなければならぬ。だから大蔵省のかたの出席要求は私は取消します。

○北勝太郎君 議事進行についてちよつと一言申し上げたい。どうも朝の始まる時間が遅いのですが、次回はこんな刻に寄れるような方法の一つお互いに申合せたいものだと思いますが、委員長から一つお諮りを願ひたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 委員長は先ず概して定刻にはこへ来ております

が、この点は甚だ遺憾とするところ  
でございます。(了承「賛成」と呼ぶ者  
あり)併しこの辺はもう大体そういう  
全体の情勢は各委員も御承知と思いま  
するから、特に申合せをいたしません  
でも、もう御良識で御判断を願えるも  
のと存じまして、重ねて時間の勵行方  
を委員長からも各委員にお願いいたし  
たいと存じます。

如何でしょうか、今日はこの辺  
で……。(異議なしと呼ぶ者あり)

○松浦定義君 明日の審議を促進する  
ために、今いろ／＼江田さんから予算  
の問題でお尋ねしたいというお話があ  
りました、やつぱりどうも平野政務  
次官のほう有余り誠意を以て披露され  
たので、その点の食違いができたと思  
います、私もこれはやはり正常  
な意味において、大蔵省関係の責任あ  
る人にやつぱり一応まあ駄目を押しし  
ておく必要があると思ひますので、改め  
て私のほうから委員長に、どの人とい  
うことは私は出しませんから、適当に  
委員長からお計らいを願つて、明日は  
出席して頂くようにお願いしておきた  
いと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 私もそれが適  
当と思ひますから、江田委員からお取  
消しがありました、松浦委員から御  
要求がありましたから、明日は大蔵省  
の関係官を呼ぶことにいたしたいと思  
ひます。

○戸叶武君 それに関連して……。そ  
のことは是非必要だと思ひます。い  
つも議員立法で来たときに、予算の裏  
付けがないということになり、政府は  
いつでも責任ある言動をやつておられ  
ながら、大蔵省でひねられてゐる。で  
き上つた法案もあとで大蔵省に締め付

けられて、そうして整理されて行くよ  
うな状況です。我々の審議権というも  
のが常にそういう点において侵されて  
いるのです。ただ今度の予算の裏付け  
の関係では、大蔵省関係の了解を得た  
ということになつてゐるのではありません  
けれども、駄目押しや何かやはり必要で  
あります、そういう点でやはり大蔵  
省を明日呼んでもらいたいと思ひま  
す。農林大臣と大蔵省を呼ぶことによ  
つて、この法案には我々は非常に不滿  
もありませんけれども、話をもつと具体  
的に突き進むことができません、そ  
うでない、ただ非常にこの委員会  
が冗漫になつて締まらないと思ひ  
ます。これをお願いいたします。

○宮本邦彦君 議事進行。委員長か  
ら、明日はもう会期も切迫してゐるこ  
とであり、まあ今定刻出勤のお互いの  
了解もできたわけですから、折角のそ  
ういふ態勢を崩さないように、政府委  
員の方の出席並びに質問をされるか  
らの御要求等を満足させるように委員  
長のほうからお手配をお願いしたいと思  
ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 了承しまし  
た。

○政府委員(平野三郎君) 明日は農林  
大臣と大蔵省の主計局長或いは次長の  
出席を必ずいたすようにいたします。

○河野謙三君 定刻からやつて頂くこ  
とは結構ですが、朝から定足数とか  
何とかいうことについてはあらかじ  
め了解を願つておいて、各党各派それ  
ぞれ重要法案が、例えば防衛法案と  
か、警察法とか、現に我々緑風会のほ  
うでも午前十時から警察法に対しての  
重要議員総会があるので、これは建前  
としては全員出席しなければならな

い。そういうことがありますから、そ  
ういふ場合に定足数がなければ開けな  
いというのは原則でありましようけれ  
ども、そういう場合にも臨機にこれ  
は定足数をたとえ一人、二人欠けて  
も……。

○江田三郎君 それはそうは行かな  
い。

○河野謙三君 行けるか行けんかそれ  
を相談してもらいたいと言ふのです。  
行けないということは建前でありま  
す。そこらのところをきめておきませ  
んと、現実にあつたあたりは私はなか  
なか、委員長だけ坐つておられまし  
ても、常に定足数を充たしてつと行く  
ということとはなか／＼困難だと思ひ  
ます。こういう点につきまして、私はも  
う少し突つ込んで話をしておかない  
と、あつた定刻に始めて定足数でやる  
んだといつても、いたりいなかつたり  
することになります。そこらの点は  
江田さんのほうでいけないということ  
になりますと、確かにそれはいけな  
い。そこらのところを了解付くものな  
らば付けて行かないと何にもならない  
ですよ。

○江田三郎君 折角の河野さんの提案  
ですけれども、それは私はいけません  
。さつき私が言つたことは不登当だ  
というふうな考え方であられるなら  
ば、私はこの問題についてはきつぱり  
と行かなければなりません。

○委員長(片柳眞吉君) ちよつと速記  
を止めて下さい。

(速記中止)

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めて  
下さい。

それでは今のようです、それから特に御出  
席をお願いいたします。特段の支障

のない限り出席を御勵行になつて頂き  
まして、十分な審議をして頂きたいと  
思ひますので、御協力を願ひたいと思  
ひます。

○江田三郎君 今の委員長の言葉の中  
に決定的なことがあるかどうか私はわ  
からないのですけれども、ともかく私  
は意見を留保しておきます。

○委員長(片柳眞吉君) それでは本日  
はこれにて散会いたします。

午後十一時四十四分散会

昭和二十九年六月二十四日印刷

昭和二十九年六月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局